

2022 年度  
点検・評価報告書

聖心女子大学

## 目次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育課程・学習成果	32
第5章 学生の受け入れ	56
第6章 教員・教員組織	67
第7章 学生支援	74
第8章 教育研究等環境	88
第9章 社会連携・社会貢献	104
第10章 大学運営・財務(1)大学運営	111
第10章 大学運営・財務(2)財務	120
終章	123

## 序章

本報告書は、教員と職員の全員参加と教職協働によって内部質保証システムを稼働させ、聖心女子大学の教育の質と大学運営全体に係る内部質保証活動について実施した自己点検・評価の結果を現時点でまとめたものである。今回の認証評価の申請に際し、大学運営をリードする経営会議委員(学長、3副学長、図書館長、事務局長)が「点検・評価報告書」各章の担当責任者となり、関係する各部署・委員会と協働して執筆に当たり、経営会議内で内容上・編集上の検討を重ねてきた。清泉女子大学、一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会事務局、及び宮代会(本学同窓会)による外部評価も取り込んでいる。

1948年創立の聖心女子大学は、2023年に創立75周年を迎える。わが国の女性に高等教育への道を開くため、ローマ教皇ピオ10世の要請により日本に派遣されたカトリック女子修道会「聖心会」は、1908年の来日以降、語学校、幼稚園、小学校、高等女学校を順次開設、1916年にはわが国初のカトリック女子高等教育機関である私立聖心女子学院高等専門学校を開設(創基)した。これが1948年に、民主国家・文化国家・平和国家建設の気運の中、戦後最初の新制大学の一つである聖心女子大学に発展し、1952年には女子大学で日本初となる大学院を設置した。

聖心会はフランス革命の混乱に揺れるパリで1800年に誕生した。その翌年にはアミアンに聖心女子学院を設立。以来、世界各地に展開して学校を設立し、現在は約30か国に150校の姉妹校を有する。その共通の建学精神は、創立者である聖マグダレナ・ソフィア・バラの「若い人々がイエスのみこころ(聖心)への本当の礼拝の精神に生きる人に育っていくよう導く」という教育ビジョンのもと、他者に尽くすイエス・キリストの生き方に倣いながら、人々の必要と時代のニーズに応じて愛を実行する賢明な女性を育てることである。本学はこの建学の精神に基づき、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関りを深めてよりよい社会を築くことに貢献する女性を育成すること」を、教育理念としている。

この教育理念のもと本学では、一貫してキリストの教えに基づく高度な学問・教養の学修を通じて、愛深く自立した数多くの女性を社会に送り出してきた。具体的には、リベラル・アーツ教育による幅広い学問・教養の修得、基礎課程への一括入学後2年次での学科、専攻選択、少人数制を重視しての国際性・実践性・発信力の養成、学生による活発なボランティア活動と「聖心スピリット」(社会やまわりの人々が必要としていることに敏感に気づき、頭を使い、心を使い、手足を使ってより良い状態をつくりだそうとする、そんなエネルギーを“聖心スピリット”と呼んでいます。)の発揮等々の特色を通じて、倫理観の確立した人間性豊かな女性の育成を伝統としている。この間の本学卒業生の多方面での活躍、社会への貢献は広く認知されており、近年の極めて高い「就職力」も、その証左のひとつといえる。

本学は、1994年度以来、教学部門・事務部門で自己点検・評価に取り組んできた。1996年には学則第1条を改正して、本学設置目的のよりよい達成を目指して自己点検・評価を行うことを定め、1997年には「自己点検・評価規程」を制定施行。さらに「内部質保証に関する方針」を定めて、この「方針」と「自己点検・評価規程」に基づき2008年度以降、毎年自己点検・評価を実施し、その結果を各年度の大学基礎データとともに大学公式WEBサイト上に公表し、併せて必要な見直しも重ねてきた。

その流れの中で、大学基準協会による第1期認証評価を2010年度に、第2期認証評価を2017年度に受審した。いずれも「適合」との認定を得たが、第2期では、2020年8月に提出した「改善

報告書」に対し、「全学評価委員会を中心に検討を行い、学部・研究科において改善に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる」とされつつも、なお3項目について「引き続き改善が望まれる」とされた。現在、その改善に努めている。

より抜本的なこととして本学では、中央教育審議会の答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(2018年11月26日)も意識しながら、2018年度に、大学としての理念・目標・方針の一層の明確化と理解の共通化を図って「聖心女子大学グランドデザイン」を策定した。その具体的展開として翌2019年度には学部名称を文学部から現代教養学部に変更、同時に、その趣旨に合わせて8学科の教育目標の再確認と3つのポリシーの再定義に取り組んだ。そして完成年度(2022年度)を考慮しながら、それらの実質化を推進するため「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020～2024年度)」を定めた。

この5年計画は、今後の本学の発展の道筋を描く青写真であり、次のA～Gの7つの基盤的目標(中項目は略)と、創立75周年記念事業及びブランディングの向上とから成る。

A.教育理念を実質化するための内部質保証体制、B.次世代を見据えた教育の再構築と教育研究力の向上、C.本学の社会的責任の明確化とその実現、D.アドミッション・ポリシーに適合した学生の安定的確保、E.教育研究を活性化するための環境・支援体制の充実、F.学生の成長を見守り、支援する体制の充実、G.大学運営のための人的・物的・資金的基盤の整備。

これにより本学の内部質保証体制はシステムとして機能・運用することが可能になった。内部質保証は、教育理念を踏まえた3つのポリシーを起点とする教育の質保証と、中期目標・中期計画を土台にした大学全体の活動の質保証の両方が求められるが、その両面にわたって点検・評価し、改善向上を図る仕組みが構築され、運用が始まったのである。

本学ではかつてより、全学的な点検・評価を検討、調整する機関として全学評価委員会を置き、恒常的に点検・評価を担う組織としては学部、大学院にそれぞれ将来構想・評価委員会を設置している。2021年には、事務部門で両者をつなぐ全学評価事務専門部会を新たに設け、学内全部署、全教職員の参加による内部質保証の実現向上に努めている。

実際には、中期目標・中期計画を踏まえた年次事業計画を前年度内に立て、新年度の9月には大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目を参考に、本学独自の点検・評価項目を並べた共通フォーマット(点検・評価シート)を用いて前期の自己点検・評価を、1月には後期のそれを実施して、当該年度の事業報告書を作成する。この事業報告書が中期目標・計画の達成度や直面する課題を示し、それを踏まえて次年度の事業計画を立てる。このように内部質保証システムに基づいてPDCAサイクルを回せる仕組みが樹立されたのである。創立75周年を祝う2023年度には、現行の中期目標・中期計画自体を点検・評価して総体的な達成度を測り、2024年度には次の5年間(2025～29年)の中期目標・中期計画を策定する算段である。

もともと、ウィズコロナの創出要請もあり、新5年計画の方針策定はすでに始まっている。各学位プログラムの確立に向けたカリキュラムの系統化、本学の特徴である副専攻制度を整備充実して学生が今以上に履修し易くすること、分散型を採用している本学のIR機能のさらなる活用、2020年5月発出の「聖心女子大学気候非常事態宣言」を実行するため学修内容や運営、大学文化も含めた大学全体のエコ・キャンパス化を推進すること等である。

なお、2019年2月以降、新型コロナウイルスのパンデミックに襲われ、本学でも毎週、教員と職員の協働による対策本部会議を開催して種々の困難に対応してきたが、上記の中期目標・中期計画を定めていたために、軸がぶれることなく、学内での共通理解を深めつつ具体的対応を取ることができた。本部会議は現在も、原則として毎週開催されている。

## 第1章 理念・目的

### 1.1 現状説明

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

#### 【評価の視点】

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

聖心女子大学は、カトリックの女子教育修道会である聖心会を設立母体として、1916年創立の私立聖心女子学院高等専門学校を前身とする新制大学として、1948年に発足した。現在、現代教養学部には8学科2専攻、大学院文学研究科は、修士課程・博士前期課程として6専攻、博士後期課程として3専攻を擁している。また附属研究所としてキリスト教文化研究所、心理教育相談所及びグローバル共生研究所を設置している。

本学の教育理念の根本は、1801年フランスで聖心女子学院を創立した、カトリック修道女マグダレナ・ソフィア・バラの「キリストの精神に学ぶ」という教育理念・教育目的に基づいている。1996年には現代の社会状況の中で本学がいつその存在意義を発揮できるよう、建学の精神を明確化し育成すべき人間像の具体化を図るために理念検討委員会が設置された。同委員会の入念な検討と教授会の上を承を経て次のように「聖心女子大学の理念」としてまとめ、学生、教職員に周知するとともに、大学公式WEBサイトに公表している(根拠資料 1-1【ウェブ】)。

#### 聖心女子大学の理念

聖心女子大学は、マグダレナ・ソフィア・バラが1801年にフランスで創立した聖心女子学院の教育理念に基づいて、設立された大学である。その教育理念は、一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めることにある。この精神(「聖心スピリット」)は、世界各地の聖心姉妹校に共通するものである。

本学は、この建学の精神に基づき、

- 高度な学術的・専門的知識の探究を通じ、新たな知の世界を切り拓く創造力と批判力を養い、それにより高められる豊かな教養を備えた人間を育成する。
- 個としての自己を確立し、かつ地球を共有する人類の一員として世界を視(み)、人々と交わり、そしてこれらの重要な関心事に自ら関わることのできる広い視野、感受性、柔軟性および実践的な行動力を持つ人間を育成する。
- 社会の急激な変動に対応できる思考力と判断力を持ち、現代のみならず、未来に向けても自らの考えを自らの言葉で発信できる人間を育成する。

この目標を実現するために、大学・教職員・学生・卒業生は、一体となって聖心の教育コミュニティーを形成する。大学および教職員は常に研究・教育水準の向上に努め、学生および卒業生は、その育まれた資質や成果を、在学時に培われた「聖心スピリット」とともに広く社会に還元できるよう、それぞれにおいてその責任と積極性が求められるものである。

学部の目的は聖心女子大学学則において次のように定めている(根拠資料 1-2 (1-1-1))。

第1条 本学はキリストの精神にもとづき、女子に高度の教養を授けるとともに、専門の学術を、教授研究し、豊かな見識とすぐれた人格をもって、社会と文化の発展に寄与する人物を育成することを目的とする。

また、大学院については聖心女子大学大学院学則に次のように定めている(根拠資料 1-2 (1-1-2))。

第1条 聖心女子大学大学院(以下「本大学院」という)は、キリストの精神にもとづき、女性に高度な学術研究への道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた、創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成をつうじて、人類の文化の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

上述の「大学の理念」並びに目的に示されるキリストの精神、創立者の教育理念を大切にしたい女子教育を実現するために、本学では創立以来変わることなくリベラル・アーツ教育を堅持している。また、少人数教育の中で自らの専門分野を深く学ぶとともに、多くの科目の中から自由に選択して学ぶことのできるカリキュラムを設定している。これらの科目群は 2022 年度教務委員会における議論を通し「聖心リベラル・アーツ」科目として整理、充実化され、2023 年度から運用を開始する。その教育内容は、幅広い知識、柔軟な思考力、的確な判断力を養う真の教養教育を通して、自立した人格の形成により広く社会に貢献することのできる人材の育成を目指すものであり、現代社会の急激な変化、予測不可能な状況においても、人々と協力して生き抜く力を持つ人間の育成に繋がるものである。この理念・目的のもとで在学時に育まれた資質、培われた実践的な行動力、「聖心スピリット」をもって、多くの卒業生が地域社会においてのみならず世界的にも力を発揮している。

現代教養学部、文学研究科の目的については、「聖心女子大学の理念」及び「学則」に定めた目的を踏まえて設定しており、「教育研究上の目的」に関して以下のとおり検証に努めている。

現代教養学部は、英語文化コミュニケーション学科(2019 年度改称)、日本語日本文学科、史学科、人間関係学科、国際交流学科、哲学科、教育学(教育学専攻、初等教育学専攻)、心理学の8学科2専攻で構成されている。各学科、専攻では、上記の「大学の理念」及び学則に基づき、2011 年度にそれぞれの独自の「教育の目標」と「卒業生像」を定めている。その後、自己点検・評価活動の一環として、2017 年度第3回将来構想・評価委員会にて学科、専攻別「人物の育成に関する目的及び教育研究の目的」について検討を進めることが了承され、「聖心女子大学人物の育成及び教育上の目的に関する規程」を 2018 年4月1日から施行している(根拠資料 1-2 (2-1-1)根拠資料 1-3、基礎要件確認シート表 2、根拠資料 1-4(309 頁))。

大学院文学研究科は、英語英文学専攻(修士課程)、日本語日本文学専攻(修士課程)、史学専攻(修士課程)、社会文化学専攻(博士前期課程・後期課程)、哲学専攻(修士課程)、人間科学専攻教育学分野(博士前期・後期課程)、人間科学専攻心理学分野(博士前期課程・後期課程)、人文学専攻(博士後期課程)の各専攻により構成されている。大学院各専攻では、前述の「大学の理念」及び大学院学則に基づき、それぞれ独自の「教育研究の目的と目指す修了生像」を 2006 年度に定め 2014 年度に見直しを行った(根拠資料 1-4(256 頁))。また、学部につき、自己点検・評価活動の一環として、2018 年度第 1 回大学院将来構想・評価委員会にて大学院専攻別「人物の育成に関する目的及び教育研究の目的」について検討を進めることが了承され、「聖心女子大学大学院人

物の育成及び教育上の目的に関する規程」を2019年4月1日から施行している(基礎要件確認シート表 2、根拠資料 1-2(2-1-2)根拠資料 1-4(311 頁))。

大学院では高度な専門性を持つ学問の教育、研究を通して学問の進歩に貢献することを目指す、「大学の理念」の一層高度な次元における実現を果たすことも大切である。大学院では狭い専門の枠を超え、一段と高い視点から物事を捉え、総合的な判断力を培い、社会と人類の文化に貢献できる人間の育成に力を入れている。

このように、本学は、大学の理念・目的を踏まえた学部及び研究科の目的を設定し、検証に取り組んでいる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

**【評価の視点】**

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

**【大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示】**

大学、大学院の目的については、「学則」「大学院学則」に適切に定め、大学公式 WEB サイトで公表している(根拠資料 1-5【ウェブ】、根拠資料 1-6【ウェブ】)。

現代教養学部各学科、文学研究科各専攻の目的については、本学の「建学の精神」及び「学則」に定めた目的を踏まえ、学部は、「聖心女子大学人物の育成及び教育上の目的に関する規程」に、大学院は、「聖心女子大学大学院人物の育成及び教育上の目的に関する規程」に適切に定め、大学公式 WEB サイト及び『履修要覧』にて公表している(基礎要件確認シート表 2、根拠資料 1-4(309 頁、311 頁))。

**【大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表】**

本学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、大学公式 WEB サイト、『履修要覧』『大学ガイドブック』大学ポートレート等を通じて教職員、学部学生、大学院学生及び大学関係者や社会一般に公表周知されている(根拠資料 1-7)。

教職員に対しては、学校法人本部による新任教職員研修への教職員派遣(毎年春季開催)、2015 年度以降毎年、学長補佐による建学の精神をテーマとする教員向け研修会及び職員研修会の実施(2022 年 6 月 14 日開催)など、建学の精神の理解を深める機会を積極的に設けてきた(根拠資料 1-8)。

これに加え、学部については、建学の精神、大学の理念の浸透に努める科目として、卒業要件にキリスト教学を設定しており、キリスト教学Ⅰは1、2年次生で4単位修得、キリスト教学Ⅱは、3、4年次生で4単位修得することとしている。伝統的に受け継がれてきた1年次生対象の「ジェネラルレクチャー」というプログラムがある。これは、学生の広い視野と教養を培うためにさまざまな講演を企画したものであるが、入学当初の時期には理事長、学長の話をとおして本学の理念、目的を周知する機会を設けている(根拠資料 1-9)。2年次以降については、年度初めの学科別ガイダンスにおいてその機会を設けている。また、2008 年度より総合現代教養科目として開講する「聖

心スピリットと共生」(講師:聖心会シスター)など建学の精神や大学の理念を学生たちに理解させるべくさまざまな取り組みを行っている(根拠資料 1-10)。

このほか、大学の教育理念の具現化を目的として、2015 年度より褒賞制度が施行された(根拠資料 1-2(4-5-1)、根拠資料 1-2(4-5-2))。聖心女子大学学長賞は、学術研究活動、課外活動、社会活動等で活躍した学生・団体を随時顕彰する制度であり、2021 年度には1団体が受賞し、翌 2022 年度入学式式典にて表彰された(根拠資料 1-11)。また、聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ記念学長賞は本学建学の精神をよく体現し模範となる学生生活を送った新卒業生を褒賞する制度であり、2021 年度は3名の卒業生が卒業式式典にて表彰された(根拠資料 1-12)。また、社会貢献活動・人道支援活動など、本学建学の精神に適った活動を行なおうとする、または行っている学生(個人、団体)による企画に対して活動計画を奨励し資金的に支援する 聖心女子大学ボランティア活動奨励金制度「はばたけ聖心プロジェクト」を 2017 年度に創設し、支援を行っている(根拠資料 1-13、根拠資料 1-14)。

大学院も学部と同様に、理念・目的を、大学公式 WEB サイト及び『履修要覧 2022』、大学ポートレート等を通じて学内外に周知している(根拠資料 1-4(311 頁))。また、大学院入学後のガイダンスにおいて、副学長(学務・大学院担当)より、履修ガイダンスの際に教育理念・目的を説明している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

**【評価の視点】**

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定  
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

**【中・長期の計画その他の諸施策の設定】**

本学はこれまで、時代の要請、社会の変化に即応しながら、中長期的な構想や計画を推進してきた。2013 年度からは事業計画及び事業報告を大学公式 WEB サイトに掲載して、学内外に周知した。2019 年度には、「教育理念」のもとに将来を展望し、2020～2029 年度の 10 年間に育成しようとする人物像や、資質・能力、大学としての今後の在り方、財務等、大学運営全体に関する基本姿勢や基本目標を示した「グランドデザイン」を策定した。この「グランドデザイン」は「よりよい未来の実現に向け社会に新しい希望や可能性をもたらすことのできる女性を世に送り出す。」ことを基本方針としている。「グランドデザイン」の策定の後、「グランドデザイン」に基づき、2020～2024 年度の5年間について、具体的な活動目標・計画を示す、中期目標・中期計画の検討を将来構想・評価委員会において開始し、2020 年度に「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020 年度～2024 年度)」を公表した(根拠資料 1-15【ウェブ】、根拠資料 1-16【ウェブ】)。

教育理念を明確化し、強く打ち出していくため、本学は 2019 年度入学者から学部名を「文学部」から「現代教養学部」に変更し、次世代を担う学生たちへの教育を充実させる取り組みを未来に向けて着実に実行していくための7つの基盤的目標を立てた(表1)。



表1 7つの基盤的目標の位置づけ

A. 教育理念を実質化するための内部質保証体制の確立	点検評価・改善
B. 次世代社会を見据えた教育の再構築と教育研究力の向上	教育研究活動
C. 本学の社会的責任の明確化とその実現	
D. アドミッション・ポリシーに適合した学生の安定的確保	学生確保
E. 教育研究を活性化するための環境・支援体制の充実	教育研究の支援体制
F. 学生の成長を見守り、支援する体制の充実	
G. 大学運営のための人的・物的・資金的基盤の整備	大学運営インフラ

7つの基盤的目標は次のような階層構造として設置されている。まず、「大学運営のための人的、物的、資金的基盤の整備(G)」を行い、「教育研究を活性化するための環境・支援体制の充実(E)」「学生の成長を見守り、支援する体制の充実(F)」によって教育研究やその担い手である学生、教職員を支援する制度を整える。その枠組みの中で、「アドミッション・ポリシーに適合した学生の安定的確保(D)」を実現し、「本学の社会的責任の明確化とその実現(C)」「次世代社会を見据えた教育の再構築と教育研究力の向上(B)」を進めていく。また、「教育理念を実質化するための内部質保証体制の確立(A)」を進めることで、大学全体の活動や事業を常に点検・評価、改善していく。

この「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」は学長の下での経営会議において原案を作成し、将来構想・評価委員会及び大学院将来構想・評価委員会において各学科、専攻の意見を聴き、全学評価委員会事務専門部会にて、事務部署からの意見を聴き、全学評価委員会にて検討し、教授会にて了承の上、理事会などで議論を重ねたうえで策定されている。「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」は、2020年4月に施行された改正私立学校法に基づく学校法人の中期的な事業計画に位置付けている。本計画は、毎年の自己点検・評価活動による見直しを図り、計画の充実を図ることとしている。2023年度に受審する大学評価(認証評価)の結果等を踏まえ、必要に応じて「2024年度重点事業計画」の策定にて計画の見直しを行う予定である。

## 1.2 長所・特色

本学の教育理念は、18世紀のフランスで聖心会を立ち上げ、女子教育に取り組んだ聖マグダレナ・ソフィア・バラのキリスト教信仰とその足跡とが、その基盤となっている。さらに、戦後、初代学長として本学の基盤を構築したマザー・エリザベス・ブリットの影響は大きく、彼女が残した数々の言葉は、本学教職員や歴代の学生や卒業生に受け継がれ、本学の教育研究や学生の行動の思

想的・精神的支柱として共有されてきた。こうした伝統的、精神的風土の上に本学の教育理念やポリシーが策定されている。

近年は学生層の多様化にも配慮し、キリスト教関連の授業や自校教育と合わせ、本学の創立、発展に関わった人物の名をセンターや施設に冠し、教育研究活動の重要な機能を担わせることで理念の浸透を図っている。たとえば、聖心会の創始者の名にちなんだマグダレナ・ソフィアセンターは、本学の学生が建学の精神に学び、自ら社会との関わりを深めることの支援・促進を目的とした部署であるが、2014年9月、その内部にカトリックルームを新設した。同ルームは学生が自由に利用でき、聖書の勉強、祈り、聖心会シスターとの交流、各種宗教行事の実施など、カトリック精神の涵養に資する場として活用されている(根拠資料 1-17)。なお、2019年度までは、入学直後のオリエンテーション期間に新1年次生全員が参加する始業ミサを開催してきたが、新入学生の中にはキリスト教に初めて触れる学生もいることから、キリスト教の授業などを通して、キリスト教の理解を深めた後、キリスト教に触れる行事に参加してもらうための工夫が必要とのミッション推進会議での議論も踏まえ、2021年度から同センターの主導により、7月(前期の終了間際)に「1年次生のための聖書と祈りの集い」を開催している。これにより、建学時から年度初めに学生・教職員合同で行われてきたミサが、現代のニーズに合わせ、かたちを変えながらも本学の特徴的な行事として継続されることとなった(根拠資料 1-18)。さらに、2017年に新設された4号館には、初代学長の名を冠した「マザー・ブリット記念ホール」が設置され、授業の他、各種のイベント、説明会等で学生、教職員が日常的にその名に接する機会が増えることとなった。

このような多様な機会を通し共有された理念の下で、本学では社会のニーズの変化に対応した、中・長期的な教育組織のあり方の検討、教育方法・内容、カリキュラムの編成等を円滑に進めることができている。学長のリーダーシップのもと、学部については、2020年5月に「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」が設置され、現代教養学部の実質化を目指したカリキュラム、教育内容、教育方法等が検討された(根拠資料 1-19)。このワーキンググループの報告を受け、2023年度入学者から学部のカリキュラム改革のスタートが予定されている。また、大学院については、大学院の在り方を検討し、現代教養学部完成年度となる2022年度内に、新しい大学院の文部科学省認可を得るための方策について整備し、提言を行うために「大学院の充実・活性化検討ワーキンググループ」が設置され、検討の結果、2023年度入学者より、文学研究科を「人文社会科学研究科」に名称変更することが提案され、決定した。このように本学は新たな事業を検討する際、教職員によるワーキンググループを設置し、教員及び職員が協働する土壌がある。理念が全学的に浸透していることの証とも言えるが、これを制度的にも位置付けるため2022年度に委員会規程を改正し、委員会に職員が投票権を持つ正式メンバーとして参加する体制が整った。本学は、2023年度に創立75周年を迎えるため75周年記念事業の準備を進めているが、この事業においても各種ワーキンググループを設置し、共有化された理念の下、教職員及び学生の意見を反映した各種事業の準備を進めている(根拠資料 1-20)。

### 1.3 問題点

本学においては、上記に示した通り、歴代のカトリック修道者(聖心会会員)の指導により、日常の活動の中で本学が大切にしている価値観や理念が暗黙の裡に共有・維持されてきた。一方、明文化された教育理念、目指す卒業生像、3つのポリシー、ランドデザイン、中期目標・中期計画等に関しては、伝統的な価値観に基づき吟味された内容であるものの、とすれば、それぞれの有機的な関係を学生、教職員が把握しにくい状況にある。今後、伝統的に本学に育まれてきた価値

観と諸概念間の関係をより明確化し、各学科の方針との有機的なつながりを分かりやすく示すことで、大学関係者が等しくこれらを共有できるようにする必要がある。また、広報的な視点にも配慮しつつ、情報公表の方法を工夫し、学外に本学が求める教育目的を正しく伝えることが必要である。

また、本学のミッション(使命)の達成に関しては、様々な部署で活発に取り組みが行われてきたが、大学内でそれぞれの動きと成果及び見出した課題を常時、迅速に把握できる仕組みを設け、各部署が相互に連携しやすい体制作りをすることも今後の課題である。

#### 1.4 全体のまとめ

現代教養学部、文学研究科の理念・目的を適切に設定し、人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則上及び規程として定めるとともに、現代教養学部各学科の教育の目標と目指す卒業生像及び大学院文学研究科各専攻の教育研究の目的と目指す修了生像を『履修要覧』に明記し、大学公式 WEB サイト等によって、教職員、学生ならびに受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。本学は、こうした基本理念や目標を大学関係者と共有する努力を継続し、今後の中長期的な計画の推進においても、創立当初から重視されてきた理念・目的を継承しつつ、時代の要請を踏まえた新たな考え方を取り込みながら、活動を通じて組織的な検証を重ねていく必要がある。

## 第2章 内部質保証

### 2.1 現状説明

#### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

##### 【評価の視点】

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

##### 【内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示】

本学の内部質保証のための方針の基本姿勢については、前回の第2期認証評価を受審した2014年度当時から2021年度までは、以下の1のとおりであった(内部質保証に関する方針)。

##### 「2021年度までの内部質保証に関する方針」

#### 1. 基本姿勢

聖心女子大学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の理念及び社会的使命を達成するために、大学の質を自律的に保証する体制を整え、大学の状況を社会に積極的に公表していく。

#### 2. 組織・体制

「聖心女子大学自己点検・評価規程」に基づき、全学レベルの組織として全学評価委員会を置き、部局レベルの組織として文学部、大学院、キリスト教文化研究所、心理教育相談所、図書館、学寮、事務組織、その他本学の学則に定める組織、を「評価単位」として設置する。将来構想・評価委員会は文学部の、大学院将来構想・評価委員会は大学院の内部質保証を継続的に担い、特に将来構想・評価委員会は大学全体の内部質保証の在り方を継続的に検討するものとする。

#### 3. 点検・評価の実施

大学の諸活動について年度ごとに点検・評価を実施し、その結果を広く社会に公表するとともに、学内にフィードバックする。点検・評価に際しては大学基準協会の「大学基準」と点検・評価項目を手掛かりとしつつ、大学固有の評価の視点や到達目標を設定して大学の特色、独自性を生かすことに努める。組織レベル、個人レベルを問わず、大学の諸活動において方針・目標を設定し、点検・評価結果を次の改革・改善に生かしていくという、恒常的な内部質保証の意識の浸透を図る。

#### 4. 検証の実施

「大学基準」ごとに点検・評価結果の妥当性を検証し、活動状況の適切性を検証する委員会を指定するとともに、全学評価委員会も大学全体の立場から検証を行う。改善課題の集約、検討は将来構想・評価委員会及び経営会議が行い、関連委員会、部局も改善の検討、実施を分担する。こうして内部質保証システムを適切に機能させる。

#### 5. 指摘事項への対応

認証評価機関、文部科学省等からの指摘事項に対しては学内で問題意識の共有を図り、迅速に対応して真摯に問題の解決に取り組む。

#### 6. 質向上への努力

教員が個人として教育、研究の質の向上に取り組むばかりでなく、FD協議会による組織的な

FD 研修を通じて教員の努力を支援する。また、ハラスメント防止委員会、研究倫理委員会等の活動を通じ、コンプライアンス意識やモラルの向上を図る。

#### 7. 情報の公開

社会に対する説明責任を果たすとともに、本学の教育研究の質を向上させる観点から、本学の教員による教育・研究成果等については分かり易く詳しい内容として常に最新の情報に更新し、その他大学の現況についても、大学ホームページ、大学ポートレート等を活用して積極的に社会に発信する。

#### 8. 内部質保証システムの向上

点検・評価、検証に当たっては客観的なデータ、資料に基づいて行い、根拠資料を系統的に収集することに努める。そのためにも大学としての IR 機能の充実を進める。そして、学外者からの意見聴取により内部質保証の取り組みの客観性を確保する方策を検討し、早期に実行に移す。全教職員の意思の反映した内部質保証システム作りを目指すうえで、部門・所管別に作成される情報等の共有化を進める。また、内部質保証システムの在り方自体についても不断の検証を行う。

上記の方針に基づき、経営会議委員及び各学科の将来構想・評価委員、大学院将来構想・評価委員、各センター長、各事務部署の部次課長等で構成される全学評価委員会委員が、内部質保証の牽引役を担ってきた。

自己点検・評価活動の実施にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に準拠し、本学独自の点検・評価項目を追加設定した共通フォーマット(点検評価シート)を用いるほか、各評価単位による自己点検・評価報告書の記述内容を将来構想・評価委員会内の委員同士で相互にチェックし合うピアレビューを実施するなど、自己点検・評価の客観性及び妥当性の向上に努めてきた。また、3つのポリシーの策定単位である、学科、専攻ごとに自己点検・評価活動を実施してきた(根拠資料 2-1)。

第2期認証評価の受審後、2018 年度までは自己点検・評価活動の基準として大学基準協会が定める「大学基準」を中心に上述の「内部質保証に関する方針」に従って進めてきたが、その後、2019 年 11 月に策定した「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020 年度～2024 年度)」を活動の基準とし、その際、大学基準協会が定める「大学基準」を参考に進めることが 2020 年 5 月 29 日の全学評価委員会において了承され、「2019 年度点検・評価報告書」から中期目標・中期計画に基づく自己点検・評価活動実施に変更されている。2020 年度自己点検・評価活動からは、中期目標・中期計画を策定後、これに基づく本学の「現状」の整理と「課題」を洗い出し、その分析に基づいて次年度の事業計画を策定するという「点検・評価」の手続きを明確化した(根拠資料 2-2)。

加えて、上記「内部質保証に関する方針」に関して、2022 年度第3回将来構想・評価委員会において、各種方針の見直しの一環として、検討がなされ、2022 年度第7回教授会において、改訂された以下の方針が了承された。また、併せて「聖心女子大学の内部質保証体制図」を作成し、大学公式 WEB サイトに公表した(根拠資料 2-3【ウェブ】)。

### 聖心女子大学の内部質保証に関する方針

#### 1. 基本的な考え方

(1) 本学の教育理念、教育目標及び各学科・大学院各専攻が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針

の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動について、自ら自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。

- (2) 全学における内部質保証の推進を担う組織(全学的内部質保証推進組織)は、「聖心女子大学自己点検・評価規程」に基づき、全学評価委員会とし、部局レベルの組織として現代教養学部、大学院、キリスト教文化研究所、心理教育相談所、グローバル共生研究所、図書館、学寮、事務組織、その他本学の学則に定める組織、を「評価単位」として設置する。
- (3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を行うよう努める。
- (4) 自己点検・評価結果については、情報公開の観点から社会に積極的に公表していく。
- (5) 教育の質保証について、各組織が全学一体となって連携・協力し、大学としての責任を果たす。

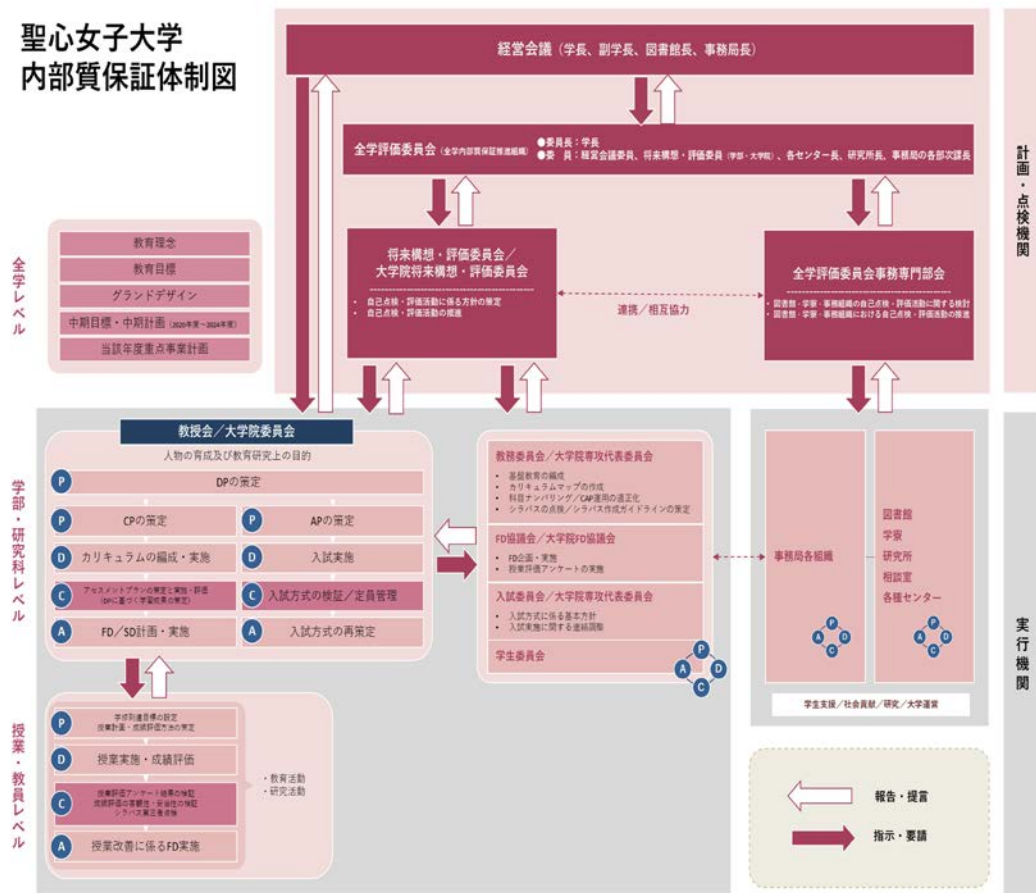
## 2. 組織の権限・役割等

- (1) 全学的内部質保証推進組織である全学評価委員会の下に将来構想・評価委員会(学部・大学院)及び全学評価委員会事務専門部会を置き、各学科・大学院各専攻及び事務組織の自己点検・評価活動を推進する。
- (2) 将来構想・評価委員会(学部・大学院)は、教育目標、3つのポリシーに基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を全学評価委員会に報告する。
- (3) 全学評価委員会事務専門部会は、全学評価委員会の下で自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を全学評価委員会に報告する。
- (4) 全学評価委員会は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対してフィードバックを行い、改善活動を促進する。

## 3. 手続き・運用

- (1) 全学的内部質保証推進組織である全学評価委員会の業務、権限、その他の運営に関しては、「聖心女子大学自己点検・評価規程」に定める。
- (2) 各学科・大学院各専攻の自己点検・評価活動を統括する将来構想・評価委員会(学部・大学院)の業務、権限、その他の運営に関しては、「聖心女子大学教授会規程に基づく委員会規程」、「聖心女子大学大学院委員会規程に基づく委員会規程」に定める。
- (3) 全学評価委員会事務専門部会の業務、権限、その他の運営に関しては、「聖心女子大学全学評価委員会事務専門部会内規」に定める。
- (4) 「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」に基づき、大学基準協会が掲げる「大学基準」を参考に点検・評価結果の妥当性を検証し、活動状況の適切性を検証する。
- (5) 本学の内部質保証推進体制については、関係組織と連携しながら継続的、組織的に検証し改善を行う。

## 聖心女子大学 内部質保証体制図



さらに、2022 年度第 15 回教授会において、「内部質保証に関する方針」を見直し、「全学評価委員会規程」を制定した。これに伴い、「全学評価委員会事務専門部会内規」及び「内部質保証体制図」を一部改正し、2023 年度からの自己点検・評価活動は本方針等に基づき実施する計画である(根拠資料 2-4)。上記の規程等の改正により、学部、研究科レベルの教育・研究面に関しては将来構想・評価委員会が、また、大学運営面に関しては事務専門部会が点検評価を行い、それらの報告を基に、全学評価委員会が全学レベルでの評価を実施するという役割構造を明確化する。これにより、情報の集約と分析が精緻化され、2022 年度から導入した全学評価委員会による学長への「提言書」と、これに基づく学長から全学への「指示書」の仕組みを活用することで内部質保証の一層の機能強化が見込まれる。

### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

#### 【評価の視点】

- 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学における内部質保証体制は、「聖心女子大学内部質保証体制図」に示した通りであり、全学内部質保証推進組織は①経営会議、②将来構想・評価委員会(大学院将来構想・評価委員会)、③全学評価委員会事務専門部会、④全学評価委員会の4つの組織が教授会及び大学院委員会とも密接な連携の上、運営されている。なお、毎年の自己点検・評価活動は、「自己点検・評価活動のプロセス図」に示した枠組みで実施している(根拠資料 2-5)。

本学では、全学的な基本方針を審議する機関として経営会議(学長、副学長(評価・広報担当)副学長(学務・大学院担当)、副学長(学生担当)、図書館長、事務局長)を設置し、内部質保証の推進に責任を負う組織として、「聖心女子大学自己点検・評価規程」及び「聖心女子大学全学評価委員会事務専門部会内規」に基づき、以下のような体制を整備している(根拠資料 1-2(1-9-1)(1-9-2))。

### (1) 経営会議

学長、副学長(評価・広報担当)、副学長(学務・大学院担当)、副学長(学生担当)、図書館長、事務局長から構成される。本学の企画・運営、経営に関する基本方針等を審議する機関として学長のもとに設置する組織である。学長をリーダーとした全学的な教学マネジメント体制を支える組織で毎週月曜日に開催している。各副学長は、学内の各種委員会の委員長を兼ねているため、各委員会での課題や検討事項及び大学運営に関する事項について、この組織に素案が提示される。毎年の重点事業企画(案)の策定、点検・評価報告書(案)の策定も行う。

### (2) 全学評価委員会

学長が指名する副学長を委員長とし、経営会議委員、将来構想・評価委員会(学部・大学院)委員、キリスト教文化研究所長、心理教育相談所長、グローバル共生研究所長、各センター長、IR推進室長、監査室長、事務局の各部次課長から構成される。

全学的な内部質保証活動の推進と将来構想・評価委員会(学部・大学院)の活動を支援する役割を持つ。具体的には、将来構想・評価委員会(学部・大学院)の自己点検・評価結果に基づき、全学的な視点で自己点検・評価を行い、改善または改革が必要と認められた場合、全学的な課題を定め、その解決に向けた方向性を示す。また、将来構想・評価委員会(学部・大学院)における改善活動の支援や毎年度、自己点検・評価結果を取りまとめ学長に報告する役割を担う。

2023年度からは、副学長(評価・広報担当)を委員長とし、事務局長、事務局の部長及び次長、学長が指名した本学専任教職員若干名から構成される。本委員会はいずれまでの役割に加え、点検・評価活動の中で明らかになった改善方策・改善事項のうち、全学的な対応を要する部分については、学長に提言書を提出して対応を求める。学長は、この提言書に基づき、学部等に対して有効かつ具体的な措置を講ずるものとしている。

### (3) 将来構想・評価委員会

現代教養学部を設置され、経営会議委員、各学科から選出された専任教員及び企画部次長により構成される。学部における自己点検・評価活動を推進する役割を担う。

### (4) 大学院将来構想・評価委員会

文学研究科に設置され、経営会議委員、各専攻から選出された専任教員及び企画部次長により構成される。大学院における自己点検・評価活動を推進する役割を担う。

### (5) 全学評価委員会事務専門部会

全学評価委員会委員長、事務局長、事務局の各部次課長から構成される。各評価単位から学長に提出された報告の取りまとめに関する事項について検討し、全学評価委員会に報告、提案する役割を担う。

2023年度からは事務局長を委員長とし、事務局の各部次課長から構成される。



## (6) 教務委員会

副学長(学務・大学院担当)を委員長として現代教養学部に設置され、各学科から選出された専任教員、事務局長、広報・社会連携部次長及び教務課長により構成される。学士課程における全学的教育施策について担い、各種検証を行っている。2023年度からのカリキュラム改革については、「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」の答申を受け、具体的な施策を決定した。

## (7) FD 協議会

学長を委員長として現代教養学部に設置され、将来構想・評価委員会の委員がFD協議会の委員を兼ねている。FD協議会では、教育内容及び教育方法の改善に関する事項、「学生による授業評価」の実施、FD研修会の検討、グッドティーチャー賞の推薦等を行っている。

## (8) 大学院 FD 協議会

学長を委員長として文学研究科に設置され、大学院将来構想・評価委員会の委員が大学院FD協議会の委員を兼ねている。大学院FD協議会では、教育内容及び教育方法の改善に関する事項、「大学院に関する調査」の実施、大学院FD研修会の検討等を行っている。

## (9) 入試委員会

学長を委員長として現代教養学部に設置され、図書館長を除く経営会議委員、各学科から選出された専任教員、入試課長及び広報課長により構成される。学部における入学者選抜に関する全般的事項の検討及び入学試験結果の分析を行っている。

## (10) 大学院専攻代表委員会

学長を委員長として文学研究科に設置され、経営会議委員、各専攻から選出された専任教員により構成される。大学院における教育、研究指導、授業に関する事項の検討を行っている。

## (11) 学生委員会

副学長(学生担当)を委員長として現代教養学部に設置され、各学科から選出された専任教員、事務局長、学生部次長、学生生活課長、学寮課長及び総務課課長代理により構成される。学士課程における学生生活に係る全学的教育施策について担い、検証を行っている。

## ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

### 【評価の視点】

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

## ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応

### ○点検・評価における客観性、妥当性の確保

3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー)策定のための全学としての基本的な考え方については、将来構想・評価委員会及び大学院将来構想・評価委員会にて、2013年度に大学及び大学院全体の3つのポリシーを策定している。各学科、専攻においては、2014年度に学科、専攻ごとの3つのポリシーを本学公式 WEB サイトに公表した(基礎要件確認シート表 7、15)。

本学では、原則として、教育課程の編成単位ごとに3つのポリシーを策定することとしており、学部では各学科、文学研究科では各専攻の課程ごとに3つのポリシーを定めている。また、毎年作成している重点事業計画において2022年度は「(1)理念・目的の確認と共有」として、「教育理念を中核に、本学の基本的な運営方針として3つのポリシーとグランドデザイン及び中期目標・中期計画との関連性を視覚化する」ことを明記している(根拠資料 2-6)。

これらの3つのポリシーに基づく各学科、専攻の教育活動については、内部質保証に関する方針及び関係規則に基づく活動を以下のとおり実施している。まず、当該年度の事業計画に対して各評価単位の点検・評価を点検・評価シートに基づいて実施し、全学評価委員会に報告している(根拠資料 2-7)。点検評価シートには、全学評価委員会が定めた点検・評価項目を示しており、過年度に各委員会が行った点検・評価結果は、学内の USH-Cloud に掲載しており、各委員会が一定の評価基準のもと継続的な改善を図れるような設計としている。これらのフローについては、2022年度第2回将来構想・評価委員会及び大学院将来構想・評価委員会において、「自己点検・評価活動のプロセス図」として提示している(根拠資料 2-8、2-9、2-10)。また、点検・評価シートに基づく点検・評価を実施した結果、各委員会だけでは改善が図れない事項及び3つのポリシーの更新の必要性が明らかになった場合には、将来構想・評価委員会または大学院将来構想・評価委員会に報告することとなる。

本学には経営会議(学長、各副学長、図書館長、事務局長で組織)が置かれており、大学運営に関わる重要事項の審議、調整を行っている(根拠資料 1-2 (1-3-1))。経営会議の委員は全員が全学評価委員並びに将来構想・評価委員を兼ねており、両委員会開催に際してはその提案内容について事前に綿密な検討・協議を行っている。また、両委員会終了後にも今後取り組むべき課題、方法、時期などに関して検討、整理し、改善につなげるよう努めている。経営会議委員は実際の点検・評価活動においてもほとんどの点検・評価項目に関する責任者であり、点検・評価報告書の執筆者でもある(根拠資料 2-11)。

将来構想・評価委員会は前述のように現代教養学部のみならず大学全体の内部質保証を継続的に審議し、担っている存在である。本学の内部質保証システムの特徴として、将来構想・評価委員会は点検・評価の実施と改善計画の策定とを同一の組織として共に行っている。このことも内部質保証システムが適切に機能することに役立っている。

### 【学部・研究科における点検・評価の定期的な実施】

また、各学科の教育活動の点検・評価については、毎年『「学生による授業評価」に基づく授業報告書』を作成し、FD 協議会において実施している。専任教員、兼任教員とも講義形式の授業については原則、自由記述と評定尺度形式の両方を含む共通のフォーマットを使用し、学生の授業評価を実施している。また、演習など少人数の授業に関しても自由回答形式の共通フォーマット

ットを使用し実施している(授業内容によっては、共通フォーマットの一部を改編することも認めている。各フォーマットは『「学生による授業評価」に基づく授業報告書』巻末に参考資料として掲載している。)

専任教員の場合、対象となるのは点検の必要性があると判断される任意の授業である。なお、毎年すべての授業の評価を行わないのは、学生の負担増と評価のマンネリ化を防ぐためである。評定尺度形式の質問については個別の授業ごとに教務課において集計が行われ、自由記述と合わせて担当の教員にフィードバックされる。その後、専任教員については全員が自身への評価結果を踏まえ、授業の内容や到達度、成功事例、問題点、改善案等の情報が盛り込まれた授業報告書(共通フォーマット)を作成し提出することが義務付けられている。その記載事項は以下、「授業報告書の報告事項」とおりである。

#### 授業報告書の報告事項

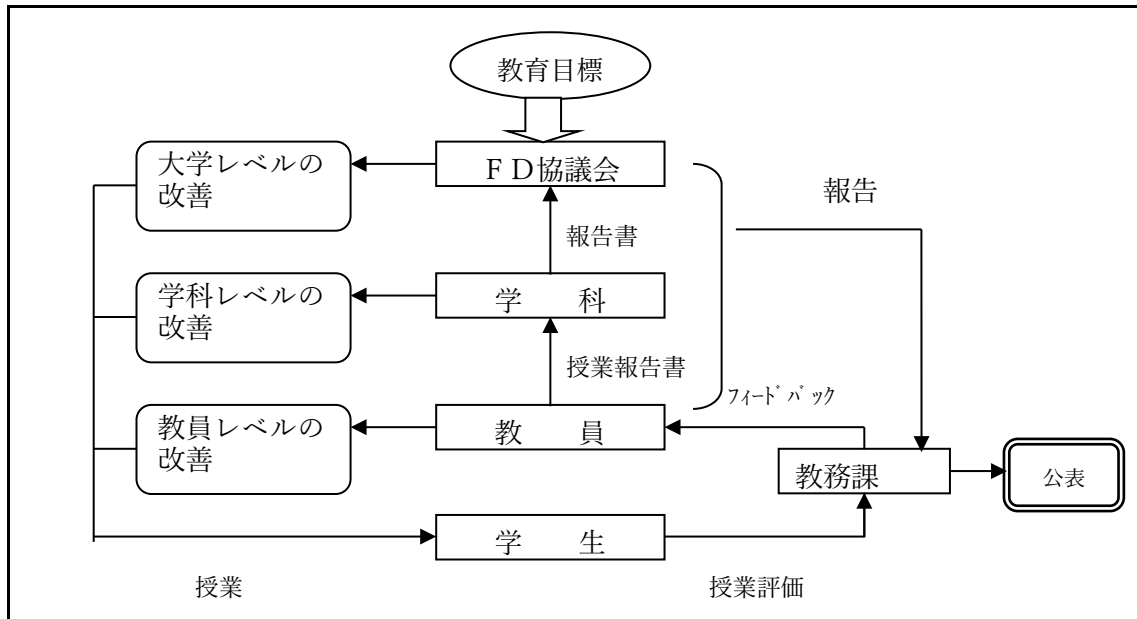
1. 本授業の目標の達成度
2. 本授業における目標を達成する上で効果的だった方法や工夫
3. 教室設備や通信環境に問題があったか
4. 授業内容、運用、カリキュラム編成などについての意見、提言
  - ① 教員個人が取り組むべきこと、効果的な授業方法、運営の仕方
  - ② 学生の積極的な取り組みを促すために効果的だと思う授業方法や工夫
  - ③ 学科や大学全体として取り組むべきこと
  - ④ アンケート結果(結果について・学生のコメントなど)
  - ⑤ 授業評価についての意見、提言
  - ⑥ その他

次に、これらの報告を基に各学科単位で総括を行い、学科ごとの授業報告書が作成される。最終的に全学的に組織されるFD協議会において各学科からの報告が行われ、来年度の授業に向けた全学的な話し合いが行われる。なお、教員個々の授業報告書、学科の報告書、FD協議会の議事録などは、授業評価の集計結果などとともに授業評価報告書としてまとめ、各教員にメール添付にて周知するとともに、学生には教学支援システム Sophie に掲載して公表している。

FD 協議会委員は将来構想・評価委員を兼ねているため、各学科の自己点検・評価活動は教学部門の自己点検・評価を行う将来構想・評価委員にも報告されていることとなる。

本学では以下「教育評価の結果を教育改善に直結させるシステム」に示したように、単に授業評価の結果を教員にフィードバックし個人的に確認してもらうだけでなく、自らが報告書を作成することで自身の授業内容や方法を改めて振り返る機会ができ、具体的な授業改善の指針を定めることができる。また、作成した報告書を学科内で持ち寄り話し合うことによって、教員個々のレベルだけではなく学科レベルでも問題を共有することができ、より基幹的な部分でのカリキュラムや教育方法の改善を図ることができる。また、こうした学科内の問題点や改善計画が全学的なFD協議会で報告されることにより、建学の精神に基づいた議論がなされ、大学レベルでの問題共有と改善施策の策定が可能となっている。

## 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステム



授業評価をこうした重層的な評価点検システムに乗せることにより、授業改善を教員個々のレベル、学科のレベル、大学全体のレベルからそれぞれ検討し、より系統立てた授業改善を図ることができる。こうした取り組みは、次年度の学生の授業評価に反映され、更なる適切な改善が図られるPDCAサイクルを構成している。

また、上記の一連のプロセスは「授業評価報告書」として、学生に公表されるとともに教員にメールにて通知される。特に、「本授業における教育方法の特色や効果的だった工夫」の欄には、他の教員が試みた様々な授業内容や方法が報告されており、授業改善を進める上での有用な情報となっている(根拠資料 2-12)。

### 【その他の組織における点検・評価の定期的な実施】

「評価単位」(各学科、専攻、各センター、部課)などが毎年事業計画を作成する際には、点検・評価結果から見出される課題を単年度ないし中長期の事業計画の中に反映させるよう求めている。そのため、毎年の点検・評価は事業計画作成とほぼ同時期に並行して行うこととしている。こうして提出された事業計画についても将来構想・評価委員会及び経営会議が取りまとめ調整したうえで全体の状況が分かるよう学内向けに USH-Cloud に掲載している(根拠資料 2-13)。このように経営会議が全学評価委員会、将来構想・評価委員会と一貫して深く関わることで、全学レベルと部局レベルの内部質保証に連携が生まれ、有効に機能することにつながっている。

教職課程に関する点検・評価の実施状況としては、毎年教職課程委員会においてカリキュラムの確認、次年度授業開講のための非常勤コマ数の確認、介護等体験の事前指導実施状況、教育実習における本学学生の状況、教員免許取得者の就職状況報告等を行い、点検・評価を実施してきた(根拠資料 2-14)。また、毎年度末に文部科学省への変更届の提出を行い、教職課程において求められるカリキュラム上の対応を行ってきている。教育職員免許法施行規則の改正を受け、2021 年度に「聖心女子大学教職課程委員会規程」を改正し、2022 年度より教職課程委員会の任務として教職課程の自己点検・評価に関する事項を加えている。

## 【行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応】

認証評価機関及び文部科学省からの指摘事項等への対応は適切に行っている。前回認証評価時に大学基準協会より指摘を受けた改善の助言に対しては、真摯に改善に取り組み 2020 年 8 月に『改善報告書』を提出した。また、上記『改善報告書』の提出に対して 2021 年 3 月に大学基準協会から『改善報告書検討結果』を受領し、「全学評価委員会」を中心に検討を行い、学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる」との評価を得たが、3項目が「引き続き改善が望まれる」とされたことから、①2023 年度入学者からの新カリキュラムにおいては、1年間に履修登録できる単位数の上限に卒業論文8単位を含めることとし、適切に対応した(根拠資料 2-15)。②編入学の学生受け入れについては、編入学定員に対する編入学生数比率が低いとの指摘を受けているが、具体的な対策については、引き続き検討中である。③大学院の学生受け入れについては、英語英文学専攻で開始した大学院早期修了学生制度を日本語日本文学専攻においても 2024 年度入試より導入することが決定している(根拠資料 2-16)。この制度は修士課程を 1 年間で修了できる制度であり、優秀な学生にとっては在籍年数の短縮及び学費の軽減がメリットとなっている。また、2023 年度入学者から大学院博士前期課程の一部の専攻の定員を減ずることとしたため(文部科学省届出中)、収容定員に対する在籍学生数比率の改善が見込める予定である。

## 【適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価】

本学では内部質保証システムの妥当性を高めるため、なるべく多くの大学構成員の意見が反映される内部質保証システムを目指している。そのために USH-Cloud(学内向けホームページ)に掲載している諸会議議事録、部門別の事業計画・事業報告、学科、専攻等の点検・評価等、部門・所管別に作成される情報等の共有化を実施している。また、内部質保証システムを有効に機能させるには、学内諸データの活用が必要不可欠であることから、本学では分散型 IR 体制を構築し、IR 機能の強化に努めている(根拠資料 1-2(1-7-1)、(6-5-8)、根拠資料 2-17)。また、IR 推進室では、2019年度より「大学の IR 活動を一層推進するため、教育、学生生活、大学経営等に関するさまざまなデータを、近年の経年変化をわかりやすく示すために図表化する」ことを目的として、『聖心女子大学 FACTBOOK』を発行している。この『聖心女子大学 FACTBOOK』は、本学構成員が本学の教育・研究活動や管理運営・財務の状況について共通理解を図るきっかけとなり、また、他大学と様々なデータを比較することにより、本学の状況を客観的に考える一助となっている(根拠資料 2-18)。認証評価以外の外部評価については導入を図るべく検討しているが、定期的な外部評価実施には至っていない。外部評価としては、2020 年度にキャリアセンターにおいて「卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査」及び「過年度の学部卒業生に対するアンケート調査」を実施し、教授会において、キャリアセンター長より、報告を行っている(根拠資料 2-19、2-20)。2022 年 10 月には一般社団法人 経済同友会インターンシップ推進協会専務理事・事務局長の藤巻正志氏に本学学生のインターンシップの様子と本学のディプロマ・ポリシーとの関連についてコメントをいただき、本学の教育内容及び参加学生について外部評価を行った。(根拠資料 2-21)また、本学の「2022 年度点検・評価報告書」の基準 2、4、9 の内容について、2023 年 1 月に清泉女子大学による外部評価及び意見交換会を開催し、検討した(根拠資料 2-22)。

本学は学校法人聖心女子学院の経営に係る大学であり、大学独自の理事会、評議員会を持たない。学校法人聖心女子学院の理事 12 名、評議員 24 名のうち、大学の構成員は各 2 名、3 名

であり、大学の構成員以外の理事、評議員が大多数である(根拠資料 2-23)。こうして大学の経営の重要事項に関し、大学外からの視点が反映されている。また姉妹校との学長・校長会、懇談会、協力会(学生・卒業生の父母の会)、同窓会等の機会を通じ、外部からの指摘、意見を積極的に聴取している。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

**【評価の視点】**

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

本学では、聖心女子大学学則第1条の2に、自己点検・評価の実施を規定しているほか、2022年度第7回の将来構想・評価委員会において「聖心女子大学の内部質保証に関する方針」を改訂し、同年度第7回教授会において了承した。同方針では、「1. 基本姿勢」として次のように内部質保証の意義と積極的な取り組み姿勢を明示している(根拠資料 2-24、根拠資料 2-25)。

なお、本学では全学の方針として「各種方針」が定められており、大学公式 WEB サイトに公表して学内外に周知している。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の教育理念、教育目標及び各学科・大学院各専攻が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動について、自ら自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進を担う組織(全学的内部質保証推進組織)は、「聖心女子大学自己点検・評価規程」に基づき、全学評価委員会とし、部局レベルの組織として現代教養学部、大学院、キリスト教文化研究所、心理教育相談所、グローバル共生研究所、図書館、学寮、事務組織、その他本学の学則に定める組織、を「評価単位」として設置する。
- (3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を行うよう努める。
- (4) 自己点検・評価結果については、情報公開の観点から社会に積極的に公表していく。
- (5) 教育の質保証について、各組織が全学一体となって連携・協力し、大学としての責任を果たす。

本学では 2008 年度以降これまで、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を大学公式 WEB サイト上に掲載し、社会に公表してきた(根拠資料 2-26【ウェブ】)。点検・評価項目としては、大学基準協会の設定する「大学基準」と点検・評価項目を手掛かりとしながら、一方で大学の独自性を生かすために、独自の評価の視点や多数の到達目標を設定し、大学のあらゆる活動において恒常的に内部質保証の意識を浸透させるよう努めている。こうした点検・評価結果を含め、現在大学公式 WEB サイト上に「情報公開」として公表している情報は、「高等教育の修学支援制度」「学則」「グランドデザイン、中期目標・中期計画(2020～2024)」「財務、事業計画、事業報告」「学校法人聖心女子学院 財務諸表等/寄附行為等/ガバナンス・コード」「自己点検・評価と第三者評価」「学校教育法施行規則第 172 条の2に定める教育研究活動等の状況」「教育職員免許法施行規則第 22 条の6による情報公開」「教育組織の設置・変更情報」「学部学科専攻別 3 つのポリ

シー」「大学院専攻別3つのポリシー」「その他(各種方針、各種資料、学生アンケート結果)」と多岐にわたる。また、個人情報保護基本方針を大学公式 WEB サイトに公表している。

また、2023年度からは、在学生アンケート調査、卒業後3年卒業生調査、卒業生就職先へのアンケート調査等の実施を計画しており、学修成果の公表として、これらの情報を大学公式 WEB サイトにて公表する予定である。

教職課程に関する点検・評価結果の公表としては、『2022年度教職課程自己点検・評価報告書』として、大学公式 WEB サイトに公表している(根拠資料 2-27)。

今後も上記「内部質保証に関する方針」に則り、大学諸活動の点検・評価を実施し、その結果と大学に関する各種情報の積極的な公表に努めていく。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

- 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、全学評価委員会において毎年度検証している。

2019年度は2020年2月に、2020年度は2021年2月に、当該年度の自己点検・評価活動の総括を行うことを通じて、全学的内部質保証体制や機能について検証を行っている(根拠資料 2-28)。本学における自己点検・評価活動は「自己点検・評価活動のプロセス図」に示した通り「聖心女子大学 中期目標・中期計画 2020～2024年度」の進捗状況の把握管理と自己点検・評価活動との連動を意識して実施している。このことは自己点検・評価を年度ごとに行っていくだけではなく、より長期的なスパンで行う仕組みを学内に醸成することを意識している。2021年度を例にすると以下の通りとなる。

#### <中期目標・中期計画に基づく事業計画の進捗状況>

2021年2月:中期目標・中期計画に基づく2021年度重点事業計画の策定

9月:2021年度重点事業計画に基づく部門別事業計画における中間評価の実施

11月:部門別中間評価を受けた「点検・評価書(中間評価)」の策定

12月:部門別事業計画における年度末評価の実施

2022年2月:部門別年度末評価を受けた「点検・評価書(年度末評価)」の策定

#### <2022年度重点事業計画の策定>

2021年11月:2021年度「点検・評価書(中間評価)」を元に2022年度重点事業計画(素案)を提示

12月:2022年度部門別事業計画立案

2022年1月～2月:2022年度予算検討と併せて調整のうえ2022年度重点事業計画を策定

上記の自己点検・評価活動の資料等については、USH-Cloudに公表している(根拠資料 2-29)。以上のことを踏まえ、全学評価委員会の下において、自己点検・評価活動のサイクルの最適化をはじめ、諸課題の改善を図ることとしている。

また、2022年度には、本学の内部質保証の体系をより客観的に把握し、全学で共有を図ることを目的として、「聖心女子大学内部質保証体制図」を作成し、「内部質保証に関する方針」と合わせて大学公式 WEB サイトに掲載している(根拠資料 2-3【ウェブ】)。

### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学では、事業計画の進捗状況を自己点検・評価に結び付けて行っているが、全学評価委員会が内部質保証体制としてのチェック機能をこれまで十分には果たしてこなかったため、全学評価委員会下部組織として「評価検討委員会」を2022年11月28日に設置し、「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」の進捗確認及び2023年度重点事業計画(案)を点検し、各評価単位及び各委員会が自己点検・評価した結果をどのように改善につなげて事業計画に結び付けているのかについて、点検・評価して学長に提言を行った(根拠資料2-30)。

これに対して、学長は2023年度「最重点事業計画」として提出された7項目について、全学を挙げて取り組み、実行に移す必要があることから、2022年度第14回教授会にて全学への「指示書」として通知した(根拠資料2-31)。

各委員会は、委員会活動において点検・評価活動を行っているが、全学評価委員会として各委員会の活動をチェックする体制が整えられていなかったため、2023年3月「聖心女子大学自己点検・評価規程」を廃止し、「聖心女子大学全学評価委員会規程」を制定した。これにより、内部質保証システムとしての全学評価委員会のあり方、メンバー構成の見直しを行った(根拠資料:2-4)。

本学では、これまで定期的な外部評価を実施してきていない。そのため、外部評価実施に関する規程整備も遅れている。2022年度は、一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会専務理事・事務局長の藤巻正志氏に本学学生のインターンシップの様子と本学のディプロマ・ポリシーとの関連についてコメントをいただき、本学の教育内容及び参加学生について外部評価を行った。また、2023年1月21日に清泉女子大学による外部評価及び意見交換会を開催して、内部質保証体制の点検・評価を実施している。

### 【新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応】

本学では、本件に関する迅速かつ的確な情報収集と情報提供をおこなうとともに対応を検討する聖心女子大学「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」対策本部を2020年2月17日に設置した。本対策本部は原則、毎週水曜日9:30～10:30に学長を本部長として、オンライン会議を開催している。なお、この対策本部会議は現在も継続して開催しており、100回を超えている(根拠資料2-32)。

本対策本部会議は、学長を中心にキャンパスへの入構制限措置を検討し、「新型コロナウイルス感染症対策のための制限段階基準表」の策定及び改定を行い、東京都における感染状況に鑑みながら段階的に制限を緩和し、感染拡大に最大限配慮しながら教育の質の担保に積極的に取り組むことによって、本学は、2020年度以降新型コロナウイルス感染症対策を継続しつつ、授業を滞りなく行ってきた。また、この対策本部会議で決定した事項に関して、大学公式WEBサイトや教学支援システム「Sophie」を通じて学内外に周知するよう努めた。

## 2.2 長所・特色

本学では、毎年、前期と後期の2回、当該年度事業計画の実施状況について各部署から報告が提出され、これを基に全学評価委員会が点検・評価を実施し、諸事業の微調整や次年度の重点事業計画の策定につなげているが、全学評価委員会の下で将来構想・評価委員会が、点検・評価と改善・将来構想とを共に担っていることによる効果は大きく、点検・評価の結果を大学の中長期的な改善と結びつけやすい仕組みとなっている。同委員会と経営会議を中心として全学的



な内部質保証システムが構築され、適切に機能してきたが、さらに、2021 年度からは、大学運営全般に関して策定された中期目標・中期計画を受け、全学評価委員会の下に「全学評価委員会事務専門部会」を設けた。従来から事務部署間では事務局連絡会等を介し緊密に連携してきたが、研究教育活動をサポートする体制に関しても全学的な視点から点検・評価を行う場を設置することで、教職協働による全学的な内部質保証体制が整い、効果的に機能している。

こうした取り組みの成果の一つが、2023 年度からのカリキュラムの大幅改定である。まず、中期目標・中期計画に「現代教養学部の実質化」を明記した上で、経営会議や将来構想・評価委員会の議論を踏まえて各学科の3つのポリシーを見直し、教務委員会にてカリキュラムの改定を進めた。これを受け、将来構想・評価委員会、全学評価委員会、経営会議では中期目標・中期計画の観点から本学の教育研究のあり方を点検し、新カリキュラムを教学マネジメントに基づく内部質保証体制の中で効果的に運用するための包括的な取り組みを開始した。すなわち、FD 研修会等を実施し、「教学マネジメント指針」の概要について全学的な理解を促した上で、各学科の「学位プログラム」に基づく運営体制を調査、点検し、課題の解決を 2023 年度の重点事業計画として位置づけ、各部署において改善を進めることとした。

点検・評価の結果は、毎年度、「聖心女子大学点検・評価報告書」として公表されているが、その他、大学に関する情報を積極的に大学公式 WEB サイトで公表し、受験生及び社会一般に対し、説明責任を果たしている。3つのポリシーのみならず、内部質保証の方針を始め各種の方針が明確化され、大学諸活動の方向性が学内で共有されてきた。

### 2.3 問題点

各委員会は、委員会活動において点検・評価活動を行っているが、全学評価委員会として各委員会の活動をチェックする体制が整えられていなかったため、今後、内部質保証システムとしての全学評価委員会のあり方について検討し、内部質保証の取り組みの客観性、妥当性をいっそう高める必要がある。本学では毎年の基本的な統計数値を『聖心女子大学 FACTBOOK』としてまとめ、学内で共有しているほか、中期目標・中期計画に基づく点検・評価に際して、IR の方針を示した上で、根拠資料を整えることを各評価単位に求めている。しかし、根拠となる各種の調査は十分とはいえない。また、第三者による外部評価を基に検証を行う体制づくりも今後の課題である。

### 2.4 全体のまとめ

2020 年度の新型コロナウイルス感染症が蔓延する渦中においても、「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020 年度～2024 年度)」における改革の契機を逃すことのないよう、学長のリーダーシップの下で、「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」「大学院の充実・活性化検討ワーキンググループ」「教員の採用・配置検討ワーキンググループ」等を立ち上げ、各ワーキンググループの座長は副学長が担当することにより、改革を止めない姿勢を学内に示してきた(根拠資料 1-19、2-33、2-34)。

内部質保証についても、2020 年度から中期目標・中期計画に基づき、共通フォーマットで各部署の「現状」「課題」「対応策」について報告を集約した上で総合的に点検・評価を行う仕組みを導入した。また、事務部署の意見を広く取り入れるために全学評価委員会事務専門部会を設置するなど、全学的な推進体制を整えてきた。

しかしながら、内部質保証を十分に機能させるためには、まだ改善点や充実すべき点がある。具体的には、各学科・各専攻の学位プログラムの目的、教育目標、3つのポリシーを踏まえ、カリ

キュラム改定の経過を軸にして、中期計画の進捗管理と併せて自己点検・評価活動にメリハリを付けていく必要がある。また、その要点として、学修成果の測定結果を評価・活用するとともに、入学から卒業に至るまでの教育活動を点検したうえで、必要な改善を中期計画に織り込んでいくことが求められる。

2022年度は、現代教養学部の全学的なカリキュラム改訂期(2023年度)の準備期間としても、また2023年度に創立75周年を祝う準備を進める意味でも、大きなターニングポイントであった。このような状況下、年度初めの教職員に向けた学長の指針及び教授会での学長の指針(2022年4月)にて、上記施策の一体的な推進と、3つのポリシーを起点としたPDCAサイクルの重要性について示されたことにより、全学を挙げて取り組む意識が学内において徐々に高まり、内部質保証体制の整備に着手できた(根拠資料 2-35、2-36)。

しかし同時に、本学の内部質保証システムの機能を高めるために、外部評価を定期的実施する体制を準備する必要がある。

### 第3章 教育研究組織

#### 3.1 現状説明

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

##### 【評価の視点】

○大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

##### 【大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性】

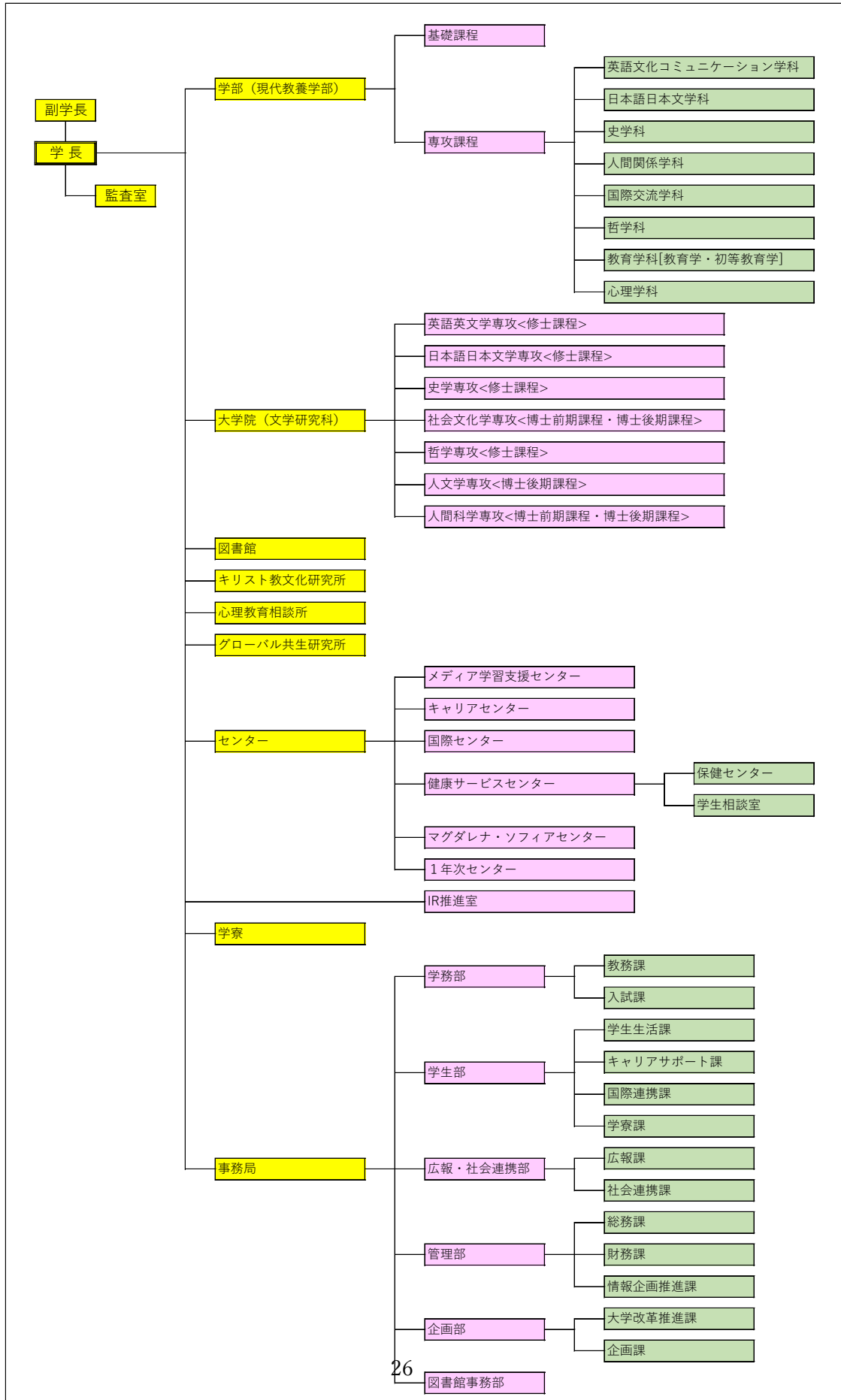
本学は 1948 年、リベラル・アーツ教育を基盤とした日本における最初の新制女子大学の一つとして発足した。哲学、史学、文学(文学部 外国語外国文学科、国語国文学科、歴史社会学科、哲学科)等のいわゆる伝統的な文学部の専門分野から出発したが、「自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」との教育理念に基づき、1951 年にはこれら4学科に加えて教育学科が設置され、1957 年には教育学科に初等教育学専攻を増設し、また、歴史社会学科の中に史学のほか人間関係(1972 年)、国際交流(1993 年)の両専攻コースを設けるなど、順次、応用的、実践的分野を含む多様な領域を加えてゆき、文学部5学科8専攻となった。

2014 年度には、8つの専攻の自立性と個性を明確化するために学科として独立させ、8学科2専攻として新たな一步を踏み出した。さらに 2019 年には、多様な領域を含むリベラル・アーツにふさわしい学部名称として学部名称を文学部から現代教養学部と名称変更し、併せて英語英文学科は英語文化コミュニケーション学科と改称し現在に至っている。

本学の教職課程を文学研究科も含めて全学的に実施する組織として、教職課程委員会がある。教職課程委員会は、学長が指名した副学長(現在は副学長(学務・大学院担当)が指名されている)、教育学科より3名の委員及び各学科、専攻から選出された各1名の委員により構成されている(根拠資料 1-2(1-3-12))。

現在の組織は、以下の図のとおりである

本学の組織 (2019年4月1日～)



「教育理念」に基づき、「学術的探究を通じて知性を磨く」ことに加え、「地球を共有する人類の一員として使命を自覚し」「社会の変動に対応できる実践力と自らの考えを自らの言葉として発信できる力を身につける」ことを目標としている本学はリベラル・アーツ教育を基盤としており、現代教養学部という一学部の構成ではあるが、哲学、史学、文学等のいわゆる伝統的な文学部の専門分野に加え、社会科学、心理学、教育学といった応用的、実践的分野を含む多様な学科構成としている。

上述の通り、本学学士課程は専攻課程8学科2専攻となっているが、大学の理念に基づく本学独自の取り組みとして、1年次は全学生が基礎課程に所属し大学での学びの基礎を築く年間として、2年次で専攻課程に進級する。また、さまざまな学問領域の入門科目や多様な社会と文化を理解し豊かな教養の形成を目的とする総合現代教養科目等により基礎的な知識と能力を養うと同時に、希望する学問領域の再確認や新しい関心の発見を通して自身のキャリアプラン・将来像を明確化していく視点を涵養することで、2年次から開始される専攻課程への適切な導入を図っている。2年次に進級する時点で各自の興味関心のある学科、専攻を決定し、英語文化コミュニケーション学科、日本語日本文学科、哲学科、史学科、人間関係学科、国際交流学科、教育学科(教育学専攻、初等教育学専攻)、心理学科いずれかの、多様かつ専門性の高い独立したカリキュラム体系と教育・事務組織を持つ専攻課程へと進む。

上記のとおり、理念・目的に基づいて行う教育研究をサポートする組織として、メディア学習支援センター、キャリアセンター、国際センター、健康サービスセンター、マグダレナ・ソフィアセンター、1年次センターがあり、各センターは規程に基づき運営されている。その活動の詳細については各章で記述する(根拠資料 1-2(6-5))。

大学院は、1952年に日本の女子大学で最初の大学院として開設され、文学研究科の一研究科で構成された。同大学院の教育理念・目的は1948年に開設された聖心女子大学文学部学士課程の卒業生の更なる向上心に対して示された「女性に高度な学問研究への道を開く」というものであり、学士課程教育を土台として更なる「人格の陶冶」と「人類の文化の発展と福祉の向上に寄与する」ことを目指して本学大学院教育の礎が築かれた。英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、史学専攻の3専攻は最も歴史が古く、その発足以来約40年を経て、「社会の急激な変動に対応できる思考力と判断力をもち、現代のみならず、未来に向けても自らの考えを自らの言葉で発信できる人間を育成する」という大学の理念を大学院レベルで達成させるために、1990年代以降、人間科学専攻の修士課程、同博士後期課程、哲学専攻の修士課程、人文学専攻博士後期課程が設置され、さらに最も新しくは2004年以降に社会文化学専攻修士課程、同博士後期課程が設置され、文学研究科としての教育課程の内容の充実が図られて現在に至っている。心理学、教育学、社会学関係など幅広い分野を含めた多様な専攻は、いずれも、「大学院学則」第1条の示す目的を達成するために、多領域にわたる学問研究を可能とする上で必須のものである(根拠資料 1-2(1-1-2))。

### 【大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性】

本学は、教育研究活動を活性化するとともに、その成果を広く社会に還元するという本学の理念・目的を踏まえ必要な教育研究組織として、4つの研究機関を附置している。キリスト教文化研究所、心理教育相談所、グローバル共生研究所、図書館であり、概要は以下のとおりだが、その活動については「第8章:教育研究等環境」及び「第9章:社会連携・社会貢献」にて述べる。

キリスト教文化研究所は、1957年に開設された「カトリック文化研究所」を前身とし、1971年に新たな研究課題と陣容のもとに発足した。1975年に規程を制定し、2013年度にはその目的を本

学の教育目的との関係を踏まえ、「聖心女子大学の設立の趣旨並び目的に基づき、キリスト教文化・思想及びこれに隣接する文化領域の研究を推進し、教育を支援すること」と明確化し、現在に至る(根拠資料 1-2(6-2-1))。2022 年度現在、10 名の本学専任教員が所長と兼任所員(運営委員)として、また 10 名の退職教員等が所員として同研究所の教育研究活動を行っている。同研究所の主な活動は以下の通りである。

1. キリスト教文化・思想に関する研究の推進
2. キリスト教文化・思想に関する教育の支援
3. 各種研究会・講演・ゼミナール・講座等
4. 研究成果の発表、書籍の刊行
5. 文献・資料等の蒐集、保管
6. その他、目的達成に必要な事業

心理教育相談所は、2000 年4月に「心理教育相談室」として設置され、2002 年4月に現在の名称に変更された。2000 年に規程を制定し、地域社会に対する臨床心理相談活動を行うとともに、本大学院人間科学専攻博士前期課程「臨床心理学研究」領域に在籍する学生の教育・訓練機関等として機能を果たしている(根拠資料 1-2(6-3-1))。

心理教育相談所は、教育機関として機能していると同時に、地域社会に開かれた臨床心理学的援助(カウンセリング、プレイセラピー)を行う機関として、近隣の住民、近隣の学校の児童生徒を対象に運営されている。2022 年度現在で、所長(本学専任教員)、指導相談員(本学専任教員)5名、専任相談員5名、特任相談員2名、補助相談員(大学院博士前期課程修了生)4 名、実習生(大学院学生)10 名である。博士前期課程「臨床心理学研究」領域を専攻する大学院学生は、1年次に臨床心理基礎実習をはじめとする授業を履修する中で、臨床心理学的援助についての基本的な姿勢や手法を習得するとともに、心理教育相談所で開かれるケースの検討を中心にしたミーティングに参加している。

図書館は、本学における教育、研究、学習等に必要図書及びその他資料を収集、整理、保存し、本学の学生及び教職員その他の利用に供するとともに、その研究、学習等の発展と充実に寄与することを目的としている(根拠資料 1-2(6-1-1))。詳細は、「第8章:教育研究等環境」及び「第9章:社会連携・社会貢献」にて述べる。

グローバル共生研究所は、2017 年4月に開設された。スタッフは、2022 年度現在、所長・副所長(本学専任教員)、専任・兼任所員(本学専任教員)の計 11 名及び専任職員5名である。同研究所の主な活動は以下の通りであり、本学のグローバル・共生教育の発展、充実に目指すとともに、その成果を展示、ワークショップ、講演会等を通して一般に広く公開することにより、グローバルな共生社会の意義の伝達とその実現のための実践活動の推進に寄与している(根拠資料 1-2(6-4-1))。

1. グローバル共生に関する研究
2. グローバル共生に関する教育
3. グローバル共生に関する研究・教育に係る学内外の組織・機関との連携
4. グローバル共生に関する活動の実施及び支援
5. グローバル共生に関する企画の立案ならびに運営
6. グローバル共生に関する研究・教育活動成果の発信
7. 文献・資料等の蒐集、保管
8. その他、目的達成に必要な事業

### 【教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮】

本学の教育研究組織と学問の動向、社会的要請等を踏まえた配慮については、前述のとおりであるが、2017年に設置した「グローバル共生研究所」は、内外の組織・団体と協力して国際交流、国際協力に関する新しいコース、プログラムを開設するとともに、聖心の中高姉妹校が推進しているグローバル人材育成のプロジェクトとも連携し、その成果を積極的に発信している(根拠資料 3-1【ウェブ】)。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

○適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 【適切性に関する点検・評価、改善向上に向けた取り組み】

本学の教育研究組織の適切性の検証については、経営会議が中心となって「聖心女子大学中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」を策定し、各学科・専攻及び事務部署が毎年度作成する中期計画の実施報告、教務委員会がカリキュラム改訂を中心とした教育課程の検証、全学評価委員会の下で行っている自己点検・評価活動により、教育研究組織の適切性の検証を行っている。2022年度からは適切性を強化するための方策として、新任教員の募集の是非や条件を定めるため、本学のポリシーとの整合性の観点から検証する仕組みを、学長を中心に経営会議に設け運用している(根拠資料 3-2)。

また、入試委員会の下で毎年の志願者数の動向を踏まえるとともに、1年次生から2年次生への進級時の学科、専攻希望調査の結果を踏まえて各学科の収容定員の見直しを行い、各学科、専攻において、教育組織の適切性の検証に活かしている。具体的な点検・評価活動の状況については、各章に既述した検証体制を参照いただきたい。

なお、上記の検証等を通じて、本学の発展に資する計画を立案し、以下のような改組を行っている(下表)。

(2014年度以降の改組、学部・学科、研究科・専攻の設置、定員見直し等)

2014年	史学科、人間関係学科、国際交流学科、心理学科 設置 教育学科 初等教育学専攻の定員を40名に増員
2018年	人間関係学科 60名、国際交流学科 65名、心理学科 60名、 教育学科 初等教育学専攻 50名に増員
2019年	学部名を「現代教養学部」に改称 英語英文学科を「英語文化コミュニケーション学科」に改称 国際交流学科に「グローバル社会コース」「異文化コミュニケーションコース」を設定 教育学科初等教育学専攻に「初等教育コース」「幼児教育コース」を設定

教育研究組織については、将来構想・評価委員会において点検・評価を実施し、学科間の ST 比不均衡が問題であることが確認された(根拠資料 3-3)。その結果として、上述の定員見直しが経営会議にて検討され、将来構想・評価委員会の議を経て、学則上の定員変更することにより、

各学科間の ST 比不均衡の改善のため、2023 年度入学生より、英語文化コミュニケーション学科の入学定員を 90 から 80 に変更し、国際交流学科の入学定員を 65 から 75 に変更することを決定した。本学は、小規模大学であるという特性を生かし、第4章や第7章で述べるように、履修指導体制の強化や学生の個別情報を踏まえた学習支援に、教職協働で関係部署が連携しながら取り組んでいる。

大学院の名称変更については、2020 年5月に設置された「大学院の充実・活性化検討ワーキンググループ」の報告により提案され、大学院将来構想・評価委員会にて検討の結果、大学院委員会にて了承された(根拠資料 3-4)。大学院の定員に関しても、近年の充足率に基づき、適正化を図り、大学院将来構想・評価委員会や大学院委員会の議論を経て変更する予定である。

学生の動向や社会環境の変化の中において大学の理念を実現するために最もふさわしい教育研究組織であることを適切に検証することが重要であり、以下のような教員組織の変更を予定している(下表)。

(2023 年度以降の改組、学部・学科、研究科・専攻の設置、定員見直し<予定>)

2023 年	英語文化コミュニケーション学科の定員を 10 名減じ、国際交流学科の定員を 10 名増員 教育学科教育学専攻の定員を 10 名増員し、初等教育学専攻の定員を 10 名減ずる
2023 年	文学研究科を人文社会科学研究科に名称変更 修士課程・博士前期課程の募集定員変更 修士課程 英語英文学専攻 10→4 修士課程 日本語日本文学専攻 5→4 修士課程 哲学専攻 6→4 修士課程 史学専攻 5→4 博士前期課程 社会文化学専攻 6→4 博士後期課程 人文学専攻に史学研究領域を新設

### 3.2 長所・特色

本学は 1948 年、リベラル・アーツを基盤とした日本における最初の新制女子大学の一つとして発足した。小規模大学であるという特性を生かし、本学の理念と、社会からの要請及び学生の2年次進級時の学科希望にあわせ、学生のニーズを確認しながら、学部、学科の名称変更や学科の定員見直し等を行い、現在は8学科2専攻となっている。

大学院(文学研究科)は 1952 年に日本の女子大学で最初の大学院として開設され、発足以来 70 年の歴史を積み重ねてきた。現在は修士課程及び博士前期課程に6専攻、博士後期課程に人文学専攻、人間科学専攻、社会文化専攻の3専攻の体制をとっている。2023 年度には 2019 年度の学部名の変更に合わせるため、大学院についても文学研究科を人文科学研究科に改めるとともに、博士後期課程人文学専攻に史学分野を加え、大学院の充実化を進める予定である。

また、教育研究活動を活性化するとともに、その成果を広く社会に還元するという本学の理念・目的を踏まえ、図書館、キリスト教文化研究所、心理教育相談所を従来から運営してきたが、2017 年度にはグローバル共生研究所を設置し、本学の教育理念やディプロマ・ポリシーをより積



極的に推進する拠点、また本学の社会貢献活動を拡大させる拠点として位置づけ、本学の教育研究活動の成果を、講演会、講習会、展示等を介して広く社会と共有する活動を行っている。

### 3.3 問題点

特になし。

### 3.4 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、社会の要請に応じた見直しを進めており、学部、研究科の新設・変更に加え、キリスト教文化研究所や心理教育相談所、グローバル共生研究所の規程の点検と改正を行ってきた。また、全学的な検証の体制としては、全学評価委員会で行うこととしており、同基準については、充足しているといえる。

## 第4章 教育課程・学習成果

### 4.1 現状説明

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

#### 【評価の視点】

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表

#### 〈1〉現代教養学部

「大学の理念」に記された建学以来の教育理念と教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーを明示している。本学現代教養学部のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである(基礎要件確認シート表 7、15、根拠資料 1-4(4 頁))。

聖心女子大学は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」という建学の精神に基づき、次のような能力と資質を身につけた卒業生を社会に送り出します。

1. 世界と人間についての幅広い視野と深い洞察
2. 高度な専門知識と基本的な研究・調査能力
3. 論理的な思考力と柔軟かつ的確な判断力
4. 自己の立場や価値観を見定め、自らの意見を自らの言葉で発信する力
5. 他者と共感的に関わり、他者を尊重し、理解し、協働する態度
6. 現代の諸問題をグローバルな視野でとらえ、具体的、現実的に取り組む行動力
7. 各自の置かれた場で、根本的な問題や隠れたニーズを発見して、対応する力
8. 生涯にわたり、知的関心を発展させ、主体的に学び続ける姿勢

#### 〈2〉文学研究科

大学院文学研究科では、「大学の理念」に記された建学以来の教育理念と教育目標及び大学院学則第1条に基づき、ディプロマ・ポリシーを定めている。その中で、女性に高度な学術研究への道を開き、社会に送り出す修了生に修得させるべきこととして、大学院でのより具体的な学修成果としての資質と能力を明示している(基礎要件確認シート表 7、15、根拠資料 1-4(6 頁))。

##### (1) 修士課程・博士前期課程

1. 専攻する学問分野に関する、広い視野に立つ精深な学識
2. 研究倫理の遵守と、専攻分野に関する適切な研究方法に支えられた高度な研究能力
3. 専攻する分野において自ら課題を見出し、柔軟な思考力と、的確で総合的な判断力によって、課題を解決する能力
4. 独自性のある研究成果を導き出し、それを精確に発信する力
5. 多様な他者を尊重しつつ、能動的に関わり、協働する態度
6. 自らの研究と専門性を基礎に、グローバル化する社会の諸問題を理解し、その解決をつうじて地域および国際社会に貢献する力
7. 生涯にわたり、知的、学問的関心を発展させ、主体的に探究し続ける姿勢

##### (2) 博士後期課程(上述の1~7に加えて次のような能力と資質を身につける)

1. 専攻する学問分野を中心とする、該博にして精深な学識
2. 独創性のある研究者として自立した研究を行い得る能力
3. 専攻する学問分野の発展に寄与し、他の研究者と協働できる力

#### 4. 修めた学業に基づき、社会において高度に専門的な業務を遂行し得る能力

大学院において高度な学問研究に従事するばかりでなく、専門性に基づき広く社会に貢献しようとする人材を育成することを目指している。これらの目的を満たす学識、能力を持つと判断され、在学年限、所要単位数、学位論文の合格等の条件を満たした者に学位を授ける方針である。

なお、本学は、教育課程の編成単位ごとに3つのポリシーを策定することとしており、学部では各学科、大学院研究科では各専攻の課程ごとに3つのポリシーを定めている。

そして、本学では、ディプロマ・ポリシーをはじめとする3つのポリシーを起点としたPDCAサイクルを実現するため、各学科にて検討した3つのポリシーを、学部では、将来構想・評価委員会において、大学院では大学院将来構想・評価委員会において、検討し策定している。学部及び研究科の3つのポリシーは、それぞれ大学公式 WEB サイトにて公表している(基礎要件確認シート表 7、15)。

なお、本学では、3つの方針に基づくPDCAサイクルを実質的なものにするため、カリキュラム・ポリシーに基づき編成された正課教育の修得による成果を重視する観点から、学内で示す方針・文書等においては、「学習成果」ではなく、「学修成果」と記載している。

#### ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

##### 【評価の視点】

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

##### 〈1〉現代教養学部

「大学の理念」に記された教育理念・教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを明示している。本学のカリキュラム・ポリシーは、「ディプロマ・ポリシーに基づき、本学はリベラル・アーツの考え方を基盤とするカリキュラムを採用して」おり、「本学が掲げるリベラル・アーツとは、専門知識の準備段階として誰もが身につけるべき一般的な知識・技能(一般教養)にとどまらず、高度な学術的専門知識を探究しつつ、世界や人間に対する根本的な問いを発し、多様な観点を統合して「生きた教養」とする学びを意味し、「学士課程の全体を通して、こうした学びを、各自が主体的に追求することのできるカリキュラムを置いて」いる旨を述べた前文を置き、カリキュラム体系を説明した後、1年次における基礎課程での学修内容とその意図、2年次以降の専攻課程における、演習科目を中心とした、順次性、体系性を持つカリキュラムの編成、自身の所属する学科、専攻以外の授業科目を幅広く履修するカリキュラムの設定とその意図について説明している(根拠資料 1-4(4-5 頁)、根拠資料 1-7(3 頁))。

また、各学科、専攻のディプロマ・ポリシーについても、2014 年度に策定し、2016 年3月 31 日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」が示されことを受けて、2016 年度将来構想・評価委員会にて3つのポリシーの見直しを行い、各学科の3つのポリシーについて改訂を行った(根拠資料 4-1、4-2)。その後、2021 年度に各学科の3つのポリシーについて、全学的な3つのポリシーとの整合性を明確化するために見直しを行った(根拠資料 4-3)。

現代教養学部全体の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、『履修要覧』、大学公式 WEB サイト、『大学ガイドブック』、日本私立学校振興・共済事業団の大学ポータル

ートに、各学科、専攻の教育目標は規程を『履修要覧』に、各学科、専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは大学公式 WEB サイトにそれぞれ掲載し、大学構成員に周知するとともに社会に公表している(根拠資料 1-4(3-5 頁)、根拠資料 1-7(1-3 頁))。

## 〈2〉文学研究科

大学院の教育目標、ディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシーは、文学研究科として定め、明示している(根拠資料 1-4(6-7 頁)、根拠資料 4-4(1 頁))。修士・博士前期課程に関しては、教育課程の体系的・順次性への配慮、コースワークとリサーチワークとのバランスへの配慮、修士論文作成に関する研究指導・論文作成指導の十分な保証、授業形態への配慮と研究倫理及び発展させるべき資質・能力、幅広い学識と多角的な視点を養う上での配慮、各専攻の「修了生像」の実現に向けた教育課程の編成等について方針を立てている。

博士後期課程に関しては、上記に加え、博士論文の作成を博士後期課程の研究活動の中心として重視し、研究指導・論文作成指導の機会を十分に保証すること、研究倫理ほか博士後期課程のディプロマ・ポリシーに示された資質・能力の伸長に特に配慮すること等について方針を立てている。

この全体方針のもと、大学院の各専攻においてもそれぞれの教育目標、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定し、2014 年度に確定した。2017 年度大学院将来構想・評価委員会にてワーキンググループを設置し、大学院全体及び各専攻の3つのポリシーの見直しを行った(根拠資料 4-5、4-6、4-7)。さらに 2021 年度に見直しを行った(根拠資料 4-8)。

大学院全体の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、『履修要覧』、大学公式 WEB サイト、『大学院案内』、日本私立学校振興・共催事業団の大学ポートレートに、各専攻の教育目標は大学公式 WEB サイト及び規程を『履修要覧』に、各専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは大学公式 WEB サイトにそれぞれ掲載し、大学構成員に周知するとともに、社会に公表している(根拠資料 1-4(6 頁))。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

### 【評価の視点】

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】)
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】)
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

## 〈1〉現代教養学部

「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」において「現代教養学部の実質化」についての記載があり、学長の諮問により、2020年度に現代教養学部の実質化を目指したカリキュラム、教育内容、教育方法、評価の整備や現代教養学部の理念に基づく教学組織の整備、さらには教学マネジメント方針への対応等について検討し、提言を行う組織として、「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」が設置した(根拠資料 1-19)。ワーキンググループは予定を延長して1年半続けられ、2021年9月に報告書を学長に提出した(根拠資料 4-9)。提出された報告書に基づき教務委員会を中心に検討し、2023年度入学者からのカリキュラム改革を予定している。これについては、追って説明することとし、以下現行の本学の状況について、述べる。

カリキュラム・ポリシーに基づき、以下のように科目区分と卒業要件を設定し、基礎課程・各学科専攻・副専攻及び資格課程(教職課程・博物館学芸員課程・日本語教員課程)の教育課程を編成している(根拠資料 1-4(42頁))。

### 【科目区分の設定と卒業要件】

まず、本学における科目区分と卒業要件について説明する。本学における卒業要件とその科目区分は、下表の通りである。

科目区分		必要単位数	
分野	系列		
全学必修分野	キリスト教学Ⅰ	4	
	キリスト教学Ⅱ	4	
	第一外国語	8	
	第二外国語	8	
	体育運動学	2	
専攻分野	専攻科目	60	98
関連分野	総合現代教養科目	26	
	基礎課程科目		
	他学科の専攻科目 他		
卒業論文		8	
計		132	

上表のうち、「専攻分野」「関連分野」をあわせて98単位というのは、「専攻分野」60単位、「関連分野」26単位を満たし、さらに「専攻分野」と「関連分野」の合計が98単位以上になるように、「専攻分野」または「関連分野」から12単位以上を修得するということである。また、関連分野には、短期留学や他大学との単位互換制度で修得した単位での認定単位等が含まれる。

なお、教育学科初等教育学専攻については、小学校又は幼稚園教諭一種免許状取得を卒業要件とすることから、「専攻分野」84単位、「関連分野」14単位を卒業要件としている。

次に各科目区分の内容と設定の趣旨について説明する。

5つの系列から構成される「全学必修分野」は、全学生が本学の教育理念を理解し、在学中及び卒業後を通じて身につけるべき教養の基礎を修得させるものである。

「キリスト教学」は、本学の教育の基盤であるキリスト教の価値観について、多面的・多角的な視点で学ぶものであり、これらの履修を通じて、キリスト教の価値観に基づき、世界と人間に対する深い洞察力と心の豊かさを涵養する。

「第一外国語」「第二外国語」は、国際化の時代にふさわしい語学力、コミュニケーション能力を身につけることを目的とすると同時に、諸外国の文化的背景を学び、国際的視野を広げ、また専攻課程での学修研究活動の基礎を身につけることも目的とする。

「体育運動学」は1年次に配当され、健康の科学や運動文化への理解を深め、適切な運動習慣を身につけ、生涯にわたる健康保持のための基盤を作ることを目的とする。

なお、「キリスト教学」は哲学科、「第一外国語」は英語文化コミュニケーション学科、「第二外国語」は国際交流学科、「体育運動学」は教育学科が、それぞれ各分野の授業科目の開設と、恒常的な検証・改善について、責任を持っている。

「専攻分野」の系列「専攻科目」は、学生が2年次以降に所属する各学科が開設する専門科目であり、必要単位数 60 単位の内訳・履修方法は、学科、専攻ごとに設定する。本学専攻課程の教育課程編成における基本的な考え方は、①2年次から4年次にかけて、多様な視点から幅広く学ぶという環境を維持しながら、次第に専門性を高め、卒業論文の制作につなげていく、②演習・実習といった学生が主体的かつ実践的に学修する授業科目を教育課程の中心に据える、の2点である(根拠資料 1-4(58-178 頁))。各学科、専攻については一例として心理学科を紹介する。心理学科の専門領域は、認知心理学・発達心理学・臨床心理学の3分野からなる。2年次には、心理学の全体像、各専門分野の特徴や研究方法の基礎などを学ぶとともに、心理学のいずれの分野においても要求される正確かつ綿密なデータの収集と分析の方法を身につける。3年次には、上記3分野から1分野を選択して、それぞれの領域についてより深く学ぶことになる。また幅広く自由選択科目を設定し、各分野の最先端の研究成果を学んだり、研究方法をより深く理解したりできるようにしている。このような過程を経て、4年次では3分野の「心理学演習」のうち1科目を選択し、卒業論文制作に向けて、参加学生が各自設定した課題についての発表と質疑を行う。

「関連分野」はおもに「総合現代教養科目」「基礎課程科目」「他学科の専攻科目」の3つの系列から構成される。

「総合現代教養科目」は、地球規模で人々が考え、行動し、交流することが求められる現代において、世界の多様な社会と文化を理解し、時代を見通し、その中で自身の生き方を考えていくことのできる、幅広い知識と教養を獲得することを目的とする。

「基礎課程科目」は、基礎課程、すなわち1年次生のみを対象とする科目で、「基礎課程演習」と、各学科による入門的講義からなる。前者は、大学での学修・研究活動に求められる主体的な姿勢・意欲や積極性の基礎を身につけることを目的とする。

「他学科の専攻科目」は、学生が2年次以降に所属する学科以外の7学科が開設する専門科目で、他学科学生の履修も認める科目である。本学では演習・実習科目以外の大抵の講義科目が、他学科所属学生にも開かれており、これらの科目の履修を通じて、自らが専攻する分野以外の専門的な知識・教養の獲得も可能とする。

なお、卒業要件中の「関連分野」の単位数の比率は、最低で「専攻分野」の40%強、最高で60%強となっており、他大学に比べてかなり高く設定されている。これは本学が開学以来目指している幅広いリベラル・アーツ教育、換言すれば「わが国の高等教育の将来像」に掲げられている総合的教養教育を実現するための工夫のひとつである。さらに、「関連分野」をより系統的に学修するため、副専攻の制度を設けている(後述)。

「卒業論文」は、大学での学問研究の集大成として位置づけられる。自らの問題意識を明確化し、これにしたがって論旨を体系的に構成する過程を通して、専門的・学問的に思考する力、論理的に説明・発信する力を涵養する。

なお、「専攻科目」と「基礎課程科目」のうちの入門的講義については、各学科、専攻が授業科目の開設と、恒常的な検証・改善について責任を持ち、「総合現代教養科目」と「基礎課程科目」のうちの「基礎課程演習」については、教務委員会が責任を負っている。

#### 【入学前教育と初年次教育(基礎課程)】

毎年12月以降、入学予定者を対象とした「WorkBook」(課題編・解説編)を大学公式WEBサイト上で公開し、大学の学習で必要とされる論理的思考力、文章表現力などについて指導している(根拠資料4-10)。過去4年間の課題提出数は別表の通りである(根拠資料4-11)。

入学者に対して入学前にPCにて「プレースメントテスト」(英語クラス分けテスト)を実施し、その結果に基づき、「第一外国語」(英語、科目名としては「1年英語」)の能力別クラス分けを行っている。クラス編成は、2022年度には21クラスで、1クラスの受講者数の平均は約25人である。また、「1年英語」では、週1回のメディア自習プログラムを義務づけている(根拠資料1-4(44頁))。

本学では1年次生は特定の学科、専攻を決めずに入学し、全員が基礎課程に所属することになっており、この基礎課程は、大学での学修の基礎を学ぶと同時に、各自の関心や適性を見極めるための期間として位置づけられている。

基礎課程の1年次生が履修すべき科目としては、まず「第一外国語」「第二外国語」の1年次対象科目、「キリスト教学Ⅰ」「体育運動学」及び「基礎課程演習」などがあり、これらは大学での学修の基礎を学ぶためのものである。

1年次生全員を対象とする「基礎課程演習」(前期、2022年度は28クラス、1クラス平均約20名)の開講にあたっては、担当教員(全員が専任教員)に「基礎課程演習ガイドライン」を示すことにより、どのクラスにおいても「文章等による表現力」「発表の力」「情報収集の力」など、大学での学習方法の基礎が共通して身につくよう配慮している。また、「基礎課程演習」の担当教員が、同時に各クラスのアカデミック・アドバイザーとなり、1年次生の学習上の相談や、2年次からの学科、専攻決定に関するアドバイスを行っている(根拠資料1-4(55-56頁)、根拠資料4-12)。

さらに1年次生は、「総合現代教養科目」や「基礎課程科目」のなかの各学科による入門的講義によって、学問研究の多様な視点や方法を学び、自身の関心や適性を確認して、2年次以降の所属学科を決めることとなる。

#### 【ジェネラルレクチャー】

さらに、おもに1年次生を対象として開学以来続けられてきた「ジェネラルレクチャー」がある。これは年間20回程度、水曜日4時限に開かれる連続講演会である。講師には、学長をはじめとする本学教員だけでなく、外部からも多くの専門家を招き、その内容を、①聖心スピリットに関わるもの、②心身の安全・健康に関わるもの、③聖心での教育と研究に関わるもの、④社会活動・学問・芸術など諸分野で注目すべき高水準の活動をしている人に関わるもの、の4つに分類し、多様性を確保している。「ジェネラルレクチャー」は単位化されたものではないが、出席必須としている。例年1年次生の出席率は80%ほどあり、大きな教育的効果を挙げている。ジェネラルレクチャーの運営は、1年次センターが責任を負っている(根拠資料4-13)。

## 【副専攻とその教育課程】

本学では、【科目区分の設定と卒業要件】の項で述べたように、自身が所属する学科、専攻以外の開設科目を関連分野として数多く履修、修得するカリキュラムとなっている。このような関連分野の科目を、学生自身の関心、課題設定に基づいて系統立てて履修するために、副専攻の制度を設けている。副専攻には、「学科が提供する副専攻」「学科横断型副専攻」がある(根拠資料 1-4(182頁)、根拠資料 4-14)。

### (1) 学科が提供する副専攻

学生自身が所属する学科、専攻以外に1つの学科を選び、その学科の授業科目を集中的に履修する副専攻であり、主専攻とあわせて履修することにより、複眼的思考方法を身につけることができる。

学科が提供する副専攻は、教育学科初等教育学専攻を除く8つの学科、専攻が設置し、英語文化コミュニケーション副専攻は、英語学・英語教育学分野、英米文学分野、メディアと社会分野の3分野、史学副専攻は日本史コースと世界史コースの2コースに分けられ、それぞれに修了要件が設定されている。

### (2) 学科横断型副専攻

学科横断型副専攻には、「総合リベラル・アーツ副専攻」「グローバル共生副専攻」がある。

総合リベラル・アーツ副専攻は、各学科における、特定の学問分野を対象とした、卒業論文を到達目標とする専門的教育と並行して、研究対象への幅広く多様なアプローチの方法を身につけ、また現代社会の複雑かつ多様な問題について考える力を伸ばすことを目的とする。また、卒業要件中における関連分野科目の比重が大きいという本学の特徴をより一層活かすため、学生が自主的、能動的に設定した課題に基づき、関連分野の講義科目を系統立てて履修することを促すのも、この副専攻設置の目的である。

履修方法は、大学が用意したA「世界のなかで地域を見つめる」、B「多様な文化を比較する」、C「持続可能な社会を構築する」、D「生涯を通じたキャリアを形作る」という4つのカテゴリーのなかで、学生自身が課題を設定し、これに関連する授業科目を履修、修得して、設定した課題についての修了レポートを作成するというものである。

グローバル共生副専攻は、グローバル共生の課題を意識し、そのために求められる知識を身につけ、さらに行動できる人間になることを目的とする。

なお、副専攻の運営は、「学科が提供する副専攻」については各学科が、「学科横断型副専攻」については教務委員会が行っている。

## 【教職課程】

本学における教職課程は、『教員養成に対する理念及び課程設置の趣旨等』に基づき開設、運営されている(根拠資料 4-15)。

小学校教諭・幼稚園教諭の免許状取得に係る初等教育の教職課程は、教育学科初等教育学専攻と実質上一致するので、ここでは中学校教諭・高等学校教諭の資格取得に関する教職課程について現状を述べる。

本学各学科で取得できる教員免許状は、以下の通りである(根拠資料 1-4(200頁))。



学 科	中学校	高等学校
英語文化コミュニケーション学科	英語一種	英語一種
日本語日本文学科	国語一種	国語一種
史学科	—	地理歴史一種
哲学科	社会一種・宗教一種	地理歴史一種・公民一種・宗教一種
教育学科教育学専攻	—	公民一種
心理学科	—	公民一種

なお、大学院修士・博士前期課程では、英語英文学専攻は高等学校・中学の英語、日本語日本文学専攻では高等学校・中学の国語、史学専攻では高等学校の地理歴史と中学校の社会、社会文化学専攻では高等学校の公民と中学校の社会、哲学専攻では高等学校の公民、中学校の社会、高等学校・中学の宗教、人間科学専攻では、高等学校の地理歴史・公民、中学校の社会、小学校教諭、幼稚園教諭の、それぞれ専修免許状が取得できる(根拠資料 1-4(272 頁))。

初等教育に関する事項も含めた教職課程の運営は、全学科の教員で構成される教職課程委員会があたっている(根拠資料 1-2(1-3-12))。

#### 【博物館学芸員課程】

博物館法第5条に基づき、本学では必修科目として、計7科目 19 単位を毎年開講している。また、選択科目系列としては、文化史系列3科目、美術史系列 10 科目、考古学系列2科目、民俗学系列1科目、自然科学史系列2科目を開講している(これらのなかには隔年開講の科目を含む)。なお、4年次に配当される「博物館実習」は、学内における半期の授業と、学外の博物館等での実習を同一年度に受けるものである(根拠資料 1-4(244 頁))。

博物館学芸員課程の運営は、全学科の教員で構成される博物館学芸員課程委員会があたっている(根拠資料 1-2(1-3-14))。

#### 【日本語教員課程】

日本と諸外国との交流が活発化するにつれ、日本語を学習しようとする外国人が増加し、それに対応する教員を質・量ともに確保することについての社会的要請が高まったのを背景に、本学では 1987 年度に日本語教員養成のための課程を設置した。現段階では、社会的に共通化した免許制度は行われていないので、課程修了者には、大学卒業時に、本学から修了証を授与することとしている。カリキュラムは、全体の概説(2 単位)、日本語の構造に関する科目(計 20 単位)、日本人の言語生活等に関する科目(計4単位)、日本事情に関する科目(計4単位)、言語学に関する科目(計8単位)、日本語教授法に関する科目(「日本語教育実習」を含む計 10 単位)、外国語科目(計6単位)の合計 54 単位からなる(根拠資料 1-4(245 頁))。

日本語教員課程の運営は、全学科の教員で構成される日本語教員課程委員会があたっている(根拠資料 1-2(1-3-13))。

#### 【高大接続】

2021 年度から「高大連携プログラム」の一環として、グローバル共生科目群の授業を中心に、学科開講の授業やジェネラルレクチャーなど、前期・後期で計 25 回の授業を収録し、姉妹校であ

る小林聖心女子学院の高校2年生へ大学の授業をオンデマンドにて提供した。2022 年度も当該プログラムを継続し、オンデマンド視聴用の授業動画を提供している(根拠資料 4-16)。

### 【他大学との交流】

清泉女子大学との科目等履修生協定によって、本学学生が清泉女子大学において、司書・司書教諭の資格を取得することができる。一方、清泉女子大学の学生は、本学において、小学校教諭・幼稚園教諭の資格を取得することができる(根拠資料 4-17)。

2022 年度現在、上智大学、東京音楽大学、日本赤十字看護大学との学生交流協定を行っていること、また、渋谷にキャンパスのある4大学(青山学院大学、國學院大學、実践女子大学・実践女子短期大学部、聖心女子大学)が渋谷4大学連携単位互換制度の協定を締結していることにより、本学の学生が各大学の授業科目を、各大学の学生が本学の授業科目を相互に履修することができるようになっている(根拠資料 4-18、4-19)。

### 【2023 年度からの新カリキュラムにおける変更】

2021 年度第6回教授会(10 月 12 日開催)での現代教養学部の実質化検討ワーキンググループからの報告を受け、教務委員会で検討を重ねた結果、以下の点を変更することで現代教養学部カリキュラムの見直しを行った。

1. 卒業所要単位を 132 単位から 126 単位に変更する(2023 年度以降入学者対象)。
2. Society5.0 時代に必要な「数理・データサイエンス・AI」に関する知識と技術を学ぶことを目的に「AI・データサイエンス基礎」(2単位)を必修科目とする(2023 年度以降入学者対象)。
3. ナンバリングの導入(2023 年度から全科目に導入)
4. 履修登録単位数の上限の厳格化(4年次登録単位数上限に卒業論文を含める)(2023 年度以降入学者対象)
5. 成績優秀者の履修登録単位数の上限緩和(2023 年度以降入学者対象)
6. すべての学科に1年次生向けの入門科目を設置(2023 年度から入学年度にかかわらず設置)
7. 学位プログラムの専門性を身につけることと並行して、幅広い教養を身につける授業科目群である聖心リベラル・アーツ群を設置(2023 年度から入学年度にかかわらず設置)

## 〈2〉文学研究科

大学院のカリキュラム・ポリシー及び各専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、各専攻は十分な数の授業科目を開設し、体系的な教育課程を展開している。コースワーク以外に、「論文演習」「共同演習」「特別演習」「特別研究」等の名称で学生の研究課題に即した発表と討議、研究指導を行う機会が保障され、論文作成に向けたリサーチワークに配慮している(根拠資料 1-4 (251 頁))。各専攻では毎年度秋に次年度開講科目を決定する際、カリキュラム・ポリシーに照らしてより効果的な教育課程となるよう検討し、改善を図るほか、恒常的に改善の努力を行っている。一例として日本語日本文学専攻を紹介する。

日本語日本文学専攻では、学部の教育における三本の柱を踏まえ、日本文学、日本語学、日本語教育学の三分野を基本とするカリキュラムを提供している。日本語・日本文学分野では、古代から近現代まで体系的に学び、専門知識を深めるとともに、自ら思考する力を鍛えることを目指している。日本語教員の養成と密接に関わる日本語教育学分野では日本語教育の実践的な問題も扱っている。

### 【教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり】

本学の全学的な内部質保証推進組織である全学評価委員会の下、自己点検・評価活動を通じて、教育課程編成の現状、特長・長所、問題点・課題、将来に向けた発展方策について把握している(根拠資料 1-2(1-9-1))。

具体的には、大学基準協会が定める大学基準のうち基準4を基に共通化したフォーマットを作成し、将来構想・評価委員会(学部・大学院)、全学評価委員会の協議を経て、自己点検・評価活動を原則、毎年実施している(根拠資料 4-20)。

自己点検・評価の結果は、将来構想・評価委員会の了承を経て、全学評価委員会に報告される仕組みとなっており、全学評価委員会委員長である学長をはじめとする全学評価委員会構成員は学部・研究科の教育課程編成の検証の把握に努めている。さらに、報告書の内容を経営会議でも学長及び副学長を中心に分担しながら学部・大学院の自己点検・評価シートをチェックしており、明確な記述となっていない点や適切な説明がなされていない内容があれば、各評価単位に確認して、自己点検・評価活動の精度を上げるように工夫している。学部においては、教務委員会がカリキュラム編成に係る連絡調整並びに基盤教育の運営に係る検討を行っている。同委員会の下には、必要に応じてワーキンググループを設置しており、科目ナンバリング、カリキュラム・マップの運用及び単位の実質化等に向けた検討を行うなど、柔軟な制度設計が整えられるよう努めている。なお、教務委員会の委員長は「教授会規定に基づく委員会規程」に基づき、副学長(学務・大学院担当)が務めることとなっており、学長及び経営会議の意向を踏まえながら、各学科との連携を図るよう取り組んでいる(根拠資料 1-2(1-3-4))。大学院については、大学院専攻代表委員会が各専攻の連携機能を果たしている。

### 【学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施】

本学では、総合現代教養科目において、「キャリア教育」を推進してきた。「女性とキャリア形成」「キャリアデザイン入門」「インターンシップ入門」「ボランティア研究概論」「生活と法律」等の授業科目を配置し、基盤教育において社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している(根拠資料 1-4(50頁))。

さらに、基盤教育科目に加えて、学部の専門領域に即したキャリア教育科目を専門科目に置く学科もある。例えば、人間関係学科では、「職業社会学1」を2年次必修科目として開講しているほか、選択科目として「職業社会学2」「キャリア形成の社会学」などを開講している。また、英語で実施されるグローバルリーダーシップ・プログラムでは、グローバル化の時代に世界が直面する難民問題や気候変動をはじめとした地球規模の課題に対応できるリーダーシップの資質や能力、スキルの習得を目指し、教育機関、政府機関、NGO、各種法人など、さまざまな組織の中で、半年間にわたって一つの企業で研修することを通じて、より深く職業専門性と必要な能力習得を図るインターンシップを行っている。

他方、大学と企業団体組織との連携教育として、一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会と協定を結び、経済同友会に加盟する企業と連携しインターンシップを実施している。同インターンシップは、基盤教育科目における総合現代教養科目の正課授業として実施しており、全学科の2年次生のエントリーが可能になっている。また、専任教員及び企業に長く勤務した経験を持つ非常勤講師による事前事後指導のほか、成果報告会を学内で開催して、他の学生に聴講させるなど、学内外の学びを融合させ、学生の活動を通じたキャリア教育を実施している(根拠資料 4-21、根拠資料 4-22)。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

**【評価の視点】**

- 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】)
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

**【教育方法及び学習指導は適切か。】**

**〈1〉現代教養学部**

授業形態については、聖心女子大学学則第 25 条に基づき、講義・演習・実習科目を適切に配置している(根拠資料 1-2(1-1-1-4))。また、全ての学年について、無理のない学修計画を立て、事前・事後学習の時間を確保するという観点から、登録単位数の上限を、1年次 42 単位、2年次・3年次 48 単位、4年次 42 単位に設定している(なお4年次の「卒業論文」8 単位はこれに含めない)。

また、2年次以上の教職課程登録者のみ、12 単位超過可能としている。進級条件については、1年次の基礎課程から2年次の専攻課程に進む際に、20 単位以上の修得を義務づけている。2019 年度入学者からはこれに加えて、3年次から4年次への進級条件を設定している(根拠資料 1-4(19 頁))。さらに、全ての学年について、3月・9月に「成績要注意者リスト」(GPA 及び全学必修科目の修得状況から抽出)を教務課から各学科、専攻に提示し、4月上旬までには「学業不振者と学科教員との面談」を実施し、学生の指導に役立てている(根拠資料 1-4(32 頁)、根拠資料 4-23、4-24)。

また、障がいのある学生支援については、学生支援ネットワークの会において関係部署等による教職員協働で対応している(詳細は第7章参照)(根拠資料 4-25)。

オフィスアワーについては、教学支援システム Sophie にオフィスアワーの掲示を行い、学生が教員の研究室を訪ねて質問することが可能となっている。また「総合リベラル・アーツ副専攻」については、教務委員が相談の窓口となっているため、学生に配布する「副専攻ガイド」には、各教員への相談方法を記載した一覧表を添付している(根拠資料 4-26)。

ティーチング・アシスタント(TA)制度は全学的に採用している。過去4年間の実績は、2018年度 21 名、2019 年度 17 名、2020 年度 18 名、2021 年度 25 名である(根拠資料 1-2(1-8-2))。

以下、具体的に本学の特徴的な教育方法・学習指導について述べる。

**【各学科、専攻の授業形態】**

③で述べたように、各学科、専攻は演習科目を中心とした教育課程を編成し、少人数クラスで学生の主体的、自律的な学習姿勢を養うよう努めている。また、講義科目においても、グループ

ディスカッション、グループワーク、学生主体の作品作成・提出の義務づけなどによって、学生が主体的に授業に参加する工夫が、さまざまな学科、専攻で行われている。

以下、各学科、専攻のうち英語文化コミュニケーション学科の特徴的な授業を紹介する。英語文化コミュニケーション学科では約7割の授業が英語で行われ(なお、国際交流学科の「Global Communication in English」、「English Communication」でも英語で授業が進められている)、卒業論文も英語で執筆する。また本学科では、「英語基礎研究 7-1」、「英語基礎研究 7-2」におけるプログラムやアプリの制作、「メディア・リテラシー」やにおける映像作品の制作など、受講者自身がコンピュータやデジタルメディアを駆使して作品を制作する授業もさかんに行われている。「翻訳を通した企業協力」では、埼玉県飯能市にあるムーミンバレーパークを紹介する教育教材作成に向けての翻訳協力を通して社会に貢献する。

卒業論文はすべての学科、専攻において必修(8単位)である。4年次年度始めに科目「卒業論文」の履修登録を行い、7月に主査(メンター)、11月に副査(リーダー)を決定、12月中旬に提出する。分量についてとくに定めはないが、本文・注釈を含めて 20,000 字以上を目安としている(英語文化コミュニケーション学科は英語で卒業論文を執筆する。3,500 語以上を目安としている)。卒業論文についての指導は、基本的には4年次演習の担当教員(ほぼ全員が専任教員)が行う(根拠資料 1-4(179 頁))。

### 【資格課程】

教職課程・博物館学芸員課程・日本語教員課程のすべてにおいて、「教育実習」「博物館実習」「日本語教育実習」を履修するための実習要件を設け、十分な知識と心構えを備えたうえで実習を行えるよう指導している(根拠資料 1-4(200-246 頁))。

なお教職課程では、教職課程履修登録者全員に「教職課程履修カルテ」の作成を義務づけ、そこに記載された内容を、4年次の「教職実践演習」で活用している。また、教職・保育士課程室を設置して職員を配置し、教職課程及び保育士課程履修登録者のさまざまな質問や相談に応じている(根拠資料 4-27、根拠資料 4-28)。

## 〈2〉文学研究科

大学院での授業形態としては、演習が中心で、適宜講義形式も交える形が基本となっている。専攻により実験、実習が含まれることもある。

大学院学生数が少ないことから、ほとんどの授業は少人数であり、授業外での教員との接触も密である。少人数の授業の中でも、さらに個別のニーズにきめ細かく対応できるよう多くの授業で工夫されている。演習中心の少人数教育であると、自然に学生の発表機会も多く、予習・復習も十分に行われ主体的参加が実現しやすくなる。これに対しきめ細かい指導が行われることから教育指導の徹底と研究能力向上の上では極めて恵まれた条件にある。

一方、少人数であることに対しては、一定の配慮も必要である。演習授業での発表が続くと学生にとって負担が過重となりかねない、仲間同士で切磋琢磨する機会が得にくい、多人数でのディスカッションが不足する、健全な競争意識が生まれにくい、等々である。社会文化学専攻では、博士後期2年次生が履修する「社会文化学共同演習」に、1、3年次生や博士前期課程の学生も参加しており、「院生会」の組織もある。史学専攻では修士論文中間発表会に学部学生の参加も認めている。人文学専攻では「人文学共同演習」に大学院学生が全員参加する。英語英文学専攻では、様々な国際交流行事を学部学生と協働して実行する機会を設けている。これらの例は少人数であ

ることを補う配慮の側面を持つ。今後、修士・博士前期課程の入学者を増加させ、さらに博士後期課程への進学を促す方策を進める必要がある。

専攻の特色を生かした教育方法上の工夫は多様に行われている。英語英文学専攻では、開設科目の約6割は英語で行われており、修士論文中間報告会、修士論文審査においてもまとまった長さの英語による口頭発表が義務づけられている。また、国際社会に目を向け、社会貢献ができるように、海外講師を招聘した講演会やワークショップ、イギリスの劇団を招聘してのシェイクスピア劇の公演、駐日大使との交流会、ストーリーテリングの公演等々の国際交流行事を推進している。人間科学専攻教育学分野では、グローバル化に対応した教育・研究の推進のため、海外の専門家を継続的に招聘して講演会を実施するとともに、学生が海外で現地調査を実施できるよう条件を整えている。今後さらに国際的な教育・研究交流の機会を拡大するよう努めていく。同専攻心理学分野、社会文化学専攻などでも専攻の性格上、実習や社会調査が盛んである(根拠資料 4-29【ウェブ】)。

研究の複数指導体制については従来から多くの専攻で導入されていたが、2015 年度より全専攻で採用された。このうち、社会文化学専攻では、「社会システム研究」「比較文化研究」の2領域を組み合わせる複数指導を行い、さらに2年次後期には、正副指導教員と学生の「三者面談」を行い、論文作成の最終段階に進めている。こうして専門を異にする教員が連携して指導にあたり、効果を上げている(根拠資料 1-4(287 頁))。

論文作成に直結する指導体制の整備、指導機会の確保については、いずれの専攻でも十分に配慮している。英語英文学専攻の例では、修士1年次には教員と相談して「履修計画」を立て、さらに11月に行われる「修士論文提出資格試験」に合格したうえで、2年次に「英語英文学論文演習」等を通じて教員の指導を受け修士論文を作成する。さらに2013年度には研究方法論を深めるために「英文学研究法」の科目を新設した。人文学専攻では、1年次に各指導教員の「人文学特論」の履修を義務付け、かつ指導教員の「人文学論文演習」を通じて指導を受ける。また全学年にわたり「人文学共同演習」に参加して発表を行い、「年度末論文」をまとめることが指導されている。「博士論文の提出要件」「博士論文の評価基準」「論文執筆に関する留意点」も明示されており、博士論文提出前には「仮論文」を提出して事前に指導を受ける体制となっている。また、論文作成に向けての中間発表会はいずれの専攻でも全教員が参加して実施されている。学会等での研究発表や専門学術誌への投稿は、博士後期課程を中心に盛んに奨励されている。今後は学会誌への採択可能性を高める工夫も必要である(根拠資料 1-4(250 頁))。

個々の研究指導はいずれも計画的に実施されてきたが、2015年度からはさらに学生一人一人につき「研究指導計画書」を作成する体制を整えた。学生が教員と相談しながら研究指導計画書に自己の研究計画を記入し、教員はそこに年間の研究計画を記入する。こうして作成された研究指導計画書は大学に提出されるとともに教員、学生が共有する。学生と教員が研究指導計画について話し合い、客観的な文書を共有することで、より確実に効果的な研究指導が可能となった(根拠資料 4-30)。なお、各専攻の研究指導スケジュールは『履修要覧』に掲載している(根拠資料 1-4(252-255 頁))。

また、「研究倫理指針」「『人を対象とする研究』ガイドライン」「大学院学生のための著作権ガイドブック」(2023年2月第五版)等を整備し、学生の学修・研究に大きな便益がもたらされた(根拠資料 1-4(8-9 頁)、根拠資料 4-31、根拠資料 4-32、根拠資料 4-33)。

## 【シラバスに基づいて授業が展開されているか。】

### 〈1〉現代教養学部

全ての開講科目について、担当教員が web 上でシラバスを作成し、紙媒体及び大学公式 WEB サイト上で公開している。シラバスの書式は統一されており、その構成は、授業科目名、担当教員、単位、開講曜日・時限、対象学年のほか、「授業のテーマ及び到達目標」「授業概要」「授業計画」「テキスト・参考文献」「授業時間割上の学習(準備学習・復習等)」「その他、履修上の注意事項や特記事項」「評価方法」からなっている。

シラバスの校正時には、シラバス作成者以外の教員が、その内容についてカリキュラム・ポリシーなどに照らして適切なものかどうかを点検している(根拠資料 4-34)。

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについては、前期・後期末に行われる授業アンケートにおいて、「シラバスの記載内容は、この授業を受講するうえで役立った。」という設問を置き、「5よくあてはまる、4ある程度あてはまる、3どちらともいえない、2あまりあてはまらない、1まったくあてはまらない」の5択で回答を求めることにより、検証のための資料としている(根拠資料 4-35)。

### 〈2〉文学研究科

学部と同じくすべての授業に関してシラバスを用い、同様に運用している。

2022 年度のシラバス作成にあたっては、学部・大学院共に新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、オンライン授業に係る記載に努めている。授業形式について、対面・一部対面・オンラインの区別、オンラインの場合、リアルタイム型、オンデマンド型もしくはその混合型で実施など、どのような授業手法を用いるのかや、オンライン学習ツールの記載を求めるほか、フィードバックの機会確保、質疑応答や意見交換の機会の確保、提出された課題に対する毎回の指導を行うように指示している(根拠資料 4-36、根拠資料 4-37)。

このように、全学レベル、学科レベル、教員・授業レベルにおいて、シラバスの充実に取り組んでいる。

## 【新型コロナウイルス感染症への対応】

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、授業開始を2週間遅らせ、前期授業を全面的に非対面で実施し、後期以降段階的に対面授業の割合を増やすよう対策を講じた(根拠資料 4-38)。2020 年3月下旬、学内に「オンライン授業等検討ワーキンググループ」(根拠資料 4-39)を設置し、遠隔授業のための「オンライン授業マニュアル・オンライン授業ガイドライン(学生用と教員用ならびに日本語版と英語版)」(根拠資料 4-40)を作成した。2020 年4月初旬には、「オンライン授業マニュアル(教員用)(学生用)」を教学支援システムに掲載し、教務課においては学生からの質問を受け付ける【教務課質問フォーム】を開設し、どの部署に質問してよいのかわからない新入学生を中心に学生向け情報提供の円滑化に努めた。なお、この【教務課質問フォーム】については、文部科学省 HP にて「コロナ禍における大学等の好対応事例」として紹介された(根拠資料 4-41)。さらに「2020 年度前期の授業の実施について」を授業開始前に全教員に配信し、「オンライン授業に関するガイドライン(教員用)」において、オンライン授業実施についての具体的な方法、同時双方向性の担保やフィードバックの重要性、著作権に関する留意事項、学生のプライバシーの保護など、メディア授業の実施に必要な事項を含めて周知を図った。2020 年7月末を期限に調査した「学生による授業評価」の集計結果を基に、前述のワーキンググループにてオンライン授業の改善対応策等を検討し、オンライン授業に関する教員用マニュアルを作成した。特に、オ

ンライン授業の効果的な進め方において以下の3つにポイントを絞って教員へ示した。①双方向型を基本にしながら、オンデマンド型や課題提示型を組み合わせた進め方にすること、②課題が多にならないように、そして提出された課題に対しては何らかのフィードバックを行うこと、③授業時間内外で教員と学生がインターアクションを保つ工夫を、また授業時間内外において学生間で交流する工夫をすること。なお、作成したマニュアルは、教学支援システム「Sophie」により教員へ周知した(根拠資料 4-42)。

夏期休暇中の集中ならびに後期授業については、実験・実技・実習等対面での実施が不可欠なものについては、教室定員を3分の2程度に減らすといった感染症対策をとって、対面授業を始めることとし、対象授業一覧を教学支援システムに掲示して周知した。また、基礎疾患をもつ学生を考慮し、対面授業の内容を録画して提供するなどの対応を全教員に周知した(根拠資料 4-43)。

これらのガイドラインの策定と学生の安全確保を念頭に置いた授業運営に係る判断については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部において協議のうえ、最終的には学長が判断することとしており、事態の変化に即応できるよう同対策本部を毎週水曜 9:30~10:30 に開催することとしている。

また、同対策本部では、学内の感染者の状況の把握を行うとともに、授業及び研究等に係る行動指針として策定している「来校時・対面授業受講時に知っておいていただきたいこと」を常に最新にしなが、学生、教職員に注意喚起を行っている(根拠資料 4-44)。

ICT を活用した授業の質向上に関し、「オンライン授業検討ワーキンググループ」及び教務委員会による対面・非対面の二者択一に留まらない高度なオンライン授業の実践と対面授業の進化を図るよう検討を重ね、2021 年度以降の授業展開に結び付けている。具体的には、2020 年度のコロナ禍において実施されたオンライン授業の充実・改良を重ねることにより、「大人数授業におけるオンライン授業」の実施について、教育効果を損なわずに運営することが可能となり、2022 年度の授業実施方針の決定の際に生かされている。

本学では、オンライン授業を実施するシステムとして、教学支援システム Sophie 及び Google によるグループウェアが活用されているが、同システムは全専任教員・非常勤講師が教材提供及びオンデマンド型授業、リアルタイム型授業に用いるとともに、学生への個別指導や小テスト、出席管理などを実現している。また、2019 年度までにオンライン会議システム「GoogleMeet」を全学導入していたため、2020 年4月の新型コロナウイルス感染症蔓延による緊急事態宣言時においても、同時双方向型授業等を遅滞なく実現できた。

このように、本学では、学生の履修指導及び授業形態等に応じた教育環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じている。

#### ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

##### 【評価の視点】

##### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

##### ○学位授与を適切に行うための措置



- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

#### 【成績評価と単位認定は適切に行われているか。】

##### 〈1〉現代教養学部

成績評価については、聖心女子大学学則第 27 条の定めによっている(根拠資料 1-2(1-1-1-4))。学生に対しては、『履修要覧』で成績評価の達成基準、不合格評価の内容等について明示し、周知している(根拠資料 1-4(30 頁))。また成績評価の方法は、各授業担当者がシラバス上に明記しており、試験・レポート、授業期間中の小テスト・レポート、演習科目では報告や討論の内容などが評価の基準となる。なお、成績通知書に記載された成績評価について不審な点がある学生は、「成績評価確認願」を提出し、授業担当者に確認を求めることができる(根拠資料 1-4(32 頁)、根拠資料 4-45)。

単位認定については、聖心女子大学学則第 25 条の定めによっている。学生に対しては、『履修要覧』で、単位の概念、単位修得の条件、学外で修得した単位の認定について明示し、周知している(根拠資料 1-4(17 頁))。なお、学外における修得単位認定の対象となるのは、編入学、長期留学、短期留学、交流学生制度、渋谷4大学連携単位互換制度である。

本学独自の制度である副専攻については、学科が提供する副専攻では、各学科の副専攻担当教員が修了認定を行っており、「総合リベラル・アーツ副専攻」では教務委員会の担当教員が修了認定を行っている(根拠資料 4-46)。

また長期留学・短期留学については、前者は留学生の所属する学科が、後者は、英語文化コミュニケーション学科(英語圏の研修)、国際交流学科(第二外国語圏の研修)が厳格に単位認定を行っている(根拠資料 1-4(36 頁)、根拠資料 4-47)。

さらに、2014 年度から全学で GPA 制度を導入し、2015 年度はこれに伴って履修取消制度を採用した。GPA は、2年次での学科、専攻決定の資料として重要な意味を持ち、そのほか各種入試別の入学後の追跡調査(後述)や、成績要注意者の把握(前述)などの資料としている(根拠資料 1-4(25 頁、31 頁)、根拠資料 4-48)。

留学を含む他大学の学習の単位認定については、学則第 28 条の2に規定している。前回指摘を受けた入学前の既修得単位認定については、同第 28 条の 2(3)に規定し、大学以外の教育施設等における学習の単位認定については、同(4)に規定している。単位認定については、編入学及び学士入学の場合を除き、60 単位を超えないものとしている。これらの規則に基づき、現代教養学部は単位を認定している(根拠資料 1-2(1-1-1-5))。

卒業要件については、大学設置基準に基づき、4年以上在学し、132 単位以上を修得するよう、「学則」及び履修規程に定めている。なお、履修規程において、基盤教育、専門科目(必修科目、選択必修科目の別)を踏まえた必要単位数を定めている(基礎要件確認シート表 12)。

##### 〈2〉文学研究科

成績評価については、聖心女子大学院学則第 13 条の定めによっている。学生に対しては、『履修要覧』で、成績評価の達成基準、不合格評価の内容等について明示し、周知している。また成績評価の方法は、各授業担当者がシラバス上に明記している。なお、成績通知書に記載された成

績評価について不審な点がある学生は、「成績評価確認願」を提出し、授業担当者に確認を求めることができる。

単位認定については、聖心女子大学院学則第 10 条及び第 10 条の2の定めによっている。学生に対しては、『履修要覧』で、単位の概念、単位修得の条件、学外で修得した単位の認定について明示し、周知している。なお、学外における修得単位認定の対象となるのは、委託聴講生制度による他大学大学院での履修と留学である(根拠資料 1-4(250 頁、251 頁))。

## 【学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。】

### 〈1〉現代教養学部

学士課程の卒業要件、副専攻の修了要件、資格課程の修了要件等は、すべて『履修要覧』に明示、周知している(根拠資料 1-4(41 頁～179 頁))。

学位授与に関する手続は、「聖心女子大学学位規程」に基づき、毎年2月後半の教授会において、各学生の卒業論文を含めた修得単位によって厳正に行い、3月前半に行われる卒業式において学位を授与している(根拠資料 1-2(2-2-1))。

副専攻の修了認定については、各学科及び学科横断型副専攻にそれぞれ担当教員を置き、2月後半に修得単位数等に基づき修了認定を行っている(根拠資料 4-46)。

### 〈2〉文学研究科

本学大学院での論文審査、学位授与ならびに課程修了の認定については、従来から客観性、公平性、透明性を確保しつつ行われている。聖心女子大学大学院学則、学位規程に基づき、修士論文、博士論文の提出要件が定められており、これに則って修士論文、博士論文の「評価基準」を2007 年度に定め、『履修要覧』に明示した。さらに、2010 年度からは専攻ごとの詳細な博士論文の「提出要件」を『履修要覧』に公表している。多くの専攻ではこれらに基づき、さらに細部にわたる論文の「評価基準」「提出要件」を専攻単位で定めており、事前に大学院学生に周知を図っている(資料 1-4(257-261 頁))。

## ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

### 【評価の視点】

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、各学科、専攻が定めたディプロマ・ポリシーに則り、教育の基本目標を達成できたかどうか、その学修成果については最終的に卒業・修了に必要な単位数を満たしているかどうかによって判断している。ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果を測定するための指標として「聖心

女子大学アセスメント・プラン」「聖心女子大学大学院アセスメント・プラン」を2021年度に策定し、大学全体レベル(機関レベル)、学科、専攻レベル(教育課程レベル)、授業科目レベル(科目・授業ごと)の3つのレベルに分けて、3つのポリシーの検証方法と全学のディプロマ・ポリシーに明示した学修成果の具体的な評価方法を定めている。策定にあたっては、全学レベルの自己点検・評価を行う将来構想・評価委員会、大学院将来構想・評価委員会にて原案を作成した(根拠資料 4-49)。

評価項目については、将来構想・評価委員会、大学院将来構想・評価委員会にて継続して検討を進めている(根拠資料 4-50)。

### 【学位授与方針に明示した学修成果の把握、評価するための方法】

学部について、ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果の把握及び評価は、前述したアセスメント・プランに基づき実施している。評価指標としては、卒業論文/卒業研究、卒業時アンケート、卒業者数・卒業率、就職状況・就職率等を設定している。特に卒業論文/卒業研究に関しては、学科レベル(教育課程レベル)の学修成果を可視化するために各学科のディプロマ・ポリシーと学科別評価基準の整合化を行い、2022年度卒業論文の評価において検証することを計画している(根拠資料 4-51)。

学修成果の可視化の方法の一つとして1年次生対象に、入学直前と12月に外部の標準化されたテストを用いてそれぞれ「プレイスメントテスト」と「ジェネラルテスト」を実施し、英語力の達成度について検証している。

2019年度入学者からは、1年次生の4月及び3年次生の10月に株式会社ベネッセ iキャリアが提供するGPS-Academicを受検することとしており、GPS-Academicの結果の活用方法を検討するため、2022年度に「GPS-AcademicとDPとの関連についての分析ワーキンググループ」を設置した。

1年次と3年次に受検をさせることにより、在学中の成長や学修成果を図っているが、大学独自の項目としてディプロマ・ポリシー達成度を評価する設問を設け、学生がディプロマ・ポリシーに対する理解度、到達度を自己評価できるようにしている。また、卒業生アンケートでは、ディプロマ・ポリシー6に関連する質問項目を設け、社会的問題についての活動に関係付けて満足度と成長実感を自己評価している(根拠資料 4-52)。

また、2023年度からは、在学生アンケート調査、卒業後3年卒業生調査、卒業生就職先へのアンケート調査等の実施を計画しており、学修成果の把握として、これらの情報を各学科に提供し、学修成果の把握に活用する計画である。

さらに、本学学生の学修成果を多面的に検証するため、外部評価を実施しており、2020年度にはキャリアセンターにおいて「過年度の学部卒業生に対するアンケート調査」、2022年度には一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会に本学学生のインターンシップの様子と本学のディプロマ・ポリシーとの関連について評価を受けた(根拠資料 2-20、根拠資料 2-21)。

その他、各学科のコア科目の修得状況、資格・免許取得状況、留学プログラム参加状況等、検証指標を設定しているが、全ての検証結果を算出し、検討する段階には至っていない。

研究科においては、学部同様、ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果の把握及び評価は「聖心女子大学大学院アセスメント・プラン」に基づき実施しており、修士論文/博士論文や専門科目の修得状況等を指標として設定している。

また、在籍するすべての大学院学生を対象に「大学院に関する調査」アンケートを隔年で実施しており、その中に、身についた学習能力を問う設問を設け、学修成果の把握に取り組んでいる

が、学部同様、アセスメント・プランに設定した各指標を用いて検証結果を検討する段階には至っていない。

ただし、2022 年度「大学院に関する調査」では、2020 年、2018 年に比べ、全体的に院生の学術研究への関心や成長実感が高まっているような傾向が見えてきており、今後も継続して調査し、学修成果の把握に活かしたい(根拠資料 4-53)。

#### 【学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり】

本学の全学的内部質保証推進組織である全学評価委員会は、各学科、専攻の自己点検・評価活動を通じて、3つのポリシーを起点とした PDCA サイクルの状況を把握することとし、改善サイクルの円滑化に努めている。

今後、より一層学修成果の可視化に取り組み、学修者本位の教育を進めていくために、各学科、専攻のコア科目と各ディプロマ・ポリシーの関連性を明確にし、学生自身が大学在学中の成長度合いを自己認識できる仕組みの検討を継続する予定である。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ・学習成果の測定結果の適切な活用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 【適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価】

教育内容・方法等の改善の責任主体は各学科及び大学院各専攻である。また、全学的教育施策について、学士課程は「教務委員会」が担うとともに、大学院課程については、「大学院専攻代表委員会」がその権限を有し、各種検証を行っている(根拠資料 4-54)。

授業レベルでの点検・評価は、学生の授業評価を中心に行ってきた。特に専任教員については授業評価結果に基づき、今後の課題と授業改善の方針等を示す「授業報告書」の提出が各個人に義務付けられている。また、それらを各学科内で整理、議論し、学科レベル(学位レベル)での点検・評価を行い、その改善策等をまとめた「学科の授業報告書」を策定し、これらを FD 協議会にて報告、協議することで、FD 研修会において取り上げるべきテーマや教育環境の整備に対する改善要望などを通し、全学レベルでの授業改善を行ってきた。最終的にこのプロセスは「学生の授業評価に基づく報告書」としてまとめられ、学生、教職員に公開している。なお、この制度に関しては慣例的な部分もあったため、2022 年度にこの仕組みを明文化している(根拠資料 4-55)。

大学院については、大学院 FD 協議会において「大学院授業に関するアンケート」を集計してその結果に基づく検証を行っている。

FD 協議会及び大学院 FD 協議会の委員は内部質保証推進組織としてマネジメントする役割・責任を担う全学評価委員会のメンバーを兼ねている。

#### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

2021 年度第1回将来構想・評価委員会において、「ディプロマ・ポリシーの客観的基準に基づく内部質保証体制の整備と運用」が議題となり、各種方針等の検証体制の整備が検討され、教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しも検討された。2021 年度第5回将

来構想・評価委員会においては、「アセスメント・プランの策定及び DP の学修成果の可視化について」が議題となり、評価方法の一つとして、卒業論文の評価基準の設定があげられた。2021 年度第8回将来構想・評価委員会においては、アセスメント・プランが策定された。2022 年度第4回将来構想・評価委員会においては、このアセスメント・プランの活用を検討することとしており、今後の検討により、教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性についての検証が具体的に進むと考えている(根拠資料 4-56、4-57、4-58、4-59)。

特に、教務委員会では、教育課程及びその内容、方法の適切性を検討する資料として、入試別に、留学・退学・休学の状況、卒業論文の成績、卒業時の GPA、高校の評定平均値と卒業時の GPA の関係、修得単位数などを示している(根拠資料 4-60)。

大学院全体の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関しても学部と同様、2021 年度第6回大学院将来構想・評価委員会において各方針の適切性の検証について着手した。大学院各専攻についても、2021 年度に専攻ごとに教育目標を見直し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定める過程においては、策定されたアセスメント・プランの活用を検討することにより、検証が具体的に進むと考えている(根拠資料 4-61)。

## 4.2 長所・特色

本学のカリキュラムの大きな特徴は、1年次に全員が基礎課程に所属し、特定の学科、専攻に所属しないことである。各学科が提供する授業を受講しながら、自身の今後のキャリア形成や学修計画を主体的に構想し、それに基づいて2年次から進む学科を選んでいく。学生の多くは入学時に進みたい学科を決めているものの、授業を受けたことで新たな自分の興味や可能性に気づき、方向を変える者も少なくない。こうした制度は、「自ら求めた学業を修める」との教育理念の実現に大きく寄与している。さらに、4年間を通し、専門教育と並行し、他学科の授業や大学が用意した教養系の授業も一定の範囲で履修することが必要であり、この学びによって視野を広げ、「自ら修めた学業をもって社会とのかかわりを深める」ことにつなげている。2023 年度からは、数年来の検討を経て、こうした授業群を充実させ、予測困難な時代を生き抜くための「現代の教養」として本学独自のリベラル・アーツ教育を支える柱とする予定である。

本学の教育改善については、まず、前回の第2期認証評価において見いだされた課題への対応を行ってきた。例えば、科目の順次的な位置づけが課題であったが、2023 年度新カリキュラム改訂にあわせてナンバリングを整備する予定である。また、ディプロマ・ポリシーの学修成果の明確化も課題であったが、2014 年度以降、3つのポリシーを充実するための議論を将来構想・評価委員会において継続して行い、ワーキンググループを立ち上げるなど検討を進めてきた。

その後も、2019 年度に策定した中期目標・中期計画に基づき、教務委員会を中心にカリキュラムの点検、改善を進めてきた。「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」においても学修成果について検討した結果、次のような提言を得た。「マクロ・ミドルレベルでは、GPS-Academic を検討しつつ、聖心女子大学のディプロマ・ポリシー、卒業時のプロフィールが達成されているのかどうかを評価し、カリキュラム・ポリシーとの整合性を図りつつカリキュラム等の改善に活かす。そのための評価対象としてキャップストーン科目等を各学科にて選出することが考えられる。各学科、専攻においては、カリキュラムをいくつかの科目群に分けて、どのような力を育成するかといった観点を整理し、それを評価することも考えられる。また、卒業論文で「合」と判定された場合に保証される資質・能力の観点を、各学科、専攻のディプロマ・ポリシー(及び卒業生像)の達成(の一部)として位置づけ、評価規準を可視化することも必要である。現在用いている GPS-Academic の再検討も必要である。」(根拠資料 4-9)。

これをもとに、2022 年度には 2023 年度新カリキュラム開始に向けて、カリキュラムの大幅な改革を図っており、各学科、専攻、教務委員会、大学院専攻代表委員会、将来構想・評価委員会、大学院将来構想・評価委員会、教務課や大学改革推進課の連携、協働により、教育課程の検証と見直しに係る手法の開発や手引きの明示、改訂スケジュールの管理及び改訂結果のとりまとめなどに関する工程管理を全学的に行うことができている。

授業設計の基本となるシラバスの質向上については、「シラバス作成のためのガイドライン」などの手引きの充実を図り、単に方針を示すのみではなく、セルフチェックや第三者点検、その他改善に必要な具体的手順に導くよう工夫しており、その実行状況を副学長(学務・大学院担当)が把握するなど、適切な点検と検証を機能させている。

また、全学的な内部質保証推進組織である全学評価委員会が自己点検・評価活動の全学的な統括をしながら、毎年の事業計画に対する中間評価及び期末評価を行うとともに、各学科、専攻の委員が参画する諸委員会等において、具体的な手順をまとめたり、課題を共有したりしながら、教育課程、教育内容・方法の高度化・適切化を図るよう、全学レベル、学科・専攻レベル、教員・授業レベルにおいて、それぞれのレベルに応じた取り組みとなっている(根拠資料 4-62、4-63)。このような全学的な展開をベースにしながら各学科、専攻の自己点検・評価活動が進められている。

さらに、2019 年度末以降のコロナ禍においても、授業を継続し、学びを止めないよう感染防止対策を講じながら対応を進めるとともに、コロナ禍の経験や気づきを有効に活用して、授業方法の質向上に係る検討を進めるなど、教育課程及び教育内容、方法のいっそうの発展が期待できる体制となっている(章末の〈2020 年度コロナ禍における主な取り組み〉参照)。

### 4.3 問題点

教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性について定期的検証を行うためのアセスメント・プランは決定している。しかし、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連付けや、それに基づく卒業認定に関する方針等が議論されているものの、その具体的な活用方法の決定には至っていない。2022 年度には教学マネジメント指針に関する全学 FD 研修会を実施して共通理解を深めるなど、今後の検討を進めるための環境を整えている。

また、学修成果を可視化するために導入した GPS-Academic もディプロマ・ポリシーの達成指標の一つとして位置づけているが、学生指導のための利用方法が明確には定められていないことも課題となっている。これについては、現在ワーキンググループが検討を進めており、その報告と提案を待つこととなる。

文学研究科については学生数が少ないこともあり、アセスメント・プランを決定したものの、そのデータが学生個人の潜在的な能力によるものなのか、専攻での学びによるものなのかの判別が難しいという問題もある。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置としては、教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化の検討が必要だが、清泉女子大学による外部評価及び意見交換会の際にも挙げたように、この点については検討が進んでおらず、今後の課題となっている。

### 4.4 全体のまとめ

教育目標に基づくディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、これらを大学公式 WEB サイト、大学ポートレート等に公表している。また、これらの適切性について定期的に検証する体制も整備されつつあり、大学基準4-1を充足している。

各学科、専攻の専門領域の違いによって、それぞれに異なる特徴はあるが、カリキュラム・ポリシーに基づき、現代教養学部全体、基礎課程、各学科、専攻及び副専攻の教育課程は体系的、順次性に留意しながら編成されており、教育内容についても、多様性とバランスに配慮した内容が提供されており、点検・評価基準を充足している。

文学研究科についてもカリキュラム・ポリシーに基づき、各専攻の専門性に即しつつ独自の体系的な教育課程を編成、実施されており、コースワークとリサーチワークとのバランスにも配慮されている。また、2014 年度以降は、毎年の自己点検・評価の実施時期に点検・評価結果をもとに検証を行う定期的な検証組織体制が整備されており、充足度は高いと考える。

教育方法及び学習指導の適切性、統一された書式に基づくシラバスの作成と学生への周知、成績評価と単位認定の適切性、教育成果についての検証のいずれにおいても、大学基準を充足している。

文学研究科各専攻の特性に即して授業が展開されており、研究指導体制及び検証、改善の状況も十分に基準を充足している。

個々の授業については、「学生による授業評価」と授業担当教員による「授業報告書」をみる限りでは、学習目標をほぼ達成していると評価できる。

学士課程修了時の達成度は卒業論文によって測られている。卒業論文では、「ディプロマ・ポリシー」の3つの条件の大半は測ることが可能で、実際はほぼ達成されていると考えている。

副専攻は、本学の「リベラル・アーツ教育」を可視化する制度の1つであり、「ディプロマ・ポリシー」における「幅広い教養」や「柔軟な思考力」の達成に寄与している。

これらを総合して、学位の授与及び副専攻修了の認定は、適切に行われており、大学基準を充足している。

資格取得に関する課程では、資格取得者数でみる限り、中学校・高等学校の教員免許取得者が近年やや減少傾向にあるものの、その他については安定している。とくに、小学校・幼稚園教諭免許取得者については、就職実績も優れている(根拠資料 4-64【ウェブ】)。

さらに卒業生の就職状況からも、「自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」という教育理念に照らして、十分な教育成果をあげていると評価できる。

文学研究科では人数は比較的少ないものの、学位授与件数、修了者の進路等から判断して、大学院各専攻設置の学位プログラムがめざす教育成果がほぼ達成されており、充足度は高いと考える。

#### <2020 年度コロナ禍における主な取り組み>

2020 年	2 月 17 日	学内に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、3 月初旬より同対策本部学務班にて、2020 年度の授業実施について検討を開始した。
	3 月 16 日	2020 年度4月の全ての授業履修ガイダンスをビデオ録画し、学生はオンラインで視聴すること、また 2020 年度の授業を予定より 2 週間遅らせて開始し、当面遠隔授業とすることを決定、周知した。
	3 月下旬	学内に「オンライン授業等検討ワーキンググループ」を設置し、遠隔授業のための「オンライン授業マニュアル・オンライン授業ガイドライン(学生用と教員用ならびに日本語版と英語版)」を作成した。

4月上旬	<p>新入生に大学アカウントならびに教学支援オンラインシステム(名称 Sophie)マニュアルを郵送配布するとともに、全学生・教職員に対して「オンライン授業マニュアル・オンライン授業ガイドライン」を教学支援システムにて公開した。履修登録に関する各種ガイダンスをオンラインにて実施し、同時に、学生向けのオンライン授業への取組み方ガイダンスを実施した。</p>
4月中旬	<p>教科書販売をオンラインのみで実施することと新入生が情報機器の活用を学ぶ「情報活用演習」の授業について、履修定員を拡大して実施することを決定した。また、学内の情報企画推進課、教務課及び各学科研究室に遠隔授業に関する学生・教職員からの問い合わせフォームを開設した(5月末までに約 1200 件に対応)、そして、2020 年度前期授業は、原則として全て遠隔授業とすることを確認するとともに、教室を利用しないことにより履修登録人数制限を解除した。</p>
4月23日	<p>一斉に遠隔授業を開始した。遠隔授業を1週終えた5月1日～7日、全学生を対象とする「情報機器・インターネット環境に関するアンケート調査」を実施し、学生の情報機器・インターネット環境の実態把握を試みた。そして、緊急の経済的援助が必要な学生に対して学内に「緊急支援奨学金制度」を整備する一方、自宅でオンライン授業受講環境が整わない学生のために学内でオンライン授業を受講できる場所を開設した。</p>
5月中旬	<p>教科書購入をすべてオンライン化した。また学生向け図書館資料宅配サービスを開始するとともに、オンラインデータベースの学外アクセスを拡大した。</p>
6月上旬	<p>夏期休暇中の集中講義ならびに本年度後期の授業について検討を開始した。</p> <p>2020 年度前期授業では、定期試験は実施しないこととし、授業担当者及び学生に周知した。</p>
6月下旬	<p>2020 年度文部科学省補正予算「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保計画調書」において遠隔授業の教育効果を高めるための講義録画機材一式の整備、学生への情報機器貸与、及び技術職員の配置を申請した。</p>
7月20日	<p>夏期休暇中の集中ならびに後期授業のうち、実験・実技・実習等対面での実施が不可欠なものについては、教室定員を3分の2程度に減らす等の感染症対策をとって、対面授業を実施することとし、対象授業一覧を掲示。併せて、後期履修登録のスケジュールを変更する旨、周知した。</p>
8月	<p>7月末までを提出期限としたアンケート調査結果を基にオンライン授業ワーキンググループにてオンライン授業の効果的な進め方等を検討し、オンライン授業に関する新たなマニュアルを作成して、各種マニュアル(学生用、教員用)等を改訂した。作成したマニュアルは、教学支援システム「Sophie」で学生と教員へ周知した。</p>



	9月	オンライン授業で利用するZoomを大学として契約し、利用を希望する教員に対してZoomのアカウントを発行した。
	10月	1年次生にオンライン授業が多いことに鑑み、対面授業を増やすことを検討し、1年英語及び体育運動学を対面とすることについての調査を実施した。この結果を受け、1年英語及び体育運動学は11月から対面で実施することを決定した。
	11月	2021年度授業実施方針の検討を開始し、決定した。
	12月上旬	2021年度授業実施方針を大学公式WEBサイト及び教学支援システムで公表した。 入学予定者専用の大学公式WEBサイトページにおいて、2021年度入学者への各種情報提供を開始した。 文部科学省HPにて「コロナ禍における大学等の好対応事例」として、本学の対応が紹介された。
2021年	1月末	3月から実施予定の新年度オープンキャンパスの実施方針について検討を開始。
	3月下 旬、 4月上旬	全体の8割の授業を対面実施としたが、「新型コロナウイルス感染症対策のため対面授業の受講が困難である届出」を認めているため、「非常勤講師対象:ハイブリッド授業講習会」を二度にわたって開催した。

## 第5章 学生の受け入れ

### 5.1 現状説明

#### ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

##### 【評価の視点】

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

聖心女子大学の教育理念は「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めること」にあり、その理念を実現するために「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を設けている。ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーでは、リベラル・アーツの考え方を基盤とするカリキュラムを採用している。専門知識の準備段階として誰もが身につけるべき一般的な知識・技能(一般教養)にとどまらず、高度な学術的専門知識を探究しつつ、世界や人間に対する根本的な問いを発し、多様な観点を統合して「生きた教養」とする学びを修めることのできる学生を受け入れるためにアドミッション・ポリシーを定め、受け入れている(根拠資料 5-1【ウェブ】)。

#### 〈1〉現代教養学部

互いに連動しあうこの3つのポリシーのうち、「大学の理念に共感し、国際化した社会のなかで自立した女性として実践的に活動することをめざし、そのための幅広い教養と高い専門性、柔軟な思考力と的確な判断力を身につけようと希望する」学生を受け入れるという方針をアドミッション・ポリシーとして策定し、2021年6月に更新している。この「アドミッション・ポリシー」は、大学の教育理念とともに大学公式WEBサイト、『大学ガイドブック』『学生募集要項』『履修要覧』に掲載し、大学構成員に周知するとともに、社会に公表している(根拠資料 5-2、根拠資料 1-4(3頁)、根拠資料 1-7(3頁))。

高等学校在学中に履修すべき科目、身につけてほしい能力、学習姿勢等を挙げ、そのような学生を受け入れるため、大学として、大学のことをより良く知る機会を広く設けること、総合現代教養学部として一括募集の形を取って、1年間自分の関心と適性を見極める期間を設けること、さまざまな入試方法で受験生の多様な力を測ることを入試別に示している。

1年次には全員が基礎課程に所属するシステムをとる本学では、2年次以降、専門課程に進学するに際して、学科を決定することになる。各学科では当該年度の1年次在学学生数をもとに、これを原則として学則定員で比例按分した人数を受入れ予定数とし、学科ごとに学科、専攻別に設けられたアドミッション・ポリシーに基づき、進学者を決定する(根拠資料 5-3【ウェブ】)。

後期に入ると直ぐに学科決定説明会を開催し、学科、専攻決定のスケジュールや各学科、専攻の受入予定人数等を説明し、その翌日から全学科による詳細な学科説明会を実施する。その後、ジェネラルレクチャーにて、学生による学科、専攻相談会も開催し、1年次生の質問に対し、教員だけではなく、学生の視点からも対応している。学科によってはさらに個別相談会も実施している。12月には、まず1年次生は第1希望の学科、専攻を記した「学科希望予備調査票」を提出、

その結果を公表する。1月には、全学科の希望順位と、第1希望の学科について、志望理由などを記した「学科決定調査票」を提出する。これは各学科に報告され、選抜の必要がある場合は、1月下旬に試験・面接などを行う。2月前半(10日前後)に1年次生の成績(GPA)が出るのを待って、さきの試験・面接などの結果とあわせて選抜を行い、第1希望の学科に受入れ不可となった学生は、GPAの順に、第2希望以下に振り分けていく(資料5-4、5-5、5-6)。

## 〈2〉文学研究科

大学院についての「アドミッション・ポリシー」は、「聖心女子大学の理念に共感し、高度な専門性と学識、研究能力によってグローバル化が進む現代の文化と社会の発展に寄与することを目指し、学術研究への道を志す」学生を受け入れるという基本方針の下、修士・博士前期課程においては学生の受け入れにあたり特に次の諸点を大切にしている。

1. 探究心旺盛で社会の動きや人間の生き方に対して関心が深く、幅広く深い教養と柔軟な思考力、的確な判断力を持ち、豊かな人間性と高い倫理性を備えていること
2. 専門分野に関して学士課程修了程度以上の十分な知識と能力を備え、研究の課題意識が明確であり、計画性を持って有意義な研究を進めることが期待できること
3. 修士課程・博士前期課程修了後は、大学院において培われた人格をもとに、研究能力と精深な学識、高度に専門的な職業に要する能力などをもって、社会に貢献することを目指すこと、

また、博士後期課程においては、上記に加え、次の点を大切にしている。

1. 探究心旺盛で洞察力に優れ、高度で柔軟な思考力を持ち、幅広く深い教養、信頼できる人格、高い倫理性を備えていること
2. 専門分野に関して修士課程・博士前期課程修了程度以上の十分な学識と研究能力を備え、独自性のある明確な研究課題を持ち、研究計画に従って高度な研究能力を発揮し、独創的な研究を進めることが期待できること
3. 博士後期課程修了後は、大学院において培われた人格をもとに、自立して研究活動を行い得る研究能力と精深な学識、高度に専門的な業務を遂行し得る能力などをもって、社会に貢献することを目指すこと

上記の「アドミッション・ポリシー」は、大学公式WEBサイト、『大学院案内』『学生募集要項』『履修要覧』に掲載し、大学構成員に周知するとともに、社会に公表している(根拠資料4-4(1頁)、根拠資料5-7(1頁)、根拠資料1-4(3頁)、根拠資料5-1【ウェブ】)。

②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

### 【評価の視点】

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保(受験者の通信状況の顧慮等)

### 〈1〉現代教養学部

本学では、「アドミッション・ポリシー」に基づき、教授会のもとに組織された入試委員会が募集活動と入学者選抜の方法について検討し、その公正性、効果等についても入試委員会が検証し、改善策を立案し教授会で審議、了承している(根拠資料1-2(1-3-2)、根拠資料1-2(1-3-4-2))。

入学者選抜制度については、アドミッション・ポリシーに基づき、資質・能力や背景の異なる多様な学生を受け入れるために、選抜方式毎にアドミッション・ポリシーを策定し、以下の通り資質・能力や背景に応じたさまざまな入学者選抜方式を採用している。

#### ①一般選抜(3教科方式)

国語、外国語(英語または仏語)、地理歴史(日本史または世界史)の3教科3科目の筆記試験(記述式・マークシート式の双方を含む)により評価する。高等学校で身につけた基礎的な学力と思考力、知識を応用する力を評価し、あわせて記述式問題では的確に表現する力を評価する。

#### ②一般選抜(総合小論文方式)

特定のテーマに関する資料(論説文等の日本語の資料、英語の資料、表・グラフなどの統計資料など)を読み、それをふまえて小論文を書く形式の試験で、資料を正確に読み取る力と、論理的で、説得力のある、筋の通った文章を構成する力を評価する。

#### ③総合型選抜(アドミッション・オフィス方式)

本学の理念や教育方針をよく理解し、本学を第一志望とする入学意欲、勉学意欲の高い学生を対象とする。エントリーシート、小論文、面接、高校の成績(調査書)などによって、入学意欲や勉学意欲、高校での勉学や諸活動、思考力や自身の言葉による表現力、コミュニケーション力などを、多面的、総合的に評価する。

#### ④総合型選抜(帰国子女入試)

外国の高等学校出身で、異文化の中で生活した経験のある帰国子女(日本国籍を有するか日本国の永住許可を得ている女子)を対象とする。英語4技能資格・検定試験の成績によって英語力を、小論文試験と面接では日本語の力と論理的な思考力と表現力を評価する。

#### ⑤総合型選抜(外国人留学生入試)

外国の高等学校出身で外国籍を有し、入学後に日本人学生と同様に授業を受けられる日本語能力のある学生を対象とする。「日本留学試験」もしくは「日本語能力試験」の成績によって基本的な日本語運用能力を評価し、一部英語の問題を含む総合科目試験と面接では、基本的な学力と論理的な思考力、表現力を評価する。

#### ⑥学校推薦型選抜(指定校制)

本学が指定した高等学校より、本学を第一志望とし一定の成績条件を満たして高等学校長による推薦のある学生を対象とする。調査書と提出資料・書類、面接などと、高校での基礎学力・人物・勉学意欲・諸活動などを総合して評価する。

#### ⑦学校推薦型選抜(姉妹校制)

#### ⑧総合型選抜(UNHCR 難民高等教育プログラムによる推薦入学)

#### ⑨総合型選抜(韓国聖心女子学院姉妹校推薦入学)

#### ⑩総合型選抜(聖心インターナショナルスクール姉妹校推薦入学)

多様な学習歴を持つ学生に学修機会を提供するための方式。国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR)・国連 UNHCR 協会、韓国聖心女子学院、聖心インターナショナルスクールとの協定により、その推薦に基づき、提出資料・書類、面接などにより、基礎学力・人物・勉学意欲・諸活動などを総合して評価する。

#### ①総合型選抜(編入学試験)

短期大学、高等専門学校または四年制大学への編入学資格を有する専修学校の出身で、本学の特定の学科を選んで入学を希望する学生を対象とする。希望する学科別の試験及び面接により、それぞれの学科で学修するための基本的な学力と勉学意欲を評価する。編入学年は2年次。

学校推薦型選抜(姉妹校制)とは、同一学校法人に属する札幌聖心女子学院高等学校(北海道)・聖心女子学院高等科(東京都)・不二聖心女子学院高等学校(静岡県)・小林聖心女子学院高等学校(兵庫県)を対象としており、教育理念を同じくする学校からの学生を受け入れることにより、聖心スピリットの継承を目的として実施している。このほか聖心インターナショナルスクールや海外の姉妹校である、韓国聖心女子学院からの推薦入学及び総合型選抜(卒業生子女対象アドミッション・オフィス方式)は、学校推薦型選抜(姉妹校制)と同様に聖心スピリットの継承を目的として実施している。。

なお、「アドミッション・ポリシー」にもあるように、一般選抜をはじめ学校推薦型推薦入学も含めたすべての入学者選抜において、受験生に必ず文章作成を課し、「思考力・判断力・表現力」を評価しているのも、本学の大きな特徴である。

編入学については、1年次が基礎課程、2年次以後で学科に所属する専攻課程という本学の教育カリキュラムの特徴によって、各学科別に2年次編入学試験を行っている。出願資格は、短期大学・高等専門学校を卒業または卒業見込みの者、専修学校の専門課程を修了または修了見込みの者、高等学校の専攻科の課程を修了または修了見込みの者、4年制大学に2年以上在学し、所定の単位を修得見込みまたは修得している者である(根拠資料 1-2(3-1-1))。

入学者選抜実施の体制については、年度始めの入試委員会で、各入試の出題・採点・面接・監督者の選出を依頼し、教授会にて了承している(根拠資料 5-8、5-9)。入試毎にそれらの委員と副学長(学務・大学院担当)、副学長補佐(入試担当)、入試課で秘密保持に留意しながら準備を進める。各入試の前には、詳細なスケジュールや留意点を記載した「実施要領」が配付され、入試当日には、入試委員長(学長)と入試実施委員長(副学長(学務・大学院担当))の招集の下、事前打ち合わせを行い、実施要領に基づいて入試が行われる(根拠資料 5-10)。一般選抜(3教科方式と総合小論文方式)においては、11月に入試実施運営委員会が組織され、実施運営全体会議、監督者会議、受付担当者会議等を開催し、教員だけではなく事務局も含めたより全学的な体制で準備・実施・運営にあたる(根拠資料 5-11)。

2021年度入試、2022年度入試では、新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、試験場及び面接会場の定員を通常の半分とし、受験生の座席は1メートルの間隔で配置した。全ての試験場入口及び試験室に速乾性アルコール製剤を設置し、教卓と受験生の座席の間にはアクリル板を設置した。入試に携わる教職員には不織布マスクの着用を義務付けた。全入試に看護師を配置し、発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のために別室を設けるなど、文部科学省のガイドラインに沿った感染予防対策を取って入試を実施している。推薦型選抜においては、集合時間をずらし、受付で受験生が密になるのを防ぐよう実施した。一般選抜(3教科方式)では、試験時間を80分から70分に短縮し、集合時刻を午後に設定することで、昼食を済ませてから受験できるよう工夫して実施した。

オンラインによる入学者選抜については、評定平均値等推薦条件が課されており、各高校の学校長の推薦を得るまでが主な審査となる学校推薦型選抜(指定校推薦入学、姉妹校推薦入学)の面接についてのみ、実施した。学校推薦型選抜では、入試実施日(面接日)の1、2週間前に、オンラインによる小講義の録画配信を実施しており、この受講がオンライン面接の接続テストを兼ねている。このことを事前に周知し、面接審査日に使用するデバイス、同一の受験環境(場所)、同一の通信環境による受験を求めている(根拠資料 5-12)。

障がいのある受験生への対応については、出願前の申し出について、大学入試センターの大学入学共通テストの実施要領に基づき、配慮をしている(根拠資料 5-13～5-15)。

実施要領については、各入試終了後、実施状況を評価して入試の見直しを図り、見直しの有無及び見直しが必要と判断された場合には、改善策について入試委員会に提案・審議し、教授会にて決定している(根拠資料 5-16～5-21)。

入試毎に行われる可否の判定は、副学長(学務・大学院担当)、副学長補佐(入試担当)、入試課長(アドミッション・オフィサー)が判定案を作成、これを各入試の審査委員会で検討し、さらに教授会の審議を経て決定する。学費等納付金等入学後に必要な費用あるいは奨学制度等経済的支援については、学生募集要項において募集の段階で示し、合格通知に同封する入学手続要領にも再度記載して情報を提供している(根拠資料 5-22)。

入試終了後には、大学公式WEBサイトで志願者数・合格者数・合格最低点などの入試結果情報を公表し、一般選抜(3教科方式、総合小論文方式)については、各科目についての解答例と講評を公表している(根拠資料 5-23【ウェブ】)。このように入学者選抜の透明性の確保に努めている。ただし、編入学については、各学科が判定案を作成、経営会議委員で検討した後、教授会の審議を経て決定する。

本学における主要な学生募集活動は以下の通りである。

- ①『学生募集要項』の頒布
- ②『大学案内』をはじめとする広報媒体の作成・頒布
- ③大学公式 WEB サイト及び公式 SNS、メールマガジン等による情報発信
- ④オープンキャンパス(来場型・オンライン)の開催(入試説明、模擬授業、個別相談など)
- ⑤本学への見学来訪者に対する個別案内と相談
- ⑥高等学校からの大学見学会受け入れ
- ⑦高等学校への訪問・出張授業、高等学校で開催される大学説明会への参加
- ⑧展示会場等での進学イベントへの参加

このうち④については、2020 年度以降、コロナ禍によって対面での開催が大きく制約を受けたため、大学公式 WEB サイト上でのオンラインのコンテンツを充実させたほか、来場型では、感染防止対策の一環として参加人数の上限を設けた事前予約制による開催として、回数を増やして実施している。プログラム内容としても、多くの模擬授業なども採り入れた総合的な開催のほか、6 月には総合型選抜(AO 方式)や学校推薦型選抜の志望者、11 月には一般選抜の志望者を主な対象とするなど、実施回ごとにテーマを設けたものもある。また、毎年実施している新入学生アンケートや、オープンキャンパス参加者へのアンケートによれば、本学の教育・カリキュラムの特色に関心を持つ受験生が多いため、大学公式 WEB サイトでも、最新の情報をすみやかに掲載したり、画像や動画を多く取り入れるなど、工夫を重ねている(根拠資料 5-24【ウェブ】)。

## 〈2〉文学研究科

大学院では、「アドミッション・ポリシー」に基づき、大学院委員会のもとに組織された大学院専攻代表委員会が募集活動と入学者選抜の方法について検討し、その公正性、効果等についても同委員会が検証し、改善策を立案し大学院委員会で審議・了承している(根拠資料 5-25～5-28)。

大学院の学生募集については、次のような活動を行っている。

- ①『大学院学生募集要項』の頒布
- ②各研究室に大学院学生募集ポスター掲示(根拠資料 5-29)
- ③『大学院案内』をはじめとする広報媒体の頒布
- ④大学公式 WEB サイトでの情報発信
- ⑤オープンキャンパス時に大学院関係資料を設置、入学希望者と面談
- ⑥専攻単位での大学院説明会(年1、2回ずつ開催)(根拠資料 5-30、5-31)。
- ⑦大学院進学希望者に対する教員の個別相談

このほか、本学大学院への志願・入学実績のある大学等にも募集要項を送付している。また、学内学科研究室窓口に『大学院案内』『募集要項』等を設置するなどきめ細かい体制を整えている。

大学院の充実及び活性化に向けて、名称、定員、博士後期課程の新領域設置について検討を行い、2023年度より名称を「文学研究科」から「人文社会科学研究科」に変更し、博士後期課程人文学専攻に「史学研究領域」を新設する。定員については、以下のとおりである(括弧内は2023年度以降の定員)。

(1)修士(博士前期)課程:9月期、2月期

英語英文学専攻 10名(4名)、日本語日本文学専攻5名(4名)、哲学専攻6名(4名)、史学専攻5名(4名)、社会文化学専攻6名(4名)、人間科学専攻「教育研究」領域4名、同「視聴覚情報研究」領域・「発達心理学研究」領域4名、同「臨床心理学研究」領域4名、計 44名(32名)

(2)博士後期課程:すべて2月期

人文学専攻(「英語・英文学」分野・「日本語日本文学」分野・「哲学・美学」分野)4名、社会文化学専攻2名、人間科学専攻(「教育研究」領域・「心理学基礎研究」領域・「発達臨床研究」領域)2名、計8名(根拠資料 1-2(1-1-2))。

これらのうち、社会人特別選抜は全専攻で導入されており、修士・博士前期課程では、長期履修学生制度が臨床心理学研究領域を除く全専攻で導入されている。また、外国人特別選抜も、修士・博士前期課程では、英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、哲学専攻、史学専攻、社会文化学専攻、人間科学専攻「教育研究」領域で、博士後期課程でも社会文化学専攻、人間科学専攻「教育研究」領域で導入されている(根拠資料 5-7)。

入学者選抜の方式は、9月期と2月期とに分かれ実施しており、入試の実施体制としては、毎年度大学院専攻代表委員会で決定する各専攻の入試担当責任者と副学長(学務・大学院担当)、副学長補佐(入試担当)、入試課が秘密保持のもとに準備を進め、詳細な「実施要領」に基づき入試が行われる。可否の判定は、各専攻が定員管理について留意しながら判定案を作成、経営会議委員で検討した後、大学院委員会で審議し決定する。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

**【評価の視点】**

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率(【学士】)
- ・編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】)
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

**〈1〉現代教養学部**

聖心女子大学学則第3条に定める現代教養学部の入学定員、2年次編入学定員、収容定員は、以下の通りである(根拠資料 1-2(1-1-1))。

学科・専攻	入学定員	2年次編入学定員	収容定員
英語文化コミュニケーション学科	90	6	378
日本語日本文学科	45	6	198
史学科	55	2	226
人間関係学科	55	2	246
国際交流学科	65	2	266
哲学科	40	4	172
教育学科教育学専攻	25	4	112
同 初等教育学専攻	50	—	200
心理学科	60	4	252
計	490	30	2050

本学は既述のとおり、1年次は全員が基礎課程に所属し、学科、専攻には分かれていないが、本表では学科、専攻の入学定員を1年次に関しても比例按分して4年間分の学科、専攻の収容定員を算出している。2022年5月現在、本学の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.18、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.16 となっている。収容定員に対する在籍学生数比率についての学科による違いは大きくなく、0.99 から 1.27 の範囲にある(大学基礎データ表 2)。

編入学定員に対する編入学生数比率は 0.61 である。編入学の過去5年間の平均入学定員充足率は英語文化コミュニケーション学科は 0.74、日本語日本文学科は 0.47、史学科は 0.3、人間関係学科は 0.6、国際交流学科は 0.6、哲学科は 0.3、教育学科教育学専攻は 1.2、心理学科は 0.5、となっている。編入学の学生受け入れについては、努力課題として指摘され、2018年度編入学試験より、英語共通試験を廃止したり、学科別試験時間を変更するなどの取組を行い、改善報告書も提出しているが、引き続き改善が望まれている。本学は1年次には基礎課程で学び、2年次進級時に学科に分かれるカリキュラム構成を取っており、その段階では定員管理をしているが、このカリキュラムの特性を維持するために、編入学年についても2年次としているため、4年制大学2年次在籍生からの編入学生にとっては負担ともなり(1年留年したことと同じになる)、3年次編入学を実施している大学の方が編入学希望者にとっては負担が少なく、そちらに入学希望者が流れる傾向は避けられない。さらに、各学科とも学科別に設けられたアドミッション・ポリシーに基づき選考しており、必ずしも定員充足を目標としていないため、充足率が低くなっている。それでも本学で学ぶ意識が高い編入学生を重視してこれまで工夫を重ねてきたが、これ以上の改善は



難しい。編入学の対象者には、短期大学や専門学校 of 学生も含まれるが、4年制大学からの編入生については3年次編入を導入することについての検討を始めている(資料 5-32)。また、本学の教育の特徴的なシステムを尊重するためには定員も減らさざるを得ない。今後は、編入学定員を減らすことについても、検討していく予定となっている。

## 〈2〉文学研究科

大学院に関し、過去5年間の入学者数の推移は以下のとおりである。

年度		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
修士課程	英語英文学専攻	2	1	1	3	6
	日本語日本文学専攻	0	1	2	3	0
	史学専攻	0	1	1	3	1
	哲学専攻	2	3	0	1	4
博士前期 課程	社会文化学専攻	3	2	2	0	0
	人間科学専攻	1	6	6	4	6
	教育学 心理学	8	5	5	8	4
小計		16	19	17	22	21
博士後期 課程	人文学専攻	0	2	1	0	1
	社会文化学専攻	0	0	0	0	0
	人間科学専攻	2	4	2	0	2
小計		2	6	3	0	3
合計		18	25	20	22	24

大学院に関しては年度及び学科による入学者数の変動があるが、修士・博士前期課程の過去5年間の入学者定員に対する入学者数比率の平均は 0.43、博士後期課程では 0.34 である。また、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士・博士前期課程で 0.47、博士後期課程でも 0.47 である(大学基礎データ表 2)。入学定員の充足のため、優れた学生に対して、研究者への道を効率的に進む可能性を開き、また、修士の学位を取得して早くから社会で活躍することを可能とする体制を構築し、「大学院早期修了学生制度」を導入した。現時点では英語英文学専攻のみの実施であるが、2023年度から日本語日本文学専攻でも募集を開始する。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

### 【評価者の視点】

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価】

現代教養学部については、②で述べた通り、各入試終了後、入試委員会・教授会で実施運営上の検証を行っている。また、入試方法についても、入試種別ごとの学生の成績について追跡調査を行い、入試委員会・教授会で報告し、その結果に基づき検証を行っている。2015年度卒業生からの累積の調査においては、卒業時のGPA分布では姉妹校推薦入学者の平均値が最も高く 2.90 となっており、次いで指定校推薦入学者 2.73、一般選抜(3教科方式)が 2.68、一般選抜

(総合小論文方式(2016年度入試から))が2.63、総合型選抜(アドミッション・オフィス方式)が2.57となっている。卒業論文の成績調査では、姉妹校推薦入学者はAA評価の出現率が最も高く、C、Fの出現率は低い。また、指定校推薦入学者はAAの出現率は姉妹校推薦入学者に次いで高いが、C、F評価の割合が平均より高くなっている。3教科方式は各評価の出現率が平均的であり、総合型選抜(アドミッション・オフィス方式)はAA評価は少ないが、C、F評価も少ない。一般選抜(総合小論文方式(2016年度入試から))はAA、A評価が平均より低い傾向にあり、C、F評価が多い(資料5-33)。

総合型選抜方式や総合小論文方式で入学した学生の成績が伸び悩んでいる点は課題として把握しており、入試問題を工夫し論理的思考や表現力についても厳格に評価できるよう工夫している。ただし、定員確保とのバランスもあり、成績不振者に関しては入学後のサポート等によってもカバーする必要がある。

学生募集については、オープンキャンパスにおける参加者アンケート、入学後に実施する「新入学生アンケート」の結果や志願者動向の他大学比較等の分析により、各種の広報施策の時期・対象や効果を検証し、必要に応じて学内関係者で共有しつつ、改善を図っている(根拠資料5-34)。

文学研究科における未充足については、重要課題と認識しており、「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」において、「D.アドミッション・ポリシーに適合した学生の安定的確保2)入学制度の再構築と大学院の安定的な定員充足」を課題として掲げた中長期計画に基づき、改善に取り組むこととしている。

文学研究科においても、②で述べた通り、大学院委員会のもとに組織された大学院専攻代表委員会が募集活動と入学者選抜の方法について各年度の入試実績に基づいて検証し、改善策等を立案し大学院委員会で審議・了承している(資料5-35、5-36)。各専攻においても入学試験ごとに改善点の検証を行っている。しかしながら、大学院の入試では、筆記試験や口述試験の成績結果だけで単純に判断できる類のものではなく、研究計画書や卒業論文・修士論文等により個々の学力や資質、研究意欲等を見極め、本学で修士論文・博士論文を完成させるだけの学力・資質を有するかの判断が重視され、定員を充足させることを優先していないため、受験生がいても合格者をゼロとせざるを得ないこともある。とはいえ入学定員の充足は、大学院の教育の質をいっそう向上させることが根本であり、本学の教育理念のもと、新たな社会のニーズに対応する大学院教育を構想するため、大学院の充実・活性化検討ワーキンググループを設置し、大学院の定員の見直しを視野にいれて検討を行った。

### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

現代教養学部については、入試のあり方検討ワーキンググループによる検討を経て、2025年度入試から新たな入試制度(共通テスト)を導入することが決定した。また、新規導入の年内入試についても継続して検討している(根拠資料5-37)。

文学研究科については、大学院の充実・活性化検討ワーキンググループ及び大学院将来構想・評価委員会での検討・審議を経て、大学院の充実・活性化に向けた方策が大学院委員会にて了承され、現代教養学部の完成年度を踏まえ、2023年度から大学院研究科の名称を「文学研究科」から「人文社会科学研究科」へ名称変更する。収容定員については、修士課程及び博士前期課程の入学定員を変更する。(現行44名を32名に変更(英語英文学専攻10名⇒4名/日本語日本文学専攻5名⇒4名/哲学専攻5名⇒4名/史学専攻6名⇒4名/人間科学専攻12名⇒変更なし))さらに、博士後期課程においては、人文学専攻の領域を拡大し、更なる充実と発展

を図るため、人文学専攻博士後期課程に史学研究領域を設ける。(人文学専攻の入学定員(4名)は変更なし)

## 5.2 長所・特色

学生募集については、情報通信手段が多様化している現状を踏まえて、大学公式 WEB サイトのレスポンス対応化のほか、「聖心 DiaryFacebook」「聖心 TopicsTwitter」の利用や、LINE による情報発信、相談受付を開始した(根拠資料 5-38)。一方で、募集活動のなかでも重要な比重を占めるオープンキャンパスについては、2020 年度以降のコロナ禍によって実際の来場者数は大きく減少したが、オンライン形式を併用するとともに、2022 年度は実施回数を増やすなどして、来場者数の確保に努めている。その参加者アンケートによれば、キャンパスの佇まいや雰囲気の高さに加え、特に模擬授業の内容や案内役を担う在学生に好印象を持っているというデータが出ており、直接来学した受験生への効果は高いと判断できる(根拠資料 5-39)。

入試については、受験生の利便性を考慮し、2020 年度入試より WEB 出願システムを導入し稼働している。また、総合型選抜(UHCR 難民高等教育プログラムによる推薦入学)を、本学の教育理念を具現化した選抜方法として、2018 年度入試より新設した。その目的は、国連難民高等弁務官事務所及び特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会との協定に基づき、難民が生活を再建し、その技術や知識を新しい環境の中で活かしていく上で不可欠となる教育を受ける機会を提供することである。検定料を始め入学後の学費等納付金は全額免除、制服の供与に加えて、修学助成金も4年間給付している。募集定員は1名ながら、本学で共に学ぶ他の学生にとっても、迫害や紛争といった国際社会が抱える問題を身近に捉えるとともに、日本国内の国際化を意識する機会となることを期待しており、2018 年から 2021 年まで毎年受け入れている。国連難民高等弁務官事務所からの要望に応え、2023 年度入試より、大学院文学研究科にも受け入れ可として拡大する(学部か大学院のいずれか1名)。このプログラムの大学院での受入は女子大学では本学のみである(2022 年現在)。

大学院では前述の通り、現代教養学部の完成年度に合わせて名称変更や定員変更を予定しており、大学院充実に向けての改善策が可視化され、入学者の確保につながることを期待している。

学生募集のための広報活動の面では、他大学の事例を参考にすると同時に、本学の特色をわかりやすく発信することにも留意しながら、大学公式 WEB サイトの構成や内容、メディアの活用などについて、関連部署や入試委員会などでさらなる改善策を検討している。

各専攻での取り組み、例えば、学部学生と大学院学生との合同のイベント開催、大学院授業や研究発表会を学部学生に公開する、学科の基本的な概論の中で大学院の紹介を行う、などの情報を専攻間で共有することは効果が期待できる。また、早期修了学生制度等、学生のニーズに合わせた入学・履修制度により入学定員の確保を図っている。

## 5.3 問題点

編入学の学生受け入れについては、前回の認証評価に際し、努力課題として指摘され、2018 入試年度編入学試験より、英語共通試験を廃止したり、学科別試験時間を変更するなどの改善策を実施し、改善報告書も提出しているが、引き続き改善努力が望まれている。本学は1年次には基礎課程で学び、2年次進級時に学科に分かれるカリキュラム構成を取っており、その段階では定員管理をしているが、このカリキュラムの特性を維持するために、編入学年についても2年

次としているため、4年制大学2年次在学学生からの編入学生にとっては負担増ともなり(1年留年したことと同じになる)、3年次編入学を実施している他の大学に入学希望者が流れる傾向は避けようもない。さらに、各学科とも学科別に設けられたアドミッション・ポリシーに基づき選考しているため、結果的に充足率が低くなっている現状である。

18歳人口の減少や新型コロナウイルス感染症感染拡大等学外の要因等もあり、本学の志願者数は減員の一途をたどっている。2020年度志願者数2075名、2021年度1554名、2022年度1364名と減員の一途をたどっているが、幸い定員割れには至っていない。ただし、今後のさらなる人口減少を前に大きな工夫が喫緊の課題である。

大学院についても編入学の受け入れと同様、受験生数が限られる中、合否判定の基準として、大学院専攻別学位プログラムを実施する上でのアドミッション・ポリシーを優先していることから結果として充足率が低くなっている。

#### 5.4 全体のまとめ

アドミッション・ポリシーの明示、これに基づく公正かつ適切な学生募集と入学者選抜、適切な定員管理及び学生募集と入学者選抜についての定期的検証のいずれにおいても、基準を充足していると考える。しかし課題である編入学定員の充足については、2年次編入という方針を変更することは、本学のカリキュラム・ポリシー上考えられず、定員を充足しない状況が続いている。

本学では共通テスト利用選抜が未導入であり、その導入の可否、また、2022年度から高校に適用されている新学習指導要領による高校での学びを評価するための新たな入試等について多角的に検討するために、学長裁定による「入試の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、2025年の新課程入試に向けて、検討を始めた。2022年6月から検討を開始し、すでに12回の会議および1回の意見交換会を開催して検討を重ねた結果(2023年2月現在)、2025年度入試より、共通テストを導入する事が決定した。新課程への対応として、一般選抜(3教科方式)の対象科目についても決定している。現在は、今後のさらなる人口減少、およびその影響下による上位大学の易化等のもと、定員割れが現実的な問題として迫っている中で、新規入試の導入について、検討を継続している。本学の教育理念を深く理解し、追跡調査の結果も良く、聖心スピリットの継承者として大きな役割を果たしてきた姉妹校推薦入学の志願者についても、姉妹校自身の志向の変化もあり、減少傾向にある。姉妹校における本学の理解を深めるために、本学の授業を高校の段階で受講し、一定の成績を修めれば単位認定を行う等の高大連携についても検討を始めることにしており、2021年度からは、一部の姉妹校との間では、試行的に高大連携プログラム(大学授業のオンデマンド視聴や、グローバル共生研究所における展示ワークショップや共生セミナーの提供など)も開始している。

大学院入学者の受け入れについては、制度、運営面では少しずつ充実してきており、隔年で「大学院に関する調査」を実施するなど検証体制も整備された。課題である入学者の確保に関しても、2023年度から現状にあわせた定員に変更することになっており、前向きな対応ではないものの、これまで改善が求められてきた定員を満たせる見通しが立った。

## 第6章 教員・教員組織

### 6.1 現状説明

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

○大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

聖心女子大学では、「大学の理念」と、これに基づく「3つのポリシー」の実現に向けて、学生の教育にあたるすべての教員は、十分な研究活動を基礎としながら、厳格な倫理観と優れた教育能力を持つべきだとされている。そこでこのような教員の在り方を明確に示す基本方針として、将来構想・評価委員会を中心にして、「聖心女子大学の求める教員像」及び「聖心女子大学の教員組織の編制方針」を2014年6月に策定した。その後、2022年9月に見直しを行い、大学公式WEBサイトに公開している(根拠資料6-1【ウェブ】)。

#### 【大学として求める教員像の設定】

「聖心女子大学の求める教員像」に聖心女子大学の教員は、1. 本学の理念を実現し、その存在意義を高めることを使命とする、2. 「3つのポリシー」の実現に努める、3. 学生の教育に尽くすとともに研究者として真摯に自己の研究に取り組む、4. 他の教職員との協働によって、学科及び大学運営の職責を果たす、5. FD研修をはじめ、常に自らの資質・能力の向上に努める、6. 大学人として、また市民として社会の発展に寄与するよう努める、という6項目を定めている(根拠資料6-2)。

#### 【各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示】

「聖心女子大学の教員組織の編制方針」の内容は、1. 「聖心女子大学の理念」を実現するにふさわしい教員を、国の基準等を遵守して、必要十分に配置する、2. 大学・大学院の「3つのポリシー」等を効果的に達成できるように教員を配置する、3. 学科又は研究所に所属する専任教員が、協力して学科運営及び、学科を超えたカリキュラム運営にあたり、大学・大学院全体の職務を分担する、4. 学科、専攻の基幹の科目は専任教員が担当する、5. 教員の採用、昇任については、法令に準拠して本学が定めた規定にしたがって行う、6. 「聖心女子大学の求める教員像」に合致する専任教員の採用に努め、年齢構成や男女比にも配慮する、7. 専任教員の職位を定める、8. 教員の資質・能力の向上のため、大学は適宜FDの機会を設ける、という8項目からなる(根拠資料6-1【ウェブ】)。

現代教養学部の組織的な教育を実施する上において必要な教員間の役割分担、連絡調整並びに責任の所在の明確化が図られており、教授会及び各種委員会を設置している(根拠資料1-2(1-3-2)(1-3-4))。この他、各種の分科会、運営委員会、ワーキンググループ、学科、専攻毎の学科、専攻会議等があり、役職者、研修年教員を除く専任教員がこれらを分担している(根拠資料6-3)。

また、学長のもと、専任教員が管理職を併任するものとして、副学長(評価・広報担当)、副学長(学務・大学院担当)、副学長(学生担当)、図書館長、キリスト教文化研究所長、心理教育相談所長、グローバル共生研究所長、副学長補佐(入試広報担当)、各種センター長等を置いている(根拠資料 1-2(1-5-14)、(1-5-15)、(6-1-1)、(6-2-1)、(6-3-1)、(6-4-1)、(6-5-1))。

文学研究科については、大学院担当の専任教員は上述の求める教員像及び教員組織の編制方針に従って採用された学部教員の中から選任されており、教員像及び教員組織の編制方針を共有している。

また、大学院文学研究科各専攻の組織的な教育を実施する上において必要な教員間の役割分担、連絡調整、並びに責任の所在の明確化が図られている。

大学院委員会の構成員は、大学院を担当する専任教員のほか、学長、各副学長である(根拠資料 1-2(1-3-3))。また、専任教員は「大学院委員会規程に基づく委員会規程」により大学院委員会の下に置かれた大学院専攻代表委員会、大学院将来構想・評価委員会の委員を分担し、大学院の運営に当たっている。両委員会の構成員は、学長、各副学長、図書館長、事務局長及び大学院各専攻の基礎となる学科の代表の専任教員1名である(根拠資料 1-2(1-3-5))。

## ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

### 【評価の視点】

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

・各学位課程の目的に即した教員配置

・国際性、男女比

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

・教員の授業担当負担への適切な配慮

○教養教育の運営体制

### 【大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数】

本学の教員組織は、大学の理念の実現のために教育課程に沿って編制するとともに、大学設置基準の必要教員数を満たす人数をもって構成し、教員組織を整備している(大学基礎データ表 1)。また、2022年5月1日現在の専任教員の年齢構成等については、「大学基礎データ」表5の通りである(大学基礎データ表 5)。8学科に76名(うち教授が45名)が所属し、年齢では30代6名(7.9%)、40代19名(25.0%)、50代28名(36.8%)、60代23名(30.3%)であり、大きな偏りはない。専任教員の男女比では、2021年度は男性40名(51.3%)、女性38名(48.7%)となっており、文部科学省が示す、女性専任教員比率の全国大学平均26.4%を大幅に上回っている(根拠資料 6-4)。

2022年5月1日現在の専攻別大学院担当専任教員数は、修士課程・博士前期課程では6専攻に61名、博士後期課程では3専攻51名が担当している。いずれも大学院設置基準を大きく上回っている(大学基礎データ表 1)。このほか、大学院教育の充実のために必要な分野に関して非常勤講師を委嘱している。大学院担当の専任教員は全員が大学院委員会の構成員となり、大学

院学則並びに大学院委員会規程に基づき大学院学生の入学及び課程の修了、学位授与のほか学長が定める事項について審議している。

### 【適切な教員組織編制のための措置】

ST 比(学生と教員の比率)については将来構想・評価委員会にて方向性の検討を行い(根拠資料 6-5)、その後、学科代表委員会にて当面の目標及び 2021 年度に向けた具体的対応策を定めており、ST 比を 9.6 ポイントとするなど、適切な教育組織編制のための措置を行っている(根拠資料 6-6)。

2022 年度には、近年の1年次生の学科希望の動向と各学科間の ST 比不均衡の改善のため、英語文化コミュニケーション学科と国際交流学科の入学定員の変更を行った(根拠資料 6-7)。また、現代教養学部の理念に基づく教学組織の整備等のために 2020 年度に「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」が設置され、2021 年度に最終報告を行い、教学組織の整備を行った(根拠資料 6-8)(根拠資料 6-9)。

大学院専任教員は、大学院の教育目的を達成するため学校教育法並びに大学院設置基準等の関係法令に定める教員の資格要件を踏まえ、学部の専任教員の中から選任している。選任に際しては「大学院担当教員選考及び審査手続規程」の定めに従っており、教員資格審査基準を基に大学院の教育と研究指導を担当するにふさわしい能力、学識ある者を大学院委員会において審査している(根拠資料 1-2(1-5-3))。大学院についても 2020 年度に大学院の充実・活性化検討ワーキンググループの設置を設置し、2020 年度末には大学院の充実・活性化検討ワーキンググループ最終報告を行った(根拠資料 6-10)。

### 【教養教育の運営体制】

本学の教養教育は、大学設置基準の大綱化に伴う、1993 年度の教学改革の一環として行われた教養課程の解体以降、教養教育課程の運営体制は教務委員会が中心となっている。教務委員会は副学長(学務・大学院担当)、事務局長、並びに各学科の教務委員から構成されている。一般教養的科目として全学必修分野(キリスト教学 I・II、第一外国語、第二外国語、体育運動学)及び総合現代教養科目を設定し、それぞれの系列における開講主体を担う学科及び教務委員会を中心に、カリキュラムの内容及び授業時間割編成等の運営を担ってきた。例えば、キリスト教学であれば哲学科、第一外国語であれば英語文化コミュニケーション学科であり、総合現代教養科目は教務委員会において教育課程全般にわたっての運営の方針が確認されている。

本学は、入学して1年間は全員が「基礎課程」に所属して幅広く学び、2年次に進級する際に希望の学科、専攻を選ぶシステムを採っている。大学での学びの基礎をつくるために1年次生のための基礎課程演習(ゼミ)を開講しており、各学科の専任教員による科目が開講されている(2022 年度は 28 科目開講)。また、学部1年次生に対する修学上及び学生生活上の組織的支援等を目的として設置されている1年次センターがあり、1年次センター長を中心とし、基礎課程の運営に関することや、1年次生の修学に関する事項について専門的に取り扱っている。

2023 年度入学者からは、「AI・データサイエンス基礎」(2単位)を卒業要件に含めることを 2021 年度に決定し(根拠資料 6-11)、「現代教養学部の実質化検討ワーキンググループ」の報告を受け、総合現代教養科目の見直しを教務委員会において検討している(根拠資料 6-12)。

### ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

#### 【評価の視点】

○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

#### 【教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備】

教員の採用・昇格等において教員に求める能力・資質等については、学校教育法並びに大学設置基準等の関係法令に定める教員の資格要件を踏まえ、「教員選考規程」並びに「教員資格審査基準」を適切に定め、上記規定に則り、適正な審査が行われている(根拠資料 1-2(1-5-1)、(1-5-2))。

#### 【規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施】

本学では原則として公募による教員採用は行っておらず、専任教員の採用人事は大略以下のように進められる。

採用が必要となった学科が、学長に対して教員補充の必要性を説明し、その後、学長の指示のもと、採用人事の準備を開始する。こうした手続きは、従来半ば慣例にしたがって行われてきたが、2020年度に学長裁定により「教員配置・採用ワーキンググループ」が組織され、手続きを改めて検討し、教授会での議論を経て「専任教員採用に関する学科としての考慮事項」を定めた(根拠資料 6-13)。これに基づき、2021年度からは、学長と当該学科が教育理念や各学科の将来構想やポリシーとの整合性について十分な議論を行った上で、学長が可否を判断し教授会や大学院委員会に要請する仕組みが実施されている(根拠資料 3-2)。そして、複数の候補者の中から書類審査、面接、場合によっては模擬授業などを通して候補者を1人に絞る。候補者を選んだ後、学科代表委員会を経て教授会に投票により選出される資格審査委員会の設置が提案される。資格審査委員会終了後、審査結果が教授会に報告・付議され、教授会構成員の4分の3以上の出席の上、投票により過半数の賛成が得られれば教授会として採用を可とすると判断したとみなし、最終的に学長が理事長に報告し、承認の上、採用を決定する。なお、専任教員の昇格人事及び大学での教育歴のない非常勤講師の採用については、専任教員の採用と同様、教授会で資格審査委員会を設置し、専任教員採用と同様の審査、決定の手続きを経る。

大学院では上述のように学部専任教員から担当者を選任しているが、その教員に求める能力・資質等については、学校教育法並びに大学院設置基準等の関係法令に定める教員の資格要件を踏まえ、「大学院担当教員選考及び審査手続規程」を定め、これに則って適正な審査が行われている((根拠資料 1-2(1-5-1)、(1-5-2))。

### ④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

#### 【評価の視点】

○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### 【ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施】



学部の教員の資質向上を図るための方策としては、FD 協議会を中心に、2004 年度から学生による授業評価に基づく専任教員の FD 活動を実施している。授業評価をもとに、授業を担当した専任教員が達成状況や改善課題に関する「授業報告書」を作成し、これを学科単位で集約・検討した上で、その報告書を全学的な視点から検討し FD 研修会等の企画や教育環境の改善につなげるもので、その手続きは 2022 年度に明文化された(根拠資料 6-14)。

FD 研修会については、上記に示した通り FD 協議会を中心に講演会・研修会などの企画を行っており、各学科、関係部署単位でも必要に応じて実施し、2021 年度からは、大学としてその実態を集約している。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応としては、授業をオンラインやハイブリッドで行うためのスキル醸成のための研修会のほか、コロナ禍におけるメンタルヘルスについても取り上げて実施した(根拠資料 1-2(1-3-16)、根拠資料 6-15)。

上記のほか、教員任用時に受ける理事長からの講話、企画部が主催する科研費の取得・使用に係る説明会を行っている。科研費説明会に関しては、2020 年度以降はコロナ禍も踏まえ、対面開催をせず、メールによる科研費執行マニュアルの送付等により代替している。さらに日本私立大学連盟主催の新任専任教員向け FD 推進ワークショップに新任の若手教員を派遣している(根拠資料 6-16)。

大学院に特化した FD 活動については、2021 年度までは、大学院将来構想・評価委員会にて、提案、実施をしていたが、2022 年度から大学院 FD 協議会を設置し、より大学院に特化した FD 活動についての検討・実施ができる体制を整えた(根拠資料 1-2(1-3-17))。また、大学院独自の FD 活動として隔年で「大学院に関する調査」を実施し、課題の発見・検証と改善を担当している(根拠資料 4-53)。

### 【教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用】

教員の教育研究活動等の業績については、業績登録 Web システムから各教員が登録し、その情報を学内外に公開している(根拠資料 6-17【ウェブ】)。業績の評価については、専任教員の任用・昇格の資格審査時に実質的に行っている(根拠資料 1-2(1-5-2))。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 【適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価】

学生の動向や社会環境の変化の中において大学の理念を実現するために最もふさわしい教員組織であることを適切に検証することが重要である。本学では、学部(各学科)・研究科(各専攻)が運営する「学科会議」「専攻会議」で教員組織の適切性についての検討を行い、教授会、大学院委員会を責任主体として教員配置等の適切性を確認している。

また、2019 年度に制定された中期目標・中期計画(2020 年度～2024 年度)では、「G.大学運営のための人的・物的・資金的基盤の整備、(2)人的基盤の充実化」という項目を設定し、上述の通り、将来構想・評価委員会の検討を経て、教員採用に関する大学の方針について「専任教員採用に関する学科としての考慮事項」を定めた(根拠資料 3-2)。これにより、各学科・専攻が専任

教員を採用する場合、候補者の個人的な資質だけでなく、学科の方針、大学全体の方針等との整合性を説明する義務が生じたことから、教員配置の議論を通して、学科内での教育体制を総点検し、内部質保証を高める効果が得られた。

また、学部及び大学院の将来構想・評価委員会が、自己点検・評価活動について、毎年度定めており、基礎的な点検として、「大学基礎データの確認」を設定し、教員数についても定期的に点検している(根拠資料 6-18)。

### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学は、教員組織の適切性について、学部(各学科)・研究科(各専攻)が運営する「学科会議」「専攻会議」で教員組織の適切性についての検討を行っている。

2021 年度には近年の学生要望に対応するために教育学科内の専攻の定員変更の提案がなされ、将来構想・評価委員会、教授会で審議を経て、学則の一部改正を行った(根拠資料 6-19、6-20)。

前述したとおり、2022 年度には、近年の1年次生の学科希望の動向と各学科間の ST 比不均衡の改善のため、英語文化コミュニケーション学科と国際交流学科の入学定員の変更を行った(根拠資料 6-21)。

非常勤講師枠については、教務委員会で全学科の検討、見直しを行い、最終的には教授会で決定している(根拠資料 6-22)。

## 6.2 長所・特色

2014 年度に本学の「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」が将来構想・評価委員会において立案され、教授会の議を経て確定したが、2022 年度の将来構想・評価委員会にてこれらの見直しを行い、改めて各学科に周知・共有することで、本学教員のあり方への共通理解が深まった。

非常勤講師の採用については教務委員会から教授会へという検証システムがある。大学での教歴のない者については、そのつど、資格審査委員会を立ち上げて確認を行っている。

教員の資質向上のために、授業評価の導入時点から学生の授業評価を活用し、教員個人レベル、学科レベル、全学レベルで教育方法のあり方を点検する仕組みを設け、FD 活動につなげてきた。そのため、本学では教員個々人が授業改善に取り組む姿勢が定着しており、FD 研修会その他の講演会については大学全体で実施するものだけでなく、学科単位等でも自主的に企画、活動している。こうした風土は、2020 年度のコロナ禍においても力を発揮したと考えられる。前期終了後に実施された学生へのオンライン授業に関する調査の結果に基づき、授業方法の改善策のガイドラインが策定されたが、各教員や学科がこれに円滑に対応したことで、後期の授業に対する学生の不満足感を低減することができた。

大学院の FD 活動については、2021 年度に大学院 FD 協議会を新たに設置し、大学院に特化した FD 活動を実施できる体制を整えた。全員対象の研修会については、教員の出席率も高く、教育内容・方法の改善、学生理解、教育研究、社会貢献、管理業務等の内容を実施しており、効果的に作用している。

## 6.3 問題点

特になし

#### 6.4 全体のまとめ

大学として、「求める教員像及び教員組織の編制方針」の策定、教育課程にふさわしい教員組織の整備、教員の募集・採用・昇格の適切性、教員の資質向上を図るための取組みのいずれにおいても、現代教養学部、文学研究科とも基準を十分に満たしている。

FD 活動についても、教員の資質向上のために、大学全体、学部、大学院ごとに様々な内容の活動を実施している。

## 第7章 学生支援

### 7.1 現状説明

#### 点検・評価項目①:

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

#### ○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の教育理念にある「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心」はカトリックの女子教育修道会を設立母体とする本学にとって、学生支援の根本である。そのことを踏まえ、また、本学の3つのポリシーを基に、本学は「聖心女子大学の学生支援の方針」(2014年制定)において「一人ひとりの学生の個性と状況に応じたきめ細やかな学生支援」を基本として「学生が安心して学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように」修学支援、生活支援、進路支援を行うこと、及び支援にあたっては「学生の自主性を尊重」し自らの生き方の確立に繋がるよう支援することを規定している。また、障がいのある学生に対する支援方針としては「聖心女子大学障がいのある学生への支援方針」を制定している。2022年度第3回及び第4回学生委員会において「聖心女子大学の学生支援方針」「聖心女子大学障がいのある学生への支援方針」の見直しを行い、同年第7回将来構想・評価委員会にて了承された(根拠資料 7-1、7-2、7-3)。これらの方針は大学公式 WEB サイトに掲載し、学内外に公表するとともに教職員で共有している。以下、②以降で支援の詳細を述べる。

#### 聖心女子大学の学生支援方針

本学の教育理念である「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)」に基づき、少人数制の大学が持ちうるアットホームな環境という利点を最大限に生かし、一人ひとりの学生の個性と状況に応じたきめ細やかな学生支援を行うことを基本とする。

学生が安心して学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように手厚い支援体制を構築し、学生の自主性を尊重しながら、学生が自立した判断力と自分の意見を発信する力を身につけ、他者と協力して社会に貢献し、自らの生き方を確立していくことができるように支援を進める。

#### ○修学支援の方針

1. 学生が主体的に自らの学修計画を立案し実行できるように支援体制を整備する。
2. 障がいのある学生への支援体制を整備する。
3. 経済的支援を必要とする学生が安心して学修に専念できるように支援体制を整備する。
4. 留年、休学、退学に結びつきやすい学生の単位不足や欠席の多さ等の兆候を早期に発見し、適切に対応しうる体制を整備する。
5. 留学制度・海外語学研修制度等を充実させ、学生が広く国際的視野を培えるように支援体制を整備する。
6. 個々の学生の学修状況を把握し、1年次センター、各学科・専攻において面談を行うなど適切な修学指導体制を整備する。

#### ○生活支援の方針

1. 学生が安心して学修に専念できるように学内の安全を確保するとともに、充実した学生生活を送ることができるように生活環境と学修環境を整備する。
2. 学生が心身の健康を維持・増進できるように、一人ひとりに対応する指導相談機能を充実させ、個人としての自立を支援する。
3. さまざまなボランティア活動やクラブ活動・委員会活動を通して、人間性と社会性を培う機会と場所を積極的に提供する。
4. 学内におけるハラスメント防止と人権問題に対する意識を高めるための支援体制を整備する。
5. 学寮生の自立ある生活環境・学修環境を整備・支援するとともに、留学生との交流を深めグローバルマインドを醸成する。

#### ○キャリア支援の方針

1. 女性が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていける力を身につけることができるように支援体制を整備する。
2. 一人ひとりの適性、能力、希望に合わせた個別のキャリア相談の充実と向上を図るよう支援体制を整備する。
3. 1年次生から大学院学生まで、各学年において多様なキャリアガイダンス・キャリア講座等を設けて、一人ひとりが適切な進路を選択できるように支援体制を整備する。
4. 女性が積極的に社会に参加し有意義な社会貢献ができるよう、国内外のさまざまな社会貢献・国際貢献の機会と場所を提供し、経験に根ざした豊かな人間性と共生の精神を培う支援を行う。

#### 聖心女子大学 障がいのある学生への支援方針

聖心女子大学(以下本学)は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心」を全ての学生支援の根本においている。その精神に立ち、教職員一同はその果たすべき職掌において、修学上、障がいのある学生に対し必要で適切かつ十分な支援を行う、また、障がいのある学生の修学支援について、常にその維持・向上に努める。

##### 1. (修学機会の確保)

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保する。

##### 2. (支援体制)

障がいのある学生本人の要望に基づいた合理的配慮を行うとともに、障がいのある学生が利用しやすい支援内容及び体制を整え、情報アクセシビリティの向上に取り組む。

##### 3. (施設・設備)

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化

に努める。

4. (支援組織)

学生の修学に関わるすべての組織は、学生部、学生委員会等をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、障がいのある学生への支援につき、合理的配慮を実施する。

5. (個人情報保護)

障がいのある学生の個人情報は厳密に管理し、第三者に開示する必要がある場合は、必ず本人の同意を得ることとする。

点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているかまた学生支援は適切に行われているか。

**評価の視点】**

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育・正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・ 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

○学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

## ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

### 【学生支援体制の適切な整備】

学生支援体制について事務組織上は、「聖心女子大学事務組織及び事務分掌規程」に従い各業務を担う責任部署で分担している(根拠資料 1-2(1-7-1))。主に、学生の「学び」の支援は学務部教務課、1年次センター、国際センター、メディア学習支援センター、「生活」「健康」の支援を学生部学生生活課、学寮課、健康サービスセンター、「進路」の支援をキャリアセンターがそれぞれ中心となり、関連する部・課・センターならびに各学科と協働しながら全学的に学生支援を行う体制となっている。

教員と職員による運営組織としては、副学長(学生担当)のもと学生支援検討機関として学生委員会を設置し、「聖心女子大学の学生支援方針」、ならびに「聖心女子大学障がいのある学生への支援方針」に基づき「学び」、「生活、健康」、「進路」の各支援を適切に実行している(根拠資料 1-2(1-3-4-2))。学生委員会には、各学科の教員ならびに学長に指名された事務局の職員から委員が選出され、教職協働で取り組む体制となっている。2021年度までは学生委員会とは別に、教員と職員で構成されたキャリア委員会、国際化委員会、健康サービス委員会を設置し、それぞれが進路支援、留学支援、健康サービス支援を担っていたが、包括的かつ全学的な学生支援体制を一元的に推進するため、2022年度よりそれら3つの委員会を学生委員会に統合した(根拠資料 7-4、7-5)。

### 【学生の修学に関する適切な支援の実施】

第4章で述べたとおり、本学では、入学後1年間は全員が基礎課程に所属し、大学での学びの基礎を築く時期としており、専任教員をセンター長とする1年次センターが中心となって修学支援等を行う。入学式に続く1週間のオリエンテーション期間には、まず始めに「新入生ガイダンス」で副学長(学生担当)から大学での学びや学生生活の心得の講話、その後、各事務部署から詳細なガイダンスを受けることとなる(根拠資料 7-6)。また、全1年次生が履修する基礎課程演習の各クラス担当の専任教員が、1年間アカデミック・アドバイザーとして学修相談にのる体制を整えている。2年次に各学科、専攻課程に進級したのちは、学生の所属する学科が中心となって修学支援を担っている。

### 【補習教育、補充教育への取り組み】

補習・補充教育に関しては、全学生にとって必修となる授業科目「1年英語」について、教室での週2回の授業に加えて、週1回 60分以上の学習をメディア学習支援センターで行うことを必修としている(根拠資料 1-4(44頁))。また、同センターには語学教材が備え付けられており、授業時間外に自習室としても利用することができる。

### 【学業不振者、留年者への状況把握と対応】

学年ごとに学業不振対象基準を設け、該当する学生の所属学科代表委員(1年次生は1年次センター長)が当該学生と面談を実施し、今後の履修計画の見直しを含めた修学支援を行っている。期限までに本人と面談が実施できなかった場合は、教務課から父母等保証人へ「本人との面談ができなかった」旨を伝えることになっており、電話連絡を実施している(根拠資料 1-4(32頁))。その際、必要に応じて学生を含めた三者面談を実施できる旨を案内している。

特に1年次生については、前期のうちに授業への出席状況調査を行い、欠席の多い学生に対して、基礎課程を担当する1年次センター長、あるいはアカデミック・アドバイザーの教員による面談を早期に行い対処している。2年次へ進級不可となった留年者に対しては、3月～4月に1年次センター長が面談を実施し、4月のオリエンテーション期間中には「基礎課程再履修生ミーティング」を開催して、新年度の大学生活に向けた学修・生活支援を行っている(根拠資料 7-7)。

### 【休学者・退学者の状況把握と対応】

2021年度は休学者23名、退学者28名であり、過去5年間の平均は休学者21名、退学者29名程度で推移している。休学の主な理由として挙げられるのは海外留学と精神疾患(心身耗弱)となるが、退学については経済的困窮や進路変更(他の教育機関への進学)など様々な事情がある(根拠資料 7-8)。特に精神疾患(心身耗弱)を理由として休学した場合には、復学に際し臨床心理士(学生相談室)の協力を得ながら復学(後)の支援を行っている。また、経済的困窮を理由として退学の申し出があった際には、学生生活課にて各種奨学金や教育ローン、学納金の延納制度等の経済的支援を紹介する等、退学防止に向けた取り組みを行っている。

休学・退学を希望する1年次生の場合、アカデミック・アドバイザーの教員、1年次センター長、副学長(学生担当)の3段階の面談により、適否を判断している。2年次生以上の休学については各学科、専攻の代表委員、ゼミ担当教員・卒論メンターの教員が面談し、各学科での会議を経て了承する手順となっている。一方、退学については副学長(学生担当)面談を追加し、各段階で本人、保証人の意向を多角的に確認し、学生が後悔することのないよう窓口となる学生生活課の事務職員も含め、慎重に適否を判断している。その後教授会の議を経て、学長が休学、退学を許可することとなっている。

大学院学生における休学ならびに退学は、修士論文、博士論文の執筆提出と留学、あるいは就職に関わって個人的な研究計画の中で予定される場合が多く、各指導教員が個々の事情を考慮して面談後、副学長(学生担当)面談を実施している。

### 【新型コロナウイルス感染症に係る修学支援に関する取り組み】

2020年4月から5月にかけて実施したアンケート結果により、インターネット環境やICT機器所有状況は学生によって多様であることが分かった。これを受けオンライン授業ワーキンググループ内で検討を重ね(根拠資料 7-9)、授業担当者には「オンライン授業に関するガイドライン(教員用)」(根拠資料 7-10)を提示し、オンラインにて授業を配信する際に、これらの環境・状況をしっかりと把握し、学生に不利益が生じることのないよう授業担当者へ依頼した。具体的には、動画視聴が難しい学生に対して「講義の音声のみを聴いてレポートを書く」といった別課題を設けるなどの一例を紹介している。

また、前期終了時にオンライン授業に関するアンケート調査を実施し、学生の通信環境を踏まえたうえでのオンラインを活用した授業のポイントを、1)双方向型を基本にしなが、オンデマンド型や課題提示型を組み合わせ合わせた進め方を行う、2)課題が過多にならないように留意し、課題に対しては何らかのフィードバックを行う、3)授業時間内外で教員と学生、学生間でインタラクションをする工夫を行う、の3点にまとめ、そのような配慮に関する教員向け動画マニュアルを作成した。さらに、オンライン形式リアルタイム型の授業を学内で受講する場所を確保し、学生へ案内している(根拠資料 7-11)。また、様々な場所で学習する学生からの履修相談に応じるため、教務課のみならず、各学科でもGoogleフォームを利用した相談体制を整え、学生からの履修相談についてオンラインでも対応している(根拠資料 7-12)。



経済的な理由、所有 PC の故障等の理由によってオンライン授業への参加が困難になっている学生に対し、PC の貸し出しを行い、オンライン授業に参加する環境確保を支援している。2020～2021 年度には自宅でオンライン授業を受ける学生の通信環境確保の目的で Wi-Fi ルーターの貸し出しを実施した(根拠資料 7-13)。

### 【短期留学(語学研修)・長期留学、及び外国人留学生への支援】

海外への短期留学(語学研修)・長期留学、外国人留学生への支援については主に国際センター、国際化委員会(2022 年 4 月から学生委員会へ継承)が担っている。

2020 年初めに始まった新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において、先行きが不透明な状況ではあったが、通常と変えることなく留学手続き(留学審査等)、外国人留学生支援等は継続している。

### 【危機管理マニュアルの整備】

安全な海外派遣を維持・遂行するために、既存の危機管理マニュアルが、外務省発出の「危険情報」を基とした構成であったものを、感染症に関して発出される「感染症危険情報」への対応をいち早く整え、派遣留学への対応(帰国指示、現地継続、本邦でのオンライン留学等)指針となるようマニュアルの整備・改訂を行った。2020 年度前期中に国際化委員会で数次に渡り検討され、「学生・教職員海外派遣(長期留学、短期留学、学外研修)時の危機管理マニュアル」として教授会で報告された(根拠資料 7-14)。

### 【短期留学(語学研修)ではオンライン留学を新設】

2020 年度の短期派遣留学は中止としたものの、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下でも海外留学機会を確保するとの観点から、2021 年度の短期派遣留学はオンライン留学として企画、実施し(根拠資料 7-15)、5 大学(5 の国と地域)へ 37 名が短期留学(オンライン)を体験した(根拠資料 7-16)。2022 年度春については、2 大学(2 の国と地域)6 名の参加(根拠資料 7-17)。2022 年度夏については、実派遣留学の一部再開(カナダのマギル大学、10 名参加)とオンライン留学(2 大学、2 の国と地域、11 名参加)を開講した(根拠資料 7-18)。

### 【長期留学(交換・推薦・認定)の支援】

長期留学(交換・推薦・認定)派遣のための留学審査は予定通り実施されたものの、感染症の影響により 2020 年度前期・後期、2021 年度前期・後期は一部(韓国、台湾)の例外を除き派遣中止となった。なお、韓国については、留学希望者の増加を受け、ソウル女子大との推薦留学協定を新たに締結した(根拠資料 7-19)。2022 年度の長期留学派遣方針については、感染症危険レベルの低下、出入国規制緩和等を受け、コロナ以前とほぼ同水準の派遣を予定している(根拠資料 7-20)。

長期留学希望者に向けてのガイダンスは春と秋の年 2 回実施している(根拠資料 7-21)。2022 年度は「長期留学の手引き 2022」(根拠資料 7-22)を冊子として、希望者へ配布するとともに、計画的な留学相談に対応している。また、認定留学の利便性向上と拡大を図るため、2022 年 6 月一般財団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション(以下、JSAF)とパートナーシップ協定を締結し、認定留学の強化を図っている(根拠資料 7-23)。

### 【外国人留学生への支援】

外国人留学生の受入制度としては①外国人留学生入試により入学した外国人留学生(学部留学生)②交換・短期留学制度により来日する外国人留学生に大別できる。新型コロナウイルス感染症の影響による本邦入国規制により交換・短期留学生は2020年度1名、2021年度はゼロとなったが、学部留学生の入学者は2013年～2017年平均6名、2018年～2022年同12名と倍増したこと(コロナ禍においても目立った減少はしていない)を受け、手厚いフォローを心がけている。

学部の外国人留学生には日本人学生のオリエンテーション開始日前に別途ガイダンスを実施(根拠資料 7-24)し、予備知識を与えた上で、日本人学生と同一のオリエンテーションに臨めるよう支援している。また、学生生活全般には外国人留学生に特有な留意点を含めて「外国人留学生ハンドブック」(根拠資料 7-25)を作成、配布、説明している。また、外国人留学生に対して、学習・研究効果の向上と環境への適応を図ることを目的として、指導教員の推薦により同一授業を受講する学生の協力を得ながら、留学生の授業支援を行う「チューター制度」を設けている(根拠資料 7-26)。

一方、在校生と外国人留学生との自主的交流を促進するため、国際センターでは国際センターボランティアを募集し(根拠資料 7-27)(2022年9月末現在89名在籍)、学生ボランティアが主体となってイベントを企画、運営している(根拠資料 7-28)。

### 【障がいのある学生に対する修学支援】

本学には、学生の様々な問題について各部署を超えて総合的に把握し対応するために設けられた連絡会「学生支援ネットワークの会」がある。学生生活課、教務課、入試課、健康サービスセンター(保健センター、学生相談室)、1年次センター、学寮課等の事務部門に加えて副学長(学務・大学院担当)、副学長(学生担当)、1年次センター長で構成する組織で、障がいのある学生の情報を横断的に把握し、継続的に支援している。当会での検討を経て制度化された「学生サポート制度」は、障がいのある学生が必要に応じて教職員に「学生サポートパスポート」を提示することにより、各人のケースにふさわしい支援を迅速に受けられるようにするものである。また、確実な支援を実施するため、学生に「学生サポートパスポート」が発行されると、学生本人の希望に応じて、履修中の授業担当者へ必要とする支援内容について記載された「配慮の依頼文」を配付している(根拠資料 7-29)。2017～2021年度の5年間平均で、毎年10名程度の発行実績があり(根拠資料 7-30)、教職員へは年に2回、各学期の開始時期の教授会にて「学生サポート制度」の制度説明を実施している。

### 【奨学金その他の経済的支援】

奨学制度は学生支援の中心の一つであり、様々な学生の必要性に応えなくてはならない。そのため、在学生や入学予定者に対して、多くの学内奨学金(給付及び貸与)、あるいは大学同窓会宮代会による宮代会特別奨学金(給付)、初代学長の名を冠した「エリザベス・ブリット基金奨学金」(給付)等の制度を用意し、また、日本学生支援機構奨学金をはじめとする学外奨学金についても周知している。外国人留学生に対しては特別奨学金制度、授業料減免制度が整備されており利用者が多い。大学院学生に対しても、「大学院特別奨学金」、「大学院宮代会奨学金」といった給付奨学金制度が用意されており、多くの大学院学生が利用している(根拠資料 7-31(32-33頁))。

2019年度に施行された「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、本学は「高等教育の修学支援制度」の対象機関に認定され、2020年度より本制度による授業料減免と日本学生支援機構による給付型奨学金の支給を行っている(根拠資料 7-32【ウェブ】)。

また、本学では大規模自然災害及び感染症等の影響により経済的支援を要する学部学生ならびに大学院学生に対する学費減免制度を用意し、2017～2021年度の5年間平均で毎年5名程度の学生に学費減免を実施し、被災者の修学支援を行っている(根拠資料 1-2(4-2-3))。

### 【学生の生活に関する適切な支援の実施】

#### ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全に係る指導、相談への取り組み

全学の健康管理に関しては、健康サービスセンターで対応している。身体の健康、保健衛生・安全指導全般については保健センター、心理面については学生相談室で相互に協力して対応している。保健センターでは3名の看護師が常駐し、応急処置、健康相談、病院紹介等を行っている。加えて、毎週水曜日には内科医による健康診断、精神科医によるメンタルヘルスの相談・診察を行う。また、毎週木曜日に「女性の体健康相談」の時間を設け、前後期それぞれ1回、婦人科医の来診による婦人科相談も行っている(根拠資料 7-31(64頁))。毎年4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施し、健康診断において、何らかの問題が発見された場合は個別に連絡して専門医による診察を受けるよう指導している。

学生相談室では、学生がより充実した大学生活を送るために必要なガイダンスとカウンセリングを行っている。臨床心理士の資格を持つカウンセラーが常駐し、学生は予約なしに相談に訪れることができる。カウンセラーは、学業面から人間関係、健康面、家族関係にいたるまで、多岐に渡り学生の相談に応じている(根拠資料 7-31(65頁))。また、毎月、メンタルコンサルタントとして外部の精神科医を迎え、カウンセラーへの助言やケーススタディーを行っている。

災害時の安全対策のため、東日本大震災の教訓を受け、2011年度より毎年、災害救援ボランティア講座に学生会役員会の学生ならびに学寮生の複数名が参加、万一の場合に備えた学生の自治組織の育成を図っている。また、緊急時の学生の安全確保のために、構内全域への緊急放送の体制を整えるとともに、災害時に備えての避難誘導體制を整備している。教職員による自衛消防隊も組織され、災害時の学生や教職員、近隣住民の安全確保のための訓練も年一回行っている(根拠資料 1-2(1-10-3))。災害時の安否確認については、情報企画推進課、総務課、学生生活課が連携し、学内メールシステムを利用した安否確認を行える体制を整え、定期的なテストメール配信訓練により定着化を図っている(根拠資料 7-33)。

#### ・ハラスメント防止のための取り組み

学生の修学上の良好な環境の確保、維持を図ることを目的に、副学長(学務・大学院担当)、副学長(学生担当)、学生相談室長、教職員からなるハラスメント防止委員会が設置されている。

ハラスメント防止委員会が作成した「ハラスメント相談の手引き」を学生向け Web ページ(USH-Cloud)と学生全員に配布する冊子『学生生活ハンドブック』に掲載し(根拠資料 7-34、7-31(58-60頁))、また、1年次生に向けて行うジェネラルレクチャーでは、5月に外部有識者による講演会を実施し(根拠資料 1-9)、学内の啓発に努めている。

2014年1月には、相談を受ける教職員の対応のマニュアルとなる「ハラスメント相談における対応のポイント」を作成配布し、活用している(根拠資料 7-35)。また、同年度には、ハラスメント防止委員会において、「聖心女子大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を整備している(根拠資料 1-2(1-10-1))。また、同年度に作成した「苦情相談への対応についての指針」につい

ても、現在も相談対応の際に活用している(根拠資料 7-36)。また同委員会では、教職員に対して講演会を開催してハラスメント防止の心構えを周知している(根拠資料 7-37)。

#### ・学寮運営に関する取り組み

旧学寮の老朽化に伴い、2017年に国際交流の促進、共同生活における自主性の育成を目指して従来の収容定員を大幅(約100名増の350名)に増やし、新学寮(さくら寮、もみじ寮)が完成した。

共同生活を通じた豊かな人間性の涵養、学生同士の交流や留学生との国際交流など1年次生から4年次生まで現在は約300名が在寮、リーダーを中心に44ハウス(シェアハウス方式、1ハウス8名で構成)を形成している(根拠資料 7-38)。学寮は「学寮規程」及び「学寮要項」(根拠資料 1-2(4-3-1)、根拠資料 7-39)に基づいて運営されており、事務組織としては学生部学寮課が運営に当たっている。学寮暦(根拠資料 7-40)を定め、定期的に全寮集会(ハウスリーダー会議)を開催し、学生の自治運営を促している。

学寮において発熱者や感染症が発生した場合には、校医・保健センターの指示に従い、迅速に対応している(根拠資料 7-41)。共同生活での感染拡大防止の観点から、原則1人発熱者が出ると当該ハウスを閉鎖し、発熱者はシャワー・トイレ付きの個室に隔離している。

学寮生のメンタルヘルスケアを行うため、毎月、学生相談室のカウンセラーによる学寮での出張カウンセリングを行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者となり行動制限が課せられた学寮生全員へ学生相談室カウンセラーが電話やメールで連絡を取り、必要に応じて(リモートでの)カウンセリングを実施している。

#### ・新型コロナウイルス感染症に係る学生生活支援に関する取り組み

新型コロナウイルス感染症への対応については、学生支援を行う各部署はメールやフォーム、Web会議システム、電話を活用した相談対応を行ったほか、様々なガイダンスをオンラインで実施した。例えば、キャリアセンターや学生相談室においては、Web会議システムや電話を利用し、緊急事態宣言期間中も学生とのカウンセリングを継続した。国際センターでは、本国の出国制限や日本の入国制限により来日できない私費留学生に対して、定期的な状況確認の連絡や、入国に向けたビザ取得のためのサポートを行った。

入学式が実施されず、オリエンテーションや授業がすべてオンラインでのスタートとなった2020年度新入生への支援としては、2020年8～9月、1年次生同士または1年次生と上級生が交流できるオンライン企画「聖心トークライブ」を実施した(根拠資料 7-42)。また、聖心女子大学の学生となったことを実感してもらうため、2020年12月に対面とオンラインのハイブリッドで「1年次生の集い」を開催し、全体で学長からの講話を聞き、その後学生間の交流機会を確保するためのグループワークを実施した(根拠資料 7-43)。2021年4月には、1年遅れとなる2020年度入学式を開催した(根拠資料 7-44)。

課外活動については、感染状況に応じたガイドラインを明示し、学生が安心して対面による課外活動を継続できる体制を整えている(根拠資料 7-45)。緊急事態宣言発出中で、対面活動が困難な際にも、学生たちの創意工夫で通常の活動やイベントをオンラインで実施するなど、多くの団体が活動を止めることはなかった(根拠資料 7-46【ウェブ】、7-47【ウェブ】)。

経済的支援としては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、家計の収入減、アルバイト等の収入減などによって修学継続が困難な状態となった学生に対し、臨時で創設した奨学金制度「新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急支援奨学金(給付)・(貸与)」による支援、「大

規模自然災害及び感染症等の影響により経済的支援を要する学生に対する学費減免制度」による学費減免や、学生納付金の延納措置等を行った(根拠資料 7-48、7-49、7-50)。また、Wi-Fiルーターの設置・レンタル費用等、オンライン授業に係る通信費用の負担軽減を目的として助成を行う「通信環境整備のための助成金」の給付や、コロナ禍で家計やアルバイトの収入減などによって経済的に困窮する学生への生活応援として、希望する学生に学食の食券を無料配付する「学生のための『食』支援プロジェクト」を実施している(根拠資料 7-51、7-52)。

学寮ではコロナウイルス感染防止対策の徹底を学寮生と共に日々実行している。学寮生が自ら防止対策ビデオを作り、検温・マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・黙食の徹底を実行しており、成果を上げている。

### 【学生の進路に関する適切な支援の実施】

#### ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

学生のキャリア形成支援は、正課の授業と課外活動等を含めた大学・大学院のすべての活動を通して行っている。学生の就職・進学支援及びキャリア形成支援を目的としてキャリアセンターを設置し、専任教員のセンター長のもとで、専任職員や国家資格を有するキャリアカウンセラーがキャリア支援を行っている(根拠資料 1-2(6-5-3))。また、2022年度にキャリア委員会を含む学生支援に係る会議体を学生委員会に一本化し、全学的な支援の観点からキャリア形成のための支援体制を整えている(根拠資料 1-2(1-3-4-2))。

#### ・キャリア教育の実施

正課の授業におけるキャリア形成支援については、全学生が学部1年次から履修できる総合現代教養科目として「女性とキャリア形成」「キャリアデザイン入門」を開講しており、2022年度は延べ483名の学生が履修した(根拠資料 7-53、7-54)。また、2018年度からグローバルリーダーシッププログラム科目として「インターンシップ」、2020年度から「経済同友会連携インターンシップ」科目を開講し、2022年度までの3年間で合計20名弱の学生が履修した(根拠資料 7-55、7-56、7-57)。2020年度には文部科学省委託事業「人生を切り開くライフプランニング教育」プログラムに申請・採択され、男女共同参画の視点に立った授業や課外講座のプログラム開発を行った。また、その成果として指導者用資料等を大学公式WEBサイトに公開し、学校教育や社会教育における授業や講座など、営利を目的としない教育活動の範囲で無料提供し、学内外に広めている(根拠資料 7-58)。

#### ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路選択に関わるプログラムは、学部・大学院学生共通で年間を通じて行っており、学生の進路希望に合わせたセミナー等を企画・実施している(根拠資料 7-59、7-60)。また、キャリアカウンセラーと学生との1対1のキャリア相談を重視し、学生の個々の事情に合わせた対応に努めている。2017年10月には進路支援のための専用ポータルサイト「Torch」を開設し、オンラインでキャリア支援情報を提供している(根拠資料 7-61)。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ガイダンスやセミナー、キャリア相談はオンラインで対応した。また、2021年6月より、学内でWEB面接用個室の貸出しサービスを開始し、1年間で延べ500名を超える学生の予約があり、学生のニーズに合わせた支援を行った(根拠資料 7-62)。2021年3月以降は大学の定める活動制限基準に合わせて、感染防止対策を講じたうえで、キャリア相談の形式(対面・オンライン)を学生が任意で選択できるようにした。

2013 年度からは、例年6月に行われる学生の保証人対象の大学懇談会において「就職を取り巻く環境と家族の役割」(就職ガイダンス)を実施している(根拠資料 7-63)。

#### ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

研究系職への将来展望に対する支援として、2011 年1月にティーチングアシスタント(TA)制度、同4月にリサーチアシスタント(RA)制度を整備し、これらを活用することで学生の研究者、教育者としての能力涵養の場を提供しており、毎年多くの学生が在学中に TA、RA としての教育補助、研究補助に当たっている(根拠資料 1-2(1-8-2)(1-8-3))。TA については、2018 年度 21 名、2019 年度 17 名、2020 年度 18 名、2021 年度 25 名。

RA については、2018 年度7名、2019 年度 11 名、2020 年度7名、2021 年度7名となっており、制度的な定着も認められ、TA、RA が若手研究者の育成という側面を持つことも重視している。また博士号取得後の修了生のために、特別研究員(ResearchFellow)の制度を整備し、研究生生活の第一歩としてのキャリアを提供している。なお、RF は 2018 年度5名、2019 年度5名、2020 年度4名、2021 年度2名となっており、本学における研究活動の一端を担っていると言える(根拠資料 1-2(1-6-1))。

#### ・学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

大学の理念をもとに本学が目指す人間像は、学業のみならず豊かな学生生活を通して育まれるものであり、その学生生活において課外活動は多くの学生にとって重要な役割を担っている。本学では、文化系、体育系を問わず学生による自主的な活動を最大限尊重しながら、設備面、経済面での支援体制をとっている。

本学には創立当時から学生自身によって運営される自律的な統括組織があり、「学生自治会」を経て「学生会」となった歴史を持つ。「学生会役員会」は学生 20 名で構成され、入学式を始めとする学校行事や課外活動団体の統括を行っている(根拠資料 7-64)。キャンパス内3号館の地下フロアが部室として学生会から各課外活動団体に割り当てられ、十分な活動場所が確保されている。大学からの課外活動団体に対する活動援助金は学生会を通して分配、運用され、その収支については学生委員会に報告されている(根拠資料 7-65)。各団体の顧問は専任教員が務め、予算・決算や活動計画への了承を行い、健全な課外活動が行われるよう指導している(根拠資料 7-66)。

課外活動として特筆すべき点は①体育系団体や聖心祭実行委員会の学生に対しては、部員ならびに聖心祭来場者の怪我や急病に備え、東京消防庁主催普通救命(AED 業務従事者)講習を義務付けるとともに、体育系団体に所属するすべての学生には「緊急時対処マニュアル」を配付し、緊急時に適切な対応ができるよう周知徹底している(根拠資料 7-67)。②本学のキャンパス内には国の重要文化財に指定された旧久邇宮邸御常御殿(通称「パレス」)があり、歴史と伝統のある建造物内で箏曲や茶道、日本舞踊といった和の課外活動が行われている(根拠資料 7-68【ウェブ】)。③2001 年よりカトリック系女子大学間の親睦と発展への貢献を目的としてカトリック系の女子大学3校(ノートルダム清心女子大学、京都ノートルダム女子大学、本学)を幹事校としてカトリック系女子大学5校が参加する「カトリック女子大学総合スポーツ競技大会」を開催している。本年第 20 回の開催を本学開催で迎えることとなっている(根拠資料 7-69)。④建学の精神に基づき、学生のボランティア活動に大きな意義を認め、その指導支援体制の中心にマグダレナ・

ソフィアセンターを置いている。ボランティア活動の情報収集、学生への紹介などを行い、学生のボランティア活動をサポートしている。詳細は第9章にて述べる。

学生の日常生活や課外活動に目を向け、その活性化、充実化を図ること、さらには、大学の教育理念の具現化を目的として、2015年度より褒賞制度が施行された(根拠資料 1-2(4-5-1)、根拠資料 1-2(4-5-2))。聖心女子大学学長賞は、学術研究活動、課外活動、社会活動等で活躍した学生・団体を随時顕彰する制度であり、2021年度には1団体が受賞し、翌2022年度入学式式典にて表彰された(根拠資料 7-70)。また、聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ記念学長賞は本学建学の精神をよく体現し模範となる学生生活を送った新卒業生を褒賞する制度であり、2021年度は3名の卒業生が卒業式式典にて表彰された(根拠資料 7-71)。

### 点検・評価項目③

#### 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・提案に向けた取り組みを行っているか。

学生支援に関する点検・評価は学生委員会を中心に、学生部内の各事務部署による自己点検・評価活動を定期的に行うことで学生支援の適切性の検証を行っている。

全学評価委員会には、副学長(学生担当)及び各センター長も委員として出席しており、学内各組織の連携により、学生支援の自己点検・評価体制を整えている。

学生支援の適切性の点検・評価については、主に以下の3つの観点から実施している。

第1に毎年卒業生を対象とした卒業生アンケートを活用している。このアンケートでは広報・社会連携部、学務部、ミッション推進会議合同で卒業生にアンケートを実施し、大学生活での満足度や成長実感を尋ねている。その結果は教授会にて報告、学内各部署で共有され、大学公式WEBサイトに公表されている。2018年から2022年の過去5年間の卒業時の満足度は入学時に比して大幅に伸び、高い満足度(ほぼ95%以上)となっている。この結果は学科、専攻別でも入試形態別でも共通した傾向を示している。また、本学で力を入れている「本学における社会的問題についての活動」をした学生と活動していない学生を比較すると、活動した学生のほうにより高い満足度・成長実感が読み取れる。

学生委員会において集計結果と自由記述の内容欄等を精査し、今後に向けて優先的に注力すべき課題を抽出し、点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている(根拠資料7-72、7-73、7-74)。

第2にキャリアセンターにて、学部卒業予定者、及び大学院各課程の修了予定の学生を対象に「進路及び進路支援の満足度調査」を実施している。学生の進路及び同センターの支援が満足のいくものだったかを把握し、データ化して、進路状況全体の把握と併せて今後の進路・就職支援に活用している。学生委員会において集計結果や自由記述の内容欄等のデータに基づき、進路支援について点検・評価を行い、課題を抽出し、改善に向けた検討を行っている(根拠資料7-75、7-76)。

3点目として、例年6月頃、学生自治組織の学生会役員会と学長及び学生委員会の委員(教職員)で懇談会を開催し、学生生活上の学生要望についての意見交換を行っている。学生会から集計された、学内の学習、食事、休憩、課外活動、及びコロナ関連に関する学生要望を基に、関係部署で点検・評価を行い、支援の整備・改善に活かしている(根拠資料7-77)。

2021年度の学生要望を受けた改善点としては、図書館地下のWi-Fi環境の改善要望を受け、調査を行い、図書館地下のWi-Fiアクセスポイント補強を検討し、2023年度に補強工事を計画している。また、毎年度、全学的に行われる「聖心女子大学 中期目標・中期計画 2020～2024」の進捗状況の点検・評価時に、以上のことから得た情報も含めて確認している。

## 7.2 長所・特色

本学の学生支援における長所・特色としては、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心」をすべての学生支援の基本においた、学生一人ひとりへのきめ細やかな支援体制が挙げられる。具体的には、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」を踏まえた本学の学生支援の方針に基づき、学生の「学び」、「生活」「健康」、「進路」の各分野において、事務部門の各部署と各学科、専攻が協働して全学で学生支援を行う体制となっている。特に学生支援検討機関を学生委員会に一元化したことは、①教職連携による学生支援における課題の共有と迅速な対応が可能となったこと、②各学科、専攻と事務局部門の各部署が緊密に連携を取りながら学生支援に当たることが可能となった点で意義は大きい。

学生の「学び」についての長所・特色として、1年次センター、各学科、専攻が中心となり、学業不振から、留年、休学、退学に至ることのないように、早期の学修状況の把握と相談・面談を行うことにより、安心して学修が継続できるよう努めている。特に、初年次の全学必修科目「1年英語」においてより包括的な学びの機会を提供するため、重点的に補習・補充教育の充実を図っている。海外留学に関しては、安全・安心な渡航環境の整備を図るとともに、渡航条件の整備によって再開された場合への迅速な対応、渡航できない場合の代替措置(オンライン授業)提供などを行い、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、学生の留学機会を失することのないように対応している。外国人留学生については、来学機会がなくオンライン授業等により情報不足に陥ることのないよう、留学生向け特設サイトを設けるなどして情報提供の充実を図っている。また、障がいのある学生に対しては事務部署・学科、専攻の枠を超えて横断的に「学生支援ネットワークの会」を設置し、入学時から卒業まで情報共有を行い、間断なく支援できる態勢を整えている。なお、主として学習状況についての相談窓口として専任教員オフィスアワーを定め、教学支援システムを通して周知している。

次に学生の「生活」支援については、各種奨学金制度や授業料減免制度を用意し、学生の様々な必要性に応じた支援を実施している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で学生が経済的事情により修学を諦めることがないよう、臨時的奨学金制度や助成金制度等を新設し対応した。

キャンパス内の学寮では、教育寮として学生たちが支え合って共に成長、自立できるよう、学生たち自身が中心になって運営を行っている。なお、正課外活動についても、学生の成長の重要な機会と位置づけ、設備面、経済面での支援体制を充実させる一方、各種褒賞制度を設けて顕著な活躍や貢献を顕彰し、学生生活の活性化に寄与している。

学生の「健康」についての支援については、保健センターにおいて全学構成員の健康管理を、学生相談室においては個別のガイダンスやカウンセリングを行っている。学寮内で新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者となり行動制限が課せられた学生が発生した際には、学寮課、保健センター、学生相談室が連携し、学寮生のメンタルケアを行う等、学生一人ひとりの状況に応じた支援を関係する部署と連携して行っている。また、災害時の安全対策のための学内体制を整え、定期的に避難訓練などの各種訓練を実施している。

「進路」支援では、正課の授業に加えて、正課外ではキャリアセンターを中心として各種ガイダンスやセミナー、キャリア相談等、学生の必要性に合わせた進路選択に関わる支援を行っている。このほか、大学院学生については、研究者として養成するための機会として TA、RA 制度を、また、博士後期課程修了生を対象として特別研究員の制度を整備し、研究者に育つための支援を行っている。



### 7.3 問題点

なし

### 7.4 全体のまとめ

「聖心女子大学の学生支援の方針」「聖心女子大学障がいのある学生への支援方針」に基づいて行われている本学の学生支援は、良好に機能している。学生の「学び」の支援、「生活」「健康」の支援、「進路」の支援と4者が一体となって、学生一人ひとりに寄り添いながら、学生が安心して修学を継続できるよう十分配慮した支援を行っている(根拠資料 7-3)。

## 第8章 教育研究等環境

### 8.1 現状説明

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、教育研究等環境の整備に関する方針について、諸活動の質保証に係る全学的方針として、以下の通り2014年度に策定し、大学公式WEBサイトにて公表している。2022年度第3回将来構想・評価委員会において、各種方針の見直しが決定し、体裁等、若干の見直しがなされ、2022年度第7回教授会において、改訂された方針が了承された(根拠資料8-1)。見直された方針については、教授会、全学評価委員会事務専門部会にて報告の上、大学公式WEBサイトにて公表した。また、FD研修会を開催して全学に周知している(根拠資料8-2)。

#### 聖心女子大学の教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、本学の掲げる教育理念を将来にわたり実現していくための教育研究環境の整備に努めることを基本とし、以下の方針を定める。

##### ○校舎、施設・設備

学生が安全に充実した学生生活を送り、学修に専念することができる学修環境及び高度な学術研究を推進するための教育研究環境の整備に努める。

1. キャンパスの総合的な整備及び維持管理・運営を図るため、キャンパス整備委員会を設置し、キャンパス整備に関する中長期的な計画の策定により、老朽狭隘化した施設・設備の改築・改修を計画的に執り行なう。
2. キャンパス整備計画の策定に際しては、耐震、防災等の安全性及びバリアフリー等の利便性に加え、CO2削減等の地球環境に配慮する。
3. 大学の文化資源であるキャンパスの歴史的建造物の保存及び効果的な活用の体制を整備し、維持管理運営に努める。
4. 校舎の立地、周辺環境に配慮し、自然環境の効果的な保全に留意するとともに、学生が愛着を持って時を過ごせるキャンパスづくりに努める。

##### ○情報環境

情報通信技術を活用し、授業及び教育研究支援の充実を図るために必要な情報環境を、利便性、安全性及び信頼性に配慮しつつ整備し、効率的かつ経済的な運用を実現する。

1. 効果的な教育研究を実現するために、教員・学生の学習・研究活動を支援するシステムを検証し、本学に適した情報システムの構築を行なう。情報環境の整備が全学的な見地から計画的に企画調整されるよう組織体制を整備する。

2. 情報環境を取り巻くリスクを評価し、情報システムの安全性を担保できる情報基盤と技術の進展に即した学内ネットワークの整備を推進する。
3. 情報セキュリティの強化のための体制を整備するとともに、情報環境を利用するすべての大学構成員への情報倫理の周知・徹底に努める。

#### ○図書館

学生の学習、教員・研究者の教育研究活動全般を支援し、学術情報の体系的な収集、蓄積、提供により、学術情報基盤としての機能の充実を図るとともに、本学の知的生産物である研究成果を積極的に発信し、社会に還元することを図書館の基本方針とする。

1. 本学の学部・学科構成、研究分野を踏まえた資料を体系的に収集・保存し、多様な教育研究活動を支援する。
2. 学生一人ひとりの主体的な学びを支援するための情報リテラシー教育を展開するとともに、自習やグループ学習のための施設・設備等の充実を図る。
3. 多様な学術情報に効果的にアクセスできるナビゲーション機能を構築するとともに、他機関・地域等との連携を進め、学内外における学術情報の相互利用を促進する。
4. 学術情報の流通と、公開の迅速性を確保するために創設された「聖心女子大学学術リポジトリ」を適切に運用し、国内外に本学の教育研究成果を発信するとともに知的生産物の長期保存を実現する。

#### ○研究環境

研究者の教育研究の質向上と研究活動の活性化を図るため、教員の研究専念時間、研究費、個人研究室、サバティカル制度、その他必要な教育研究支援体制の確保に努めるとともに、学術研究に対する社会の要請と信頼にこたえて、それぞれの研究者が高い研究倫理を保持しつつ、十分に能力を発揮し成長することができるよう、研究環境の充実を図る。

1. 教育研究活動の充実と活性化を図るためティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究に対する人的支援体制を充実整備する。また、これらTA・RA等の運営には、若手研究者の育成に資するよう配慮する。
2. 研究者に対して、科学研究費補助金等競争的資金獲得のための支援及び科学研究費補助金等受給者の支援事務をきめ細かく行う。
3. 付置研究機関や教員の研究内容とその成果を、ホームページやガイドブックを通して公開するとともに、本学発行の学術誌を学術リポジトリに公開することで、研究者の情報や研究成果の国内外への発信を強化する。
4. 人権と福祉を尊重し、公正な研究を推進するため「研究倫理指針」を定め、研究倫理委員会を効果的に機能させるとともに、研究倫理に関する全学的な意識の浸透を図る。

#### ○内部質保証

以上のことについて、関係委員会及び関係部署・組織が経営会議と連絡を取りながら、PDCAサイクルを機能させ、年度ごとに運営や活動の妥当性、適切性を検証して諸活動の改革・改善に努める。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

**【評価の視点】**

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

**【十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。】**

校地・校舎、施設・設備に関しては、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学生が安全に充実した学生生活を送り、学修に専念できる学修環境の整備及び高度な学術研究を推進するための教育研究環境の整備に努めている。本学の校地面積は 51,838 m<sup>2</sup>、校舎面積は 32,548 m<sup>2</sup>であり、それぞれ大学設置基準上の必要面積の 2.53 倍、3.56 倍とゆとりある規模を有している(大学基礎データ表 1)。このうち運動施設としては、5面のテニスコートと体育館があり、体育館屋上にはゴルフ練習場を備えている。

中長期的な方針に基づきキャンパス整備について検討を行っていたところ、2015 年に財務省の公共入札により近隣の JICA 跡地が売却されることになり、2016 年2月に本学は旧 JICA の土地建物を取得した(根拠資料 8-3)。取得した建物は「聖心グローバルプラザ」として、聖心が使命に掲げる「グローバルな視点で物事を捉えて行動できる賢明な女性の育成」のための戦略的な拠点とするもので、この目的実現のために、「グローバル共生研究所」を設置し、内外の組織・団体と協力して国際交流、国際協力に関する新しいコース、プログラムを開発するとともに、聖心の中高姉妹校が推進しているグローバル人材育成のプロジェクトとも連携し、その成果を積極的に発信することを目的とした(根拠資料 8-4【ウェブ】)。

この近接不動産の取得に伴い「校舎、施設・設備」に関するキャンパス整備委員会をキャンパス整備検討会から改組設置し、キャンパス整備事業(第1フェーズ)として立ち上げた(根拠資料 8-5)。キャンパス整備事業(第1フェーズ)では、それぞれの事案及び工程について、キャンパス整備委員会での審議を経て工事業者の設計・提案内容等と本学の方針に齟齬がないことを確認のうえで進められた。この整備事業の中心は、新たに取得した JICA 跡地を新校舎4号館として改修整備するとともに、都心立地でありながら緑濃く整然としたキャンパスの雰囲気を持しながらさらに機能を充実させるという本学の方針に沿って、取得した4号館に人間関係学科及び国際交流学科を移転配置するとともに、新たな研究機関としてグローバル共生研究所を新設したほか、グローバル共生に関わるテーマ展示を中心とする常設展示室 Be\*hive(ビーハイブ)と聖心グローバルプラザを開設して社会との連携を強化している。

老朽化によって整備が急がれた学寮については、キャンパス整備委員会の下に教育寮・国際寮としての基本方針を確認しつつ建築業者と設計を進め、旧寮建物を取り壊しながら新寮建物の建築を進めて在寮学生の寮生活の継続を確保しつつ、居住棟2棟(もみじ寮・さくら寮、いずれも学生公募により命名)がそれぞれ 2018 年3月及び5月に完成して供用を開始し、食堂・事務管理棟の中央棟が 2019 年6月に竣工した(根拠資料 8-6、8-7)。新学寮は、個室8室とキッチン・トイレのシェアスペースを1ユニットとする全 44 ユニットから構成され、留学生を交え各学年の学生

がシェアハウスのように日常生活を共に過ごす設計になっている。その他ジムや防音室、学習スペース等を備え、プライバシーを守り共同生活と両立させる国際寮のコンセプトを実現している。学寮の収容定員も旧寮の 250 人から 350 人となり、概ね入寮を希望する学生全員の受け容れを実現している(根拠資料 8-8【ウェブ】)。

また、このキャンパス整備事業(第1フェーズ)に、バリアフリー対策として南門アクセス改善工事の計画を追加し実施した。南門からキャンパス内に入る階段については、高低差が大きく急傾斜の階段が続くためかねてよりバリアフリー対策の検討が課題となっていたもので、今回の整備事業では、南門入口脇に建物附属施設としてエレベーター棟を建て1台のエレベーターを設置して、階段を回避して上層の平坦部まで登れるバリアフリーアクセスを実現した。

上記整備事業のほか、防災対策としてマリアンホールの耐震補強を伴う改修整備や自家発電装置の設置と一部教室の改修整備等を行い、2019 年9月の南門アクセス改善工事の完成をもって終了するまでキャンパス整備事業の一部が急速に進むこととなった(根拠資料 8-9、8-10、8-11、8-12)。当面は第1フェーズに係る借入金返済等財務面への影響が大きく残るため暫くは調整期間となる見込みながら、借入金完済後には財務状況を確認のうえ今後の計画を検討する見込みである(根拠資料 8-13)。今後も財務運営状況を確認しつつ老朽狭隘化した施設・設備について中長期的な計画のもとに改築改修を進める方針としている。

本学のバリアフリー対応については、上記の南門アクセス改善工事の完成により、キャンパスのいずれの門からも車椅子等による入構が可能となった(ただし、北門からは急勾配の長い坂道となっているため、介助のないアクセスは困難)。また、各校舎等建物については、建築年代が古いことから、建物入口や校舎棟等の接続部、渡り廊下との出入口部分等に段差が多い構造となっているが、一部の建物入口等を除き、段差のある個所には車椅子等の段差解消スロープを設置しており、エレベーターを使用すれば車椅子でもほとんどすべての箇所にアクセスができるよう措置している。学寮建物及び4号館建物はバリアフリー対応となっている。このほか、1号館(1階・2階)、3号館(1階)、4号館(1階)には車椅子で利用可能なトイレを設置している。これらの障がいのある方へのキャンパスへのアプローチは大学公式 WEB サイトでも公開している(根拠資料 8-14【ウェブ】)。

キャンパスにおいて聖堂は本学の精神的中心となる建物であり、毎週木曜日に学生ミサが行われるほか、行事のときを除き、常に祈りの場として開放されている。校舎内は清潔・静穏な環境を保ち、随所に聖画や大学からのメッセージが掲示され、また、希望する学生には個人ロッカーも備えられている。各学科には学生研究室、大学院学生研究室が完備され、また、食堂を含めて学内全域がインターネット環境となっている。2013 年度に全面改修・整備されたクリエイティブ・ラーニングルーム(通称「レクリエーションルーム」)は、各席に PC 電源を備え、学生が個人でもグループでも自由に自学自習に活用できるスペースとして積極的に活用されている。

既存の施設・設備の維持・管理については、前述した中長期的なキャンパス整備計画との整合性に留意しつつ、教室並びに校内の環境整備、及び環境負荷低減の観点から、総務課が中心となって策定する各年度の事業計画分のほか、設備等の経年劣化への対応も含めて必要かつ緊急な改修・補修工事を実施している。

このうち、学内の歴史的建造物(後述)は学生の課外活動等に活用されており、安全確保の観点から、耐震補強工事を実施済みで、本構造物も含めてキャンパス校舎等の耐震化率は 100% となっている(根拠資料 8-15)。

施設の維持・管理と併せて、学内のネットワーク環境の整備や情報通信機器等の設置を次のように計画的に進めている。

- ①学長裁定、経営会議のもと情報化推進会議を設置し、経営会議と一体になって機動性のある対応に注力している(2017年～)(根拠資料 8-16)。
- ②職員の事務用ノートPCの入替を実施した(2019年)。
- ③BCP対応としてデータセンターハウジングの利用を開始した(2019年)。
- ④SINET(学術情報ネットワーク)に加入した(2019年)。さらにネットワークの増強・増速を目的に10G化を実施した(2022年)(根拠資料 8-17)。

また、2016年に教学支援システム(愛称「Sophie(ソフィー)」)を導入した。導入にあたって利用部署を横断したワーキンググループを立ち上げ、各部署のニーズを汲み取り、検討を重ねた。旧来より利用していた事務システムに加え、教職員・学生のためのポータルサイトを新たに整備し、履修登録等、各種手続のオンライン化や、必要なときにいつでも情報にアクセスできる環境を整えた(根拠資料 8-18、8-19)。

コロナ禍への対応としては、2014年にメールシステム等のクラウド移行を完了しており、クラウド環境下での授業実施と業務が可能な状況であったため、第4章でも記載の通り、速やかにオンライン授業に切り替えることができ、教育・研究活動の継続が保たれた。

また2020年度は、文部科学省の補助金事業「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」に係る国庫補助事業(「遠隔授業活用推進事業」)より2回にわたる助成を受けて次のような遠隔授業実施のための設備及び体制整備を実施した(根拠資料 8-20)。

- ①学内2か所に遠隔授業実施用スタジオを整備した。動画撮影用カメラを3台設置、教卓のスイッチ操作により切り替え、遠近ズーム機能等を使用することで映像配信、動画作成を可能とした。2か所のスタジオは用途別に利用案内しており、イベント等での活用が進んでいる(根拠資料 8-21)。
- ②オンライン授業でのよりアクティブな授業実施を目指して、従来から使用している GoogleMeet に加え、2020年後期より Zoom ライセンスの提供を開始した。
- ③遠隔授業受講のための環境が確保できない学生向けに貸出用 PC40 台を購入した。さらに貸出用モバイルルーター10台をレンタル契約し、2021年度後期末まで貸出を行った。
- ④2回目の助成により、2021年度からのハイブリッド授業(対面授業と中継によるオンラインでの授業参加を並行実施する授業方法)のための中継用カメラ及びスピーカーフォンを25教室分設置した(根拠資料 8-22)。

コロナ禍対応以降、学生の BYOD 化(自分のデバイスを持ち込む)が急速に進んでおり、個人所有端末の利用を前提としたより効果的な学習環境の整備に着手している。

- ①教学支援システム Sophie を2022年8月にリニューアルし、ポータルサイトの刷新や新たな機能を追加している。利便性の一層の向上と教員・職員の業務効率化への寄与が期待されている。
- ②より安定したネットワーク環境の提供を目指し、2023年度での無線 LAN 拡充を目的としたプロジェクトを2022年に立ち上げる計画である。

キャンパス内の施設・設備等の安全・衛生確保については、防火・防災対策を所管する総務課及び衛生委員会が主体となって、定例的に実施する避難・防災訓練、学内巡視等を通じて学生、教職員の意識向上と運用状況の改善、体制の強化に努めている。このうち、防災対策に関しては、2013年度に施行された東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、防災管理規程を改正し、帰宅困難者対策の関連条項を追加すると共に、本学独自に発行している『防災手帳』を同条例の趣旨に沿って改訂した。また『防災マニュアル』を整備すると共に大規模災害時発生時までを想定した自衛消防隊を編成して、キャンパス内での災害対応と学生及び教職員、関係者の安全を確保する体制を整備している(根拠資料 8-23、8-24、8-25)。

さらに、地元の広尾町会との合同避難訓練や、広域避難場所としての地域住民の受け入れに関する想定訓練等を通じて、防災対策における地域連携への取り組みも強化している。

また、月次の衛生委員会を通じて、安全・衛生確保の観点から啓発セミナー開催等の施策を実施しており、感染症対策の面からも、手指消毒液や防虫剤を学内各所に配置するなどして注意を喚起している。さらに警備、巡視の体制には十分配慮しており、学生及び教職員等が安心して過ごせる学内環境を実現している(根拠資料 1-2(1-10-5))。

本学キャンパスの前身である旧久邇宮家の御常御殿(通称パレス)及び正門、正面玄関車寄せ(通称クニハウス)については、2017年10月に重要文化財として指定されており、将来に遺すべき伝統的建築物として管理、補修等を行っている(根拠資料 8-26【ウェブ】)。

保存建物の活用については、パレス1階の一部は学生の課外活動の場として常時使用され、また期間を設けて学外者にも開放し、マスコミ等の取材にも応えている。またクニハウスについては、大学史資料の展示場所として整備し、オープンキャンパスや大学祭等の機会に本学の伝統的な教育活動を対外的に発信する場として活用している。大学史資料の整理編纂・保存については、将来の活用も目指して2012年度に立ち上げたワーキンググループが1998年に刊行した『聖心女子大学 1916～1948～1998』(聖心女子大学 50年史)に使用された資料の整理を中心に、学内各所に保管されていた大学史に関する資料の整理を行ってきた。2022年度には、大学アーカイブズ準備室(仮称)を設置して、本格的な大学史資料の整理編纂、資料のデジタル化に着手した(根拠資料 8-27)。また、大学同窓会(宮代会)に対しても継続的に資料の寄贈を呼びかけ、卒業生からは数多くの貴重な資料が寄贈されている。

学内の情報倫理に関する取り組みとして、学生に対しては次のような取り組みで情報セキュリティや情報倫理について理解を促している。

- ①毎年1年生向けに情報環境ガイダンスを実施している(根拠資料 8-28)。
- ②情報活用演習授業を2021年まで開講していた(根拠資料 8-29)。
- ③AI・データサイエンス授業を新たに2022年に開講した(根拠資料 8-30)。

さらに教職員向けの取り組みとして、各部署・学科に配置した情報連絡担当者向けの研修を毎年実施し、情報セキュリティや情報倫理に関する最新のコンテンツを提供することで、所属する教職員に対する一定の情報セキュリティ・ガバナンスが効く体制を構築している(根拠資料 8-31)。

また教育・研究機関としての社会的責任を果たすためには情報資産を重要な資産として保護・管理することが必要となる。2022年8月時点で策定中の「学校法人聖心女子学院情報セキュリティポリシー」を受けて「聖心女子大学情報セキュリティポリシー」の策定及び教職員に対する研修を2023年度中に実施する計画である。

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、本学ではキャンパスへの入構制限措置を実施してきた。その後、東京都における感染状況に鑑みながら段階的に制限を緩和し、感染拡大に最大限配慮しながら教育の質の担保に積極的に取り組んだ。具体的には、オンライン授業対応システムの整備、教員への支援体制の確立、オンライン授業受講環境の整備等が挙げられる。オンライン授業対応システムの整備については、全学的に導入済みであった「Google」を利用し、教学支援システム「Sophie」との連携を行うことでオンライン環境下における円滑なカリキュラム運営を支援した。教員への支援体制の確立については、支援スタッフの拡充を行った。オンライン授業受講環境の整備については、キャンパス入構制限緩和後、PC教室、オンライン授業受講のための教室を開放し、学生がキャンパス内でオンライン授業を受講するための環境を整えた。そのほか、各施設におけるアルコール消毒液の設置、PCやキーボードの清掃等を徹底した。以上のとおり、教員の教育研究活動を支援するための環境を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

**【評価の視点】**

○ 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

○ 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

**【図書資料の整備と図書利用環境の整備】**

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館、学術情報サービスは全般にわたり「教育研究等環境の整備に関する方針」に則り、各種規程を整備し、運用されている(根拠資料 8-32【ウェブ】)。「図書館資料の収集方針」「聖心女子大学図書館管理規程」「聖心女子大学図書館利用規程」に基づき、学部8学科2専攻及び大学院修士・博士前期課程6専攻、博士後期課程3専攻の学問諸分野の図書資料、学術雑誌、オンライン・ジャーナルを体系的に収集・提供している(根拠資料 8-33)。冊子体からオンライン・ジャーナルへの移行を積極的に継続し、学科全分野に有益な“ProQuestCentral”をはじめ特定分野で専門性の高いデータベースを含む約 30 種のデータベースの契約を維持し、電子ブックについても英語読本多読用リーダーを中心とする約 400 タイトルの契約を継続している(根拠資料 8-34【ウェブ】、8-35【ウェブ】)。電子資料契約にあたっては大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)に加入し(会員館番号 235)、安定的・継続的な学術情報の確保をめざしている(根拠資料 8-36【ウェブ】)。

機関リポジトリについては、2012 年度より JAIROCloud(機関リポジトリ環境提供サービス)を利用して運用を開始し『聖心女子大学論叢』『聖心女子大学大学院論集』『宗教と文化』、博士論文等、本学の学術成果を公開し、コンテンツの充実に努めている(根拠資料 8-37【ウェブ】)。『聖心女子大学論叢』については 2021 年度に全バックナンバーのデジタル化を終え、2022 年度はリポジトリ登録作業を進めている。論文公開に際しては、論文執筆と著作権について、文献引用方法や剽窃等不正行為禁止に関する事項を中心に解説した小冊子『大学院学生のための著作権ガイドブック』(2023 年 2 月第五版)を整備し、著作権の遵守を喚起している(根拠資料 4-33)。また、特殊文庫・貴重書を中心に本学所蔵資料の電子化を継続的に行っている(根拠資料 8-38【ウェブ】)。

・ 学術情報へのアクセスに関する対応

情報検索システム機能を整備し、図書・雑誌の所蔵情報は、本学蔵書目録「TERESA-OPAC」により、電子資料情報は図書館公式 WEB サイトにて公開している(根拠資料 8-39【ウェブ】)。本学教員・学生等は図書館公式 WEB サイトの個人専用ページである「MyLibrary」より、学外からでも学内環境と同様の横断検索、データベースの利活用等が可能である(根拠資料 8-40【ウェブ】)。国立国会図書館デジタル化資料送信サービスも活用し、利便性を向上させている(根拠資料 8-41【ウェブ】)。また、利用者からの相談や要望、各種申込はすべてオンラインで行える体制を整えるとともに 2016 年度より、教員がオンラインにて購入希望図書を依頼できるシステムを導入している(根拠資料 8-42)。



毎年の実施が定着している初年次生対象授業「基礎課程演習」全 28 クラス、英語英文学科2年次生必修 AcademicWriting 受講生対象資料検索ガイダンスをはじめ、2021 年度は、人間関係学科全2年次生対象情報検索ガイダンス、国際交流学科フランス文化演習ゼミ、国際文化協力ゼミ、人間関係学科2年次社会調査実習クラス等、学科や授業単位、グループ・個人からの申込みに対しても図書館が主体となって毎年ガイダンスを実施している(根拠資料8-43)。学生へのアンケート結果は学内で公表し、また結果を分析し次回ガイダンスに反映させている(根拠資料 8-44)。加えて、2010 年度より学部入学手続者に対し、入学前の入館・貸出サービスを提供しており、2017 年度には対象を大学院入学手続き完了者に拡大、2020 年度からは対象範囲をさらに広げ、学部・大学院合格者に対し入学前の入館・貸出サービスを提供している(根拠資料 8-45)。

#### ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

開館に関しては、学期中は平日 8:45～20:00、土曜 8:45～17:00、夏期・春期等は平日 10:00～18:00 としている。祝日授業やオープンキャンパスに対応した日曜・祝日は開館とし、試験期間前の閉館時刻は通常より1時間延長し 21:00 までとしている。学生数に対し十分な座席数(2019 年度 340 席。コロナ禍対応のため 2022 年度は 294 席)を確保し、閲覧室及び書庫内に無線・無線 LAN(学内 Wi-Fi)によるインターネット接続環境を整え、据置き PC20 台に加え貸出用 PC10 台を用意している。小規模ながらラーニング・コモンズを設置し、学生が学修・研究できる環境を整えている。

学生に図書館に親しみを持ってもらう取り組みとして、例年「教員のオススメ本」を中心とした蔵書の展示を実施、2018 年、2019 年には上級生による下級生への学習指導を大学院学生と協働企画した(根拠資料 8-46【ウェブ】)。また、学部学生・大学院学生による選書ツアー及び本を紹介する POP 制作・展示を実施するとともに、書店で開催された「女子大学合同企画展示」にも参加した(根拠資料 8-47【ウェブ】)。2019 年度第6回図書館展示「追悼展示 中村哲氏執筆本等」は朝日新聞社の取材を受け、朝日新聞にて紹介されるとともに新聞各紙の WEB 版に掲載された(根拠資料 8-48)。

以上、様々な側面から学習をサポートする環境整備・企画・取り組みを行い、それらの情報を図書館公式 SNS (facebook、twitter、Instagram)を活用し発信している。

#### ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

情報検索システムについては計画的に更新を行い、国内外の学術情報収集機能を強化するとともに、国立情報学研究所の提供する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に加入し(機関コード:KI002180)、他大学機関との相互利用サービスを維持している。

日本カトリック大学・短期大学連盟図書館協議会日本カトリック大学連盟加盟大学図書館(18館)の相互協定を結んでいるほか、「渋谷区内大学・短期大学図書館相互利用パートナーシップ(渋谷区4大学図書館相互利用制度)」加盟大学(日本赤十字看護大学図書館、実践女子大学・実践女子短期大学図書館、帝京短期大学図書館)(2015 年施行)、東京女子大学図書館(2016 年施行)、加えて 2018 年度より、成城大学図書館、青山学院大学図書館、学習院大学図書館、渋谷区4大学包括協定による図書館(國學院大學図書館、実践女子大学・実践女子短期大学図書館、青山学院大学図書館)の各相互利用制度協定を結ぶことで学生証・教職員証の提示による入館利用が可能となっている(根拠資料 8-49)。

### 【図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

館長は専任教員が兼任、図書館スタッフ8名(うち専任職員2名、非常勤職員1名は司書資格を保有)の体制で対応している。実務全般に加え、新たな知識と見識を得るために国立情報学研究所、私立大学図書館協会等の主催する学外研修等(コロナ禍ではオンライン研修)へ積極的に参加する一方、図書館に配属された一般職員には司書資格取得を奨励している。図書館職員は、ガイダンス内容の開発・改善や実施を教員と協力して企画することに加え、授業内での図書館ガイダンスを直接担当することが定着しており、前述の、初年次教育の中核的授業である「基礎課程演習」全クラスをはじめとする各種ガイダンスに対応している。近年は特に、2023年の本学創立75周年に向けて、機関リポジトリ構築への館員の積極的な取り組み等を通し、本学の学術研究の発展に資するとともに、オープンサイエンス推進に努め、社会に貢献する事業を進めている。

### 【客観的評価指標】

図書館では事業計画・報告、各種統計等について図書館公式WEBサイトにて広く情報公開を行っている(根拠資料8-50【ウェブ】)。加えて、大学改革・学修環境の充実という観点から、持続可能な図書館運用体制の継続と将来計画作成に役立てるために、図書館における客観的評価指標の作成を2022年度に開始した。今後、指標の数値(定量的評価指標)・評価(定性的評価指標)は毎年度点検を行い、事業計画・報告の根拠資料とする予定である。評価指標の作成は、図書館活動のパフォーマンスを測定する材料とし、活動の成果を評価するための体系的・継続的なプログラムを持つことを目的としている(根拠資料8-51)。

### 【コロナ禍対応】

図書館長、図書館管理職は「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」対策本部に加わっており、図書館公式WEBサイト「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴う図書館の対応:最新情報」として対応を取りまとめ、その中で「図書館新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」を公表し、コロナ禍での学修・研究の機会確保のための姿勢を明示するとともに「新しい日常」動画等を通して継続的に利用者への注意喚起を行っている(根拠資料8-52【ウェブ】)。

2020年4月より、緊急事態宣言発令状況及び本学の活動制限基準に即し、コロナ禍対策としての各種利用状況の統計を開始し、随時図書館委員会及び上記対策本部に報告し、感染症感染拡大状況を注視しつつ、安心・安全な学習の機会を提供し続ける工夫を継続している(根拠資料8-53)。

具体的には、開館日程・時間等の調整、三密回避のための座席数削減(2019年度340席から2022年度294席へ)、カウンターやテーブルの間仕切り設置、換気の徹底に努めている。利用者に対しては入館時の検温、マスク着用、資料利用前後の手洗い・手指消毒の励行を呼びかけ、返却図書についてはウイルス不活性化に向け一定時間おいてから配架する等の対応も継続している。図書館内の約20席を、オンライン授業受講可能なスペースとして学生に提供し、学修への利便性の向上を図っている。送料・大学負担により郵送による資料貸出・返却、メール等による利用者からのオンラインレファレンスにも迅速に対応している(根拠資料8-54【ウェブ】)。

加えて、情報リテラシー教育の停滞を防ぐために、図書館公式WEBサイト「学部新入生応援学習サポートページ」(根拠資料8-55【ウェブ】)での図書館利用ガイダンス動画のオンデマンド配信をはじめ、ガイダンス類の対面実施が困難となった場合も想定しつつ準備し、前述の各種ガイダンスを、2020年度はオンライン形式で、2021年度はオンライン形式・ハイブリッド形式・対面形

式にて実施し、好評を得た。オンラインデータベースの利活用を中心にガイダンスを行った成果もあり、2021年度はジャパンレッジの利用率が前年度比約1.47倍、LiteratureOnlineのフルテキスト表示数が年度比約2.5倍、PsycARTICLESのフルテキスト表示回数が約9倍、その他のデータベースも利用の増加傾向が見られた。(根拠資料8-56)。

なお、2022年度の基礎課程演習図書館ガイダンスについてはすべて対面で実施し、当該ガイダンス内での、3年ぶりとなった図書館内ツアーも少人数ずつの案内を徹底し、参加学生より好評であった。2020年度の本学図書館の取り組みについては「聖心女子大学図書館オンラインによるガイダンスの事例報告：非来館でどこまでできるか」として『図書館雑誌』(日本図書館協会刊行)2020年11月号(114巻11号)「特集：新型コロナウイルス流行下における大学図書館の非来館型サービス」に掲載された(根拠資料8-57)。また、文部科学省からの、大学等における授業の実施方針に関する調査等の回答にも協力している。

一方で、大学院学生によるコンシェルジュ、学生サポーター、対面実施の学生との共同企画等の取り組みは2020年度以降休止中であるが、コロナ禍での試みとして学生によるオンライン選書とPOP製作、その結果の館内掲示や図書館公式WEBサイトでの告知によるオンライン投票の実施等、新たな可能性を探りつつある。なお、企画展示については、2021年度は『『潜伏キリシタン図譜』刊行記念 図書館展示 潜伏キリシタンと排耶書』を開催した。2016年に開始したUSH古本募金寄附事業はコロナ禍でも実施を継続している(根拠資料8-58)。2022年度は「図書館消費電力節減の取り組み」を2019年度以来3年ぶりに実施した。

なお、2011年に開始した高校生への図書館開放等は2020年度以来休止中であるが、他大学との相互利用制度については、協定先大学から事前連絡を受けることで閲覧利用等の実施を継続中である(根拠資料8-59)。

#### ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 【評価の視点】

##### ○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

##### 【教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。】

研究環境に関しては、研究者の教育研究の質向上と研究活動の活性化を図るため、教員の研究専念時間、研究費、個人研究室、サバティカル制度、その他必要な教育研究支援体制の確保に努めるとともに、学術研究に対する社会の要請と信頼に応じて、それぞれの研究者が高い研究倫理を保持しつつ、十分に能力を発揮し成長することができるよう、研究環境の充実を図ることなどを本学の基本方針としている(根拠資料8-1)。

研究費の支出に関しては、教員の研究費助成の観点から、専任教員に対して一定額の研究費のほか、上限額の範囲内で研究用図書購入費を支給している。さらに、一定の基準に沿って、

学会・調査研究費、在外研究費、研究諸経費を支給するほか、所定の審査に基づく共同研究、出版助成の費用補助制度がある(根拠資料 1-2(5-4-1)、(5-5-1))。

科研費等の外部資金の獲得に関しては、USH-Cloud に各種助成公募情報を掲載するとともに、随時メール等での情報提供を併せて行っている。また、応募・申請支援のため、参考図書の充実を図り、研究者向けに情報提供を行っている(根拠資料 8-60、8-61)。

採択となり受け入れた公的研究費の適正執行に関しては、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(2021年2月)に基づき、

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm))「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」等の学内規程を定めているほか、科学研究費助成事業(科研費)執行マニュアル(根拠資料 8-62)を毎年度作成し、公的研究費の受給研究者全員及び関係事務部署に配付して学内事務ルールの周知・徹底を図っている(根拠資料 1-2(5-9-1)、(5-9-2))。以上の取り組みにより、公的研究費の不正使用の未然防止を図るとともに、これまでに不正の発生事例はないが、万が一発生した場合にも適切に対処できる体制を整備している。

公的研究費の受給研究者については、2021年度の例で延べ約100件を数える研究課題の代表者・分担者一人ひとりに対して、事務担当者が小規模大学のメリットを生かしたきめ細かな対応をしており、円滑な事務運営を行うとともに、外部資金獲得に向けた情報提供や応募書類の精細なチェックその他の各種支援を継続している。また、2015年度より本学独自に設定している学内公募型競争的プロジェクトとして、「教育改革等推進経費」の募集を開始した。専任教員と専任職員が、協働して教育内容や教育方法等に関する新たな取り組みを探索し、中期目標・中期計画の実現に向けた活動を支援し、もって本学全体の教育改革・改善に資する取り組みに対して補助を行うものとしている。採択件数としては、2015～2020年度、各1件となっている(根拠資料 8-63、8-64)。

教育研究等を支援するICTの推進については、学内すべてに無線LANも含めてインターネット環境を整備し、PCを多用する学科にはPC教室(コンピュータ室、学習支援センター、マルチメディア実習室など)を整備している。また、全学利用施設であるメディア学習支援センター(Multimedia Center for Active Learning)の整備については2009年度から取り組んできたが、語学自習室、PCオープン利用室、プレゼンテーションやグループワーク室があり、個人使用のPCを整備し、ネットワークを介して学習に活用できるように改めている。この他、学科、専攻の教育課程、教育方法に応じて、実験室・観察室・面接室(心理学科)、教科実習室・ワークショップルーム・ピアノ練習室(教育学科)、実験観察室・社会福祉実習室(人間関係学科)などを整備している。

研究専念時間に関しては、「聖心女子大学研修年適用規程」に基づいた研修年制度が運用されている。原則として全教員に10年目(初回は7年目)ごとに1年間の研修年取得が認められており、研究活動に専念できる時間と、所要経費の補助体制が十分に確保されている(根拠資料 1-2(5-1-1))。また、各学科、専攻研究室に学科、専攻の庶務的事務処理に従事する副手を配置し、教員が研究に専念できる支援体制とともに、専任教員に対しては、基本的な備品を備えた個人研究室が整備されている。

ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等に関しては、教育研究活動に対する支援であるとともに若手研究者の育成にも資する制度として、その支援事務を含め引き続ききめ細かな推進と充実化を図っている。

TAについては、2018年度21名、2019年度17名、2020年度18名、2021年度25名、RAについては2018年度7名、2019年度11名、2020年度7名、2021年度7名となっており、制度的な

定着が認められる。TA、RA が若手研究者の育成という側面を持つことを重視し、しっかりとした授業計画、または研究計画を作成して質を担保し、その中での TA・RA の役割等を明確化するとともに終了報告書を提出させるなどして、教育的配慮に基づき、折にふれて各学生の自覚を促すように努めている(根拠資料 1-2(1-8-2)、(1-8-3))。また、学内手続き(申請書式等)(根拠資料 8-65)の見直し整備や日本学術振興会特別研究員制度への申請等の支援についても継続的に行っている。

コロナ禍において、科研費等外部資金及びティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の申請業務等については、メールでの手続き、根拠資料のドライブ活用、押印の省略など学内手続きの簡素化に努めている。

第4章記載の通り、オンライン授業やオンデマンド授業の実施にあたっては、2020年3月に教職協働でのオンライン授業等検討作業ワーキンググループが設置され、Web 会議システムの利用マニュアルや、オンラインまたはオンデマンドでの授業の進め方の手引き等を随時提供し、現在も教育研究活動のためのサポートを継続している。また、特に学内でのハイブリッド型授業の実施に際しては講習会の実施、ICT サポートを行う授業支援員による教室巡回や相談対応等、教員への技術的な支援体制を整備し活用されている(根拠資料 8-66)。

#### ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

##### 【評価の視点】

##### ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

##### ・規程の整備

・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)

##### ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学が「聖心女子大学の理念」に基づいて行う学術研究の信頼性と公正性を確保し、健全な研究活動が展開されることを目的として、研究活動の倫理に関し大学構成員が遵守すべき基本的な方針を「聖心女子大学研究倫理指針」(根拠資料 1-2(5-11-1))として定めている。また、同方針に基づき、関連規程等が整備されている。具体的には、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「『人を対象とする研究』ガイドライン」「研究倫理委員会規程」及び「研究倫理細則」などである(根拠資料 1-2(5-11-2)、(5-11-4)、(5-11-5)、根拠資料 8-67)。

「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(根拠資料 1-2(5-11-3))では、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm))に従い、本学の研究活動における不正行為の防止策や不正が生じた場合の対応等を定めている。その中で、最高管理責任者を学長、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を副学長(評価・広報担当)とし、研究倫理教育についての責任を明らかにするとともに、全ての研究者等に研究倫理教育の受講を義務付けている。同規程において「研究者等」とは、「本学において研究活動に従事する教職員、研究員及びそれらの者の研究に協力する者並びに本学の施設・設備・研究費等を利用する者」であり、「学生及び研究生であっても研究にかかわる場合は(中略)規程の対象とする」と規定されている。

研究倫理教育については、隔年で研究倫理研修会を開催し、本学の専任教員、研究員、その他の公的研究費受給研究者等、対象者全員の受講を必須としている(録画データによる後日受

講を含む)。新たに採用された専任教員及び大学院学生等の未受講者に対しては、研究倫理教育責任者により研修会の録画データの視聴を促すとともに、日本学術振興会が行っている研究倫理 e-ラーニングを受講させることで、対象者のうち研究倫理教育を全く受けていない者は皆無という体制を維持している(根拠資料 8-68)。

『人を対象とする研究』ガイドライン」「研究倫理委員会規程」及び「研究倫理細則」では、研究倫理委員会を中心とする本学の学内研究倫理審査体制について定めている。すなわち、審査対象となる研究について、当該研究を実施しようとする者(専任教員、大学院学生等)が申請をし、各学科の研究倫理審査会による審査等を経て、最終的に全8学科から1名ずつの委員ほかにより構成される研究倫理委員会がその妥当性を審査・了承するという体制であり、2019～2021 年度の平均では年間約 30 件の研究について倫理審査・了承が行われている。

この研究倫理審査において、申請者は最初に所定の『人を対象とする研究』に関するチェックリストを用い、自身の研究計画が倫理的に適切なものであるかどうかのチェックを行い、申請書に添付することとなっている。同チェックリストは専任教員及び大学院学生向けのものであるが、2021 年度にはこれに加えて、学部の学生及びその指導教員向けに研究倫理上の問題点や注意すべき点、研究の適切な進め方等を平易に解説したガイドライン及びチェックリストを研究倫理委員会にて作成し、USH-Cloud に掲載・公開した。これにより、学部段階で行われる調査や研究活動についても、学生自らがチェックを行い、教員の指導・了承を受ける体制が整った。

コロナ禍における研究倫理審査においても、メールでの手続き、根拠資料のドライブ活用、押印の省略など学内手続きの簡素化に努めている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 【教育研究等環境の適切性の検証、改善・向上】

本学の教育研究組織の適切性の検証については、「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020 年度～2024 年度)」を策定し、教育研究等環境の適切性の検証については、全学評価委員会の委員である各センター長及び事務局の各部次課長が、中長期計画の年度報告を作成するにあたり、現状、課題を抽出し検証を行っている。また、本学の校地、校舎、施設・設備については、事務局長を中心に管理部にて検証することとし、情報機器、情報ネットワーク等については、情報化推進会議の下で、事務局である情報企画推進課が検証を行っている。全学評価委員会の下で行っている自己点検・評価活動により、適切性の検証を行っている。なお、具体的な活動としては、例えば、教育環境の整備については、各教育施設の利用状況調査、教務課に各研究室から届く教室整備に関する要望を取りまとめ、総務課へ提出して整備の優先順位決定の資料とする等を通じて適切性の検証を行っている(根拠資料 8-69)。

従来から研究活動の推進等に係る業務は、企画部企画課を中心に行ってきたが、内外の研究環境は日々変化・進化する中から、研究支援をさらに充実させるためには、研究倫理や研究活動における社会的責任への教職員・学生等の理解を不断に更新し、深めていく必要がある。これを踏まえ、継続的に関係部署とも連携して支援の充実、研究倫理の遵守に係る仕組み、規程の整備を図っている。

なお、前回認証評価時に大学基準協会の大学評価結果「9. 管理運営・財務(1)管理運営<概評>」において、「内部監査については、独立した監査部門設置を見据え、まずは内部職員による個別監査実施のための手順を検討・策定することとし、早期に独立部門への移行を目指しているため、今後の成果に期待したい。」との助言を受けていた。これを受けて、2018年に監査室を設置し、内部監査体制を整え、現在規程に基づく内部監査を実施している

以上のとおり、教育研究等環境の適切性については、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

## 8.2 長所・特色

教育研究環境の整備は、本学の教育理念の実質化を進める基盤となるため、前記の「教育研究等環境に関する方針」に従い、これまで着実に計画を実行してきた。2016年2月に本学は財務省の公共入札で広尾駅の至近場所に所在する旧 JICA の土地建物を取得した。これに伴い「校舎、施設・設備」に関するキャンパス整備委員会をキャンパス整備検討会から改組して設置し、新たに取得した JICA 跡地を新校舎4号館として改修整備するとともに、老朽化が進み居住環境が劣化していた学寮の新築(旧学寮の取り壊し)及びマリアンホールの耐震補強を伴う改修整備、自家発電装置の設置や一部教室の改修整備等をキャンパス整備事業(第1フェーズ)として立ち上げ、2019年9月の南門アクセス改善工事(エレベーターの設置を含む)の完成をもって終了するまでキャンパス整備事業の一部が急速に進むこととなった。一方で2013年度に設置されたキャンパス整備検討会において検討を進めた中長期的な観点からのキャンパス整備計画の大枠については引き続き検討を進めていく。また、個別の事情によって整備が急がれる施設・設備に関しては、これまでの検討内容との整合性を図りつつ、優先度を見極めた対応を進めている。こうした「教育研究等環境の整備に関する方針」に則った整備プロセスは、老朽化対応や省エネルギー対応として都度単年度の予算枠に基づき策定する事業計画に比し、より計画的で効率的な整備を可能とし、実際に実施出来ている。

キャンパス・アメニティの形成については、取得した JICA 跡地を新校舎4号館として改修整備し、同時に新設したグローバル共生研究所のもとに聖心グローバルプラザと命名して展示スペース Be\*hive を開設し、大学及び学生が積極的に学内外に発信し交流する場を提供している。また、キャンパス内の学寮の新築(旧学寮の取り壊し)により学寮の収容定員が250名から350名に拡大したことで、より多くの地方出身学生や留学生に安全に共同生活を送ることができる住環境の提供を実現した。その他、大学の象徴であるマリアンホールの耐震補強を伴う改修整備、自家発電装置の設置や一部教室の改修等安全で学生が安心して学修できる教育環境整備が進められてきた。

また、「教育研究等環境の整備に関する方針」に則った整備プロセスでは、CO<sub>2</sub>削減等の地球環境に配慮することとしており、環境負荷の低減施策については、2021年8月から本学で使用する都市ガス全量にカーボンニュートラル都市ガスを導入し、9月からは4号館で消費する電力について100%再生可能エネルギー電力(非 FIT 非化石証書付電力)を導入した。これに伴う CO<sub>2</sub>削減量は、カーボンニュートラル都市ガスにおいて289t、100%再生可能エネルギー電力において184tとなり、合わせて2018年比で473t、23.4%の CO<sub>2</sub>削減を達成できた(根拠資料8-70)。

学生会館(パレス)をはじめとした学内の歴史的建造物については、施設としての機能を適切に維持するとともに、学生等による自校史理解の増進に留まらず、学内行事に際しての施設見学や史資料展示等の、学外にも開かれた形での記念施設・保存建物の有効活用を実現している。

図書館では、少人数教育ならではのきめ細かな指導の一環として、学術情報へのアクセスに関し、初年次生全員に対する図書館ガイダンスを継続実施している。また、大学改革・学修環境の充実という観点から、持続可能な図書館運用体制の継続と将来計画作成に役立てるために、図書館における客観的評価指標の作成を 2022 年度に開始した。今後、指標の数値(定量的評価指標)・評価(定性的評価指標)は毎年度点検を行い、事業計画・報告の根拠資料として活用する。

教員の研修年制度が研究活動や国際交流の活性化に貢献しており、科研費に応募する研究者も増加傾向にある。また、大学院学生に対し、TA 及び RA が実効性のある制度として定着化しているので、教育研究活動に対する支援という側面をもつとともに、若手研究者の育成にも資する TA、RA 制度となるよう制度運営の趣旨を周知していく。科研費に応募する研究者が増加傾向にあるので、参考図書購入など啓発活動、情報提供を継続する。研究倫理体制についても、学部学生や客員研究員も含めた実施経験をもとに、さらなる改善を図っている。

### 8.3 問題点

「聖心女子大学情報セキュリティポリシー」の制定が急務である。教育研究活動の維持に支障をきたさないように、事務部署間で連携して準備にかからなければならないと認識している。

また、キャンパス整備については継続して検討が必要であるが、当面は第1フェーズに係る借入金返済等財務面への影響が大きく残るため暫くは調整期間となる見込みである。しかしながら、借入金完済後には財務状況を確認のうえ今後の計画を検討する予定である。今後も財務運営状況を確認しつつ老朽狭隘化した施設・設備について中長期的な計画のもとに改築改修を進める算段である。

教育研究等を支援する ICT の推進については、学内のインターネット環境を無線 LAN も含めて整備するとともに、有線 LAN に接続する学生用 PC を一元的に共通仕様として配備した PC 教室の整備を進めてきたが、コロナ禍をきっかけに学生が個人所有の PC を持参してオンライン授業を学内の Wi-Fi 環境のもとで受講する流れが促進されていることから、BYOD を推奨する方向性も併せて考慮する必要がある。

### 8.4 全体のまとめ

「教育研究等環境の整備に関する方針」を大学公式 WEB サイトに公開して学内外に周知を図っている。校舎や施設・設備については、この方針に沿って設置されたキャンパス整備検討会で検討された中長期的な整備方針を基本に、今後のキャンパス整備計画の大枠のなかで様々な検討を進めている。校地・校舎、施設・設備に関してはそれぞれ基準を満たしており、キャンパス・アメニティ、歴史的建造物を含め維持・管理、保守・点検等は適切に行われている。教育研究等を支援する ICT の推進については、学内すべてにインターネット環境を無線 LAN も含めて整備し、PC 教室も整備している。

図書館は、従来から求められている図書館機能に加えて、学習支援や教育研究にいかに関与するかという観点からの機能を強化することで、学生の主体的な学修のベースとしての学術情報基盤の整備を行っており、利用者から図書館に求められる機能・役割を果たしている。

専任教員に対して、研究活動に必要な研究費等を支給すると共に、個人研究室の整備や研修年制度の運用を通じて教育研究等を支援し、活性化する環境を整備している。TA、RA 制度も活用されており、教育研究支援体制は整備されている。科研費の管理・執行事務に関しては、所



管部署である企画課を中心に、事務執行マニュアルに基づく円滑な事務支援体制を敷いている。

研究倫理については、上述の「聖心女子大学研究倫理指針」及び関係規程等に基づく体制が整備され、個別の研究倫理審査も順調に実施されている。以上の状況を総合すると、教育研究等環境の大学基準を十分に満たしている。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 9.1 現状説明

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

初代学長による「あなたがたは社会のどんな場所にあっても、その場に愛の灯を掲げる女性になりなさい」との言葉は、本学の教育理念の一端を示すものとして、歴代の学生に広く語り継がれている(根拠資料 9-1【ウェブ】)。

こうした理念の下、大学としての社会貢献活動を進めるため、2014年4月に学長の下「ミッション推進会議」を発足させ、上記の理念を踏まえて検討を重ね、本学の「社会連携・社会貢献に関する方針」を同年7月に将来構想・評価委員会で次のとおり定め、大学公式WEBサイト等で公表している(根拠資料 9-2【ウェブ】)。

なお、「ミッション推進会議」は、その後も、上記方針の策定を受けて関連事業を包括し、課題を検討、社会貢献に関する各事業を推進する役割を担っている(根拠資料 1-2(1-3-1-A))。

#### 聖心女子大学の社会連携・社会貢献に関する方針

聖心女子大学は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めること」を教育理念とし、これを具現化することを大学の使命とする。

この目標を実現するために、大学・教職員・学生・卒業生は、一体となって聖心の教育コミュニティを形成する。大学及び教職員は常に研究・教育水準を向上させるよう努め、学生及び卒業生は、そこで育まれた資質や成果を広く社会に還元するよう努める。

こうした理念の具現化を図るため、社会連携・社会貢献に関する基本方針を以下の通り定める。

- (1) カトリック精神を理解し、自ら世界の一員としての連帯感と使命感をもって、社会との関わりの中かで行動を起こすことができる学生の育成を推進する。
- (2) 多様な個人や文化の違いを互いに尊重し共生する社会の実現を目指して、学生及び教職員が地域交流・国際交流事業に積極的かつ主体的に参加することを推進する。
- (3) 活動の実施にあたっては、安全性と倫理性を確保し、活動のもつ教育的な意義を深めることに十分配慮する。
- (4) 大学及び大学付属機関は、その教育研究等の成果を積極的に社会に還元し、学外に開かれた文化活動等を推進する。
- (5) 学外の教育研究機関及び企業・団体、地方公共団体等との連携・交流を推進し、教育研究活動等の成果を社会の要請に結び付けて、地域社会や国際社会の発展と課題解決に貢献する。
- (6) 以上の連携・交流活動を推進し、点検・評価するために持続可能な体制を確保する。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

**【評価の視点】**

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

**【教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。】**

現在、本学が実施している社会連携・社会貢献事業は、前記の「社会連携・社会貢献に関する基本方針」に則り、主に「マグダレナ・ソフィアセンター」と「グローバル共生研究所」を通じて継続的に実施され、学生への指導や支援を行いながら多様な取り組みやプロジェクトを展開している。

**1) 本学のセンター、研究所等の組織における社会貢献活動**

**① マグダレナ・ソフィアセンター**

1998 年度に組織されたマグダレナ・ソフィアセンターは、2009 年度に大学としての宗教活動や学生のボランティア活動支援におけるこれまでの実績をベースに規程が制定され、構成員や運営方法が整備された。現在の規程では、「学生のボランティア活動の支援・促進、並びにボランティア活動についての情報提供・周知」、「課外活動団体に係る指導・助言その他の支援」「大学の宗教行事及びカトリック典礼の実施に係る総括、企画・立案及び連絡調整」「学生の地域交流及び地域貢献活動の推進」「ASEACCU(東南アジア・東アジア カトリック大学連盟)国際学生会議への参加に係る総括、企画・立案及び連絡調整」「センターの活動と聖心会、姉妹校、卒業生との連携の推進」等を図るための組織として、活動している(根拠資料 1-2(6-5-6))。

マグダレナ・ソフィアセンターとして、近年、特に力を入れてきたのは東日本大震災への支援活動に端を発した地域交流である。発災直後、2011 年5月に本学における被災地の復興支援と災害に関する教育的対応の在り方や方針について検討する「聖心女子大学東日本大震災復興支援活動推進会議(現、ミッション推進会議災害復興支援部会)」が学長の下に発足した(根拠資料 9-3)。同会議は、「東日本大震災の被害やその影響について学生とともに考える教育的機会を設け、支援活動への参加意欲を高めること」「支援ニーズを的確に把握し、学生に具体的な活動の提案を行うこと」「教育的な場において、支援活動を行った学生たちの報告会等を実施し、より多くの学生に被災地の実際を理解させ、大学内に支援活動への積極的な雰囲気醸成すること」を基本的方針としている。

現地での支援活動は、上記の会議の下、マグダレナ・ソフィアセンターのバックアップにより、陸前高田市を拠点に行っている。2017 年度は、月1回程度のペースで学生と教職員が現地の NPO 団体(P@CT)とともに子どもへ支援等を行い、派遣回数活動を開始した 2012 年から合計で 60 回、参加した学生はのべ 322 名、参加した子どもたちはのべ 1339 名であった(根拠資料 9-4)。また、併せて現地の祭り実行組織「川原祭り組」と連携し、獅子舞や「動く七夕祭り」の実施を支援してきた。2018 年からは拠点を福島県南相馬市に移して、一般社団法人「カリタス南相馬」と連携し同様の活動を始めたが、2020 年以降、コロナ禍によって現地での活動ができなくなった。その代替として、大学のバックアップの下、布マスクを作成・販売して現地に寄付をする「ECO マスクプロジェクト」、福島で行われているコットンの栽培を本学内でも実施する「SHOC プロジェクト」、さらに現地の人々と手紙を介して交流を行う「お手紙プロジェクト」が学生を中心に行われ、現地の人

たちとの関係を維持することができた。2022 年度からは現地での活動を再開している(根拠資料 9-5【ウェブ】)。

また、こうした学生による支援活動を支える教学面の仕組みとして、2012 年から「グローバル共生 V (災害と人間)」を開講している。現地の人々をゲストとして招きながら本学の教員がそれぞれの専門性に基づく講義を行い、教学面から災害や地域社会の課題に関する理解を促す取り組みを現在に至るまで続けている。さらに、毎年、在学生、教職員、卒業生や姉妹校の生徒も参加するイベント「聖心女子大学災害復興支援チャリティ・デー」を実施し、そこでのバザーの収益を活動資金に充ててきた。「聖心女子大学災害復興支援チャリティ・デー」では現地の現状報告のほか、部活・サークルメンバーによる応援パフォーマンスなども行われ、本活動を精神的に支援するとともに、関係者内で社会貢献に対する価値観の共有を進めるきっかけにもなった(根拠資料 9-6)。現在、コロナ禍により本イベントは中断しているが、バザーが実施できないことによる活動資金の不足分は大学予算から補填される形をとっている。また、大学、企業、自治体、NPO、大規模イベント主催者などのボランティアに関連する組織へサポートを行なっている日本財団ボランティアセンターと本学は、学生によるボランティア活動推進のための協定を締結しており(根拠資料 9-7)、同財団からの資金面、人的な支援を受けた諸活動が定着している。

このほか、本学の学生は課外活動として、難民問題、環境問題、不公平な貿易システム等の世界規模の課題から、目の前にある身近な地域の問題、障がい者との交流や教育問題まで、それぞれの課題を見つけて熱心に活動している。マグダレナ・ソフィアセンターでは、これらの活動に対し学生の主体性を大切にしながら支援を行ってきた。その一環として、2017 年度には、社会貢献に関連する新規の学生活動の立ち上げを支援する目的から「はばたけ聖心プロジェクト」を発足させている。毎年、学生から申請を受け、ミッション推進会議で審査し、情報提供や資金的援助を行っている(根拠資料 1-13))。さらに、グローバル共生研究所においても、学生個人も対象として、社会貢献活動をより幅広く後押しするために、「ソーシャルアクション・サポート制度」を創設し、2022 年後期から実施している。

なお、マグダレナ・ソフィアセンターでは 2014 年度にカトリック大学のアイデンティティを明確に打ち出す一環として、センター内にカトリックルームとボランティアルームを設けた。ボランティアルームでは上記に示した学生の社会貢献活動の指導や支援を行っているが、カトリックルームも「学生ミサ、祝日ミサの開催」「聖書サークルの紹介」「課外活動団体による宗教活動のサポート」「ASEACCU に参加する学生のサポート」「洗礼を希望する学生の相談等」を通して、本学の理念的基盤であるキリストの精神を学生・教職員が共有し、社会貢献活動の目的意識を明確化する役割を担っている(根拠資料 1-17)。このことにより、宗教的活動とボランティア活動のそれぞれの可視化と活性化をはかるとともに、双方を有機的に関連づけながら学生を介しての社会貢献活動を強化している。

## ②グローバル共生研究所

聖心女子大学の教育理念に基づき、地球を共有する人類の一員としての視点から、グローバル、ローカルな諸課題に積極的にいかかわることのできる人間の育成を目的に、2017 年4月にグローバル共生研究所が設立された(根拠資料 1-2(6-4-1)、根拠資料 9-8)。本学学生への教育のみならず、一般の人々に向けての講演会やワークショップを実施し、持続可能で平和な世界の実現を目指しグローバルあるいはローカルな諸課題に主体的に関わることのできる人間の育成を行っている。主たる活動としては、「グローバル共生副専攻」等を通じた学生への教育活動(根拠資料 9-9)とともに、常設の展示施設「Be\*hive」や各種ワークショップ、さらに研究所紀要「グローバ

ル共生」を介して、一般の人々への研究成果の発表と啓蒙活動を実施している(根拠資料 9-10【ウェブ】)。加えて、研究所内の施設を本研究所の趣旨に賛同する諸団体に提供することで、多様なイベントや勉強会、シンポジウムが行われており、社会活動の活性化に貢献している。

コロナ禍においては研究所関連の施設の閉鎖や一部使用制限などが続いたが、ワークショップや講習会等に関してはオンラインで実施し、幅広い層から多くの参加者があった。2021 年度以降は施設を段階的に再開し、「今、女性はどう生きるか～美か束縛か」「緒方貞子さんと聖心の教育」の企画展示を実施した。また、ウクライナ情勢を受けて、「ウクライナ & ロシア子ども絵画展ー平和の再想像へー」と題した臨時の展示を実施し社会的にも関心を集めた。なお、同研究所で主催したイベントの一覧は次の資料を参照されたい(根拠資料 9-11【ウェブ】)。

最近ではグローバル共生研究所が中心となり、地球温暖化への対応の重要性を社会に広く訴えるとともに、その具体事例を提供するため、本学キャンパスを舞台としたローカルな視点での実践活動が開始されている。2020 年5月、本学は日本の他大学に先駆け「気候非常事態宣言 (CED)」(根拠資料 9-12【ウェブ】)を発出し、本学としての行動計画を示した。また、2021 年には本学学長が気候非常事態ネットワーク (Climate Emergency Network) の発起人の一人となるとともに、脱炭素社会実現に向けた「自然エネルギー大学リーグ」の世話人に就任したことを契機に、学長のリーダーシップの下、これまでに照明の LED 化、高効率空調機器への更新、カーボンニュートラル都市ガスや 100%再生可能エネルギー電力(非 FIT 非化石証書付電力)の導入などを進めた。これにより 2021 年度は 2019 年比で 473t、23.4%の CO2 削減を達成した。

また、学生との協働体制も整いつつあり、学生と教職員のグループが 2019 年度の本学の教育改革等推進経費を獲得し、「サステナブル・キャンパス構想」を提案するなど、学内での関心の高まりとともに、身近な環境から地球環境問題を考える取り組みが進められている(根拠資料 9-13【ウェブ】)。

こうした中、「学生食堂へのフードロス削減の提案」や「フードロス問題に焦点を当てた学生提案型授業」「フードパントリー」「授業評価や各種会議資料のペーパーレス化」なども実施され、2019 年 10 月には、これらの中心となった学生団体「はなはな SDGs」の取組が文部科学省「教育現場における SDGs の達成に資する取組好事例集」に掲載され、2021 年 12 月には学生団体「Earth in Mind」が「令和3年度気候変動アクション環境大臣表彰」でユース・アワードを受賞している。

2022 年度には、こうした学生、教職員による学内の多様な取り組みを総合し、より有機的、効果的な取り組みを進めるため、創立 75 周年の記念事業の一つとして、「宮代サステナブルキャンパス・プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトを含め、本学のキャンパスや地域の環境改善に向けた様々な取り組みについて、「聖心女子大学 宮代サステイナブルキャンパス プロジェクト～SDGs の先へ～」として渋谷区サステナブルアワード 2022 への応募を行い審査の結果、「優秀賞」を受賞した(根拠資料 9-14【ウェブ】)。

### ③キリスト教文化研究所

キリスト教文化研究所は、1957 年に設置され、1975 年に規程を改めて制定した。現在は、「本学の精神的な基盤であるキリスト教文化・思想及びこれに隣接する文化的領域の研究を推進し、またこれに関わる教育を支援し、またその実りを内外に発信することをもって社会に貢献すること」を目指して活動している(根拠資料 1-2(6-2-1))。学内外の研究者による共同研究の推進、生涯学習のための教養ゼミナールの開催、公開講演会・シンポジウム等の開催、出版物の刊行を通じて、一般の人々へキリスト教をめぐるさまざまなテーマについて研究成果を開示している(根拠資料

料 9-15【ウェブ】)。1971 年度から始まった公開ゼミナールは、2013 年度に教養ゼミナールと改称し、その充実を図るため専任教員による講座や夜間講座を開設し、社会人聴講者にも対応している(根拠資料 9-16)。

#### ④心理教育相談所

心理教育相談所は、「地域社会に貢献するための臨床心理相談活動と大学院人間科学専攻臨床心理学研究領域に所属する大学院学生の教育・訓練機関としての機能を果たすこと」を目的とし、2000 年度に設置された(根拠資料 1-2(6-3-1))。開設以来、完全予約制で親子並行面接を原則として臨床心理学の専門家がカウンセリング、発達検査や知能検査等を行っている(資料 9-17【ウェブ】)。

#### ⑤その他の取り組み

地域との連携:地域との連携として、2018 年に渋谷区と「シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー(S-SAP)協定書」を締結した。また、2014 年には「一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協定書(TOKYO2020)」を締結し、オリンピック開催に向けての支援をおこなった。2018 年には「日本赤十字社・聖心女子大学共同宣言」を締結し、日本赤十字社による救急救命講習を4号館にて開催、寄附講座を継続して開講している(根拠資料 9-18)。

#### 【広尾商店街との連携】

特に、本学のある広尾の町会や商店街とは多方面で密接に連携してきた。たとえば、防災対策として、2010 年度から毎年学生へ呼びかけ広尾町会主催の防災訓練に参加してきた。大学構内にある学寮では大学の自衛消防隊の一部として「防災ボランティア班」が設置され、寮生を中心とした防災ボランティア活動の充実(寮生、職員の普通救命講習会への参加、上級救命資格取得の推奨、広尾町会との共同防災訓練等)を図り、災害時に的確な対応がとれるよう大学、修道院、近隣地域との協力体制を築いてきた。産学連携としては、学生のキャリア形成支援及び地域の活性化、産業振興の強化のため、地元企業(さわやか信用金庫)との「業務連携、協力に関する協定書」を2014 年度に締結し、コロナ過前の2019 年度まで学生のインターンシップを通じて協働した(根拠資料 9-19)。このほか、学生が地元商店街の「打ち水大作戦」や「まぐろ市」等のイベント、クリスマスキャロルの演奏等に主体的に参加、活動してきた実績を活かして、2015 年度より広尾商店街振興組合と、地域の振興・活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与することを目的として、連携に関する覚書を締結し現在に至っている(根拠資料 9-20)。ただし、2020 年度からはコロナ禍のため、上記の活動を制限せざるをえなくなっている。

#### 【マーガレット・ルーム】

2018 年 10 月から教育学科が中心となり、マーガレット・ルームを運営している。聖心女子大学で保育を学ぶ学生の学びの場も兼ね、小学校就学前までの子どもとその保護者を対象に遊び場(あそびひろば)の提供と、教育・保育の専門家による育児講座「わくわくプログラム」を開催している。原則、毎週と火曜日と木曜日に開設し、利用希望者は事前にネットを介して予約をする。現在も利用者には感染対策を指導しながら運営しており、近隣の小さな子どもや保護者に好評を得ている(根拠資料 9-21【ウェブ】)。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**【評価の視点】**

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

**【適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価】**

本学の社会貢献活動は規程や方針の下で行われているが、理念やディプロマ・ポリシーを充実させるための中期目標・中期計画(C. 本学の社会的責任の明確化とその実現(1)社会的責任・社会連携の推進)の項目に基づき、年に2回、各組織の事務部門がIR等の分析も踏まえ、事業の進行状況に関する現状、課題、対応策を「点検・評価シート」として経営会議に報告し、将来構想・評価委員会及び全学評価事務専門部会からの意見を受け、全学評価委員会を中心とした点検・評価を受けている。その評価は全学的な「点検・評価報告書」としてフィードバックされ、そこに示された対応策に基づき、担当部署は事業計画の修正、方針の見直しを介して事業の改善を進めている。

**【点検・評価結果に基づく改善・向上】**

社会貢献活動については主に下記の方法で情報を収集、分析している。

- ・初年次生及び卒業生の社会的関心についてのアンケート調査
- ・地域支援活動に携わった学生の報告

## 9.2 長所・特色

本学の社会貢献活動の長所は、伝統的に共有されてきた価値観と、これに裏付けられた「社会連携・社会貢献に関する基本方針」に基づき、学生、教職員が一体となって進められている点にある。開学時には学生全員がボランティアサークルに所属し、戦後の混乱期に多様な支援活動を実施してきた経緯があり、それが伝統となって現在の校風が築かれている。その背景として、本学が教育面、学生支援の面から、学生の知識やモチベーションを高めることで社会貢献活動を育ててきたことも大きな成果につながっている。東日本大震災後は陸前高田市を拠点に支援活動を6年間継続し、60回にわたり、延べ322名の学生が参加した。また、2017年からは拠点を福島県南相馬市に移し、コロナ禍においても一定の活動を継続して行ってきた。加えて、この活動を支えるために卒業生も含めた多くの関係者が、毎年、資金集めのイベントを展開したことも本学の理念が共有され、大切にされてきた証と言える。

こうした価値観を維持するため、ミッション推進会議が「カトリック大学としての聖心女子大学(ミッションスクール)の使命、教育の理念の具現化を推進すること」を趣旨として、2014年度に発足した。その活動の1つである大学の社会連携・社会貢献活動において、学内組織や各種施設と有機的な連携を図り、横断的な観点に立って経営会議へ諸施策を提言する役割を担っている。

また、マグダレナ・ソフィアセンターに加え、2017年4月にはグローバル共生研究所を開設し、国際的な課題についての教育研究活動を推進するとともに、展示やワークショップ等を通じてその知識を広く一般社会に公表周知し、社会貢献活動の重要性の認識を深め、活動を推進する上でも大きく寄与している。グローバル共生研究所は旧JICAの建物を購入し活用しているが、長らくこの場所が社会貢献活動の馴染みの拠点でもあったことも幸いして、関連団体が本施設を利用

したり、また、併設の学生食堂にて会合を開くなど、国際貢献の象徴的な場としても定着しつつある。

本学の社会貢献活動はカトリック大学としての建学の精神が基礎となっており、開学以来、多くの学生がこれに関わる伝統が引き継がれてきた。近々の学内調査においても、6割の学生がボランティアに携わる一方、多様な学内サークルが積極的に活動している。こうした伝統が背景となり、本学の教職員や卒業生、関連団体が加わることで層の厚い、継続性のある活動が実施できている。今後は地球温暖化対策というもう一つのグローバルな課題についても「聖心女子大学 非常事態宣言」(2020年5月)を、他大学に先駆けて公表するなど、大学としての取り組みが始まっているが、ここでも学生たちは教職員から示唆を受けつつ、率先して自らの問題意識を持ち、活動を行ってきたという実績の上に展開している。このように、本学の社会貢献活動は、本学の理念とそれに基づく教育により、代々の学生が共有してきた価値観に裏打ちされたものであるという点が大きな長所と言える。

### 9.3 問題点

本学では多様な組織が編成され、社会貢献活動が行われている。一部の団体は組織も大きく活動の幅が広く安定性も高いが、時にはニーズに応じて自然発生的に立ち上がる小規模なグループもある。このことは学生や教職員、関係者に価値観が共有され、ボランティア活動への関心やモチベーションが高いことを示しているが、他方、これらの諸活動が交流する公式な場は必ずしも多くはない。マグダレナ・ソフィアセンターでは2021年3月にオンラインで、東北地方でボランティア活動を行っている諸団体に声をかけ、現地の人たちと共に意見交換会を実施するなど、各団体の活動が有機的につながることで得られるシナジー効果を高める試みを始めている。

また、創立75周年を祝う2023年度からは、地球温暖化への全学的取り組みとして「宮代サステナブルキャンパス・プロジェクト」がスタートし、関連団体、組織の糾合を図っている。こうした取り組みを一時的なものにせず、定着させていく取り組みが求められている。

### 9.4 全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、方針に基づきミッション推進会議が様々な社会連携・社会貢献活動を推進している。マグダレナ・ソフィアセンターは学生が主体的かつ自発的に地域貢献・連携活動を行う上での支援の役割を担っている。また、2017年からは、グローバル共生研究所が開設され、国際的な課題についても多様な啓蒙的活動及び実践活動を担ってきた。その他、図書館、キリスト教文化研究所、心理教育相談所をはじめとする組織や施設においても、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。

さらに、東日本大震災復興支援活動推進会議(現ミッション推進会議)は、現地の人々と組織的、計画的に連携し、現地の復興支援に一定の貢献を果たしてきた。それと同時に、そこで得られた学生の体験を「災害と人間」をはじめとする諸授業で取り上げ、ボランティア活動と授業を接続した学修の一体化に力を注いでいる。さらに、地球温暖化というグローバルな課題についても、排出するCO<sub>2</sub>の削減など本学キャンパスからの発信を始めている。本学の建学の精神や伝統的価値観を基本に、学長のリーダーシップのもと、さまざまな部局が多方面で活動を展開しており、同基準については極めて高い充足状況にあるといえる。



## 第10章 大学運営・財務(1) 大学運営

### 10(1).1 現状説明

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

#### 【大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示】

第1章に記載の通り、本学では、1996年に制定した聖心女子大学の理念において、大学の理想の姿や育成する学生像等、長期にわたって追求したい内容を定めている。また、学部学則及び大学院学則に、学部と大学院の目的を簡潔に定め、さらに学則の下に、「各種方針」「各学科の卒業生像」「教育研究上の目的」を定めている。

また、2019年度には、聖心女子大学の理念のもとに将来を展望し、2020～2029年度の10年間に育成しようとする人物像や、資質・能力、大学としての今後の在り方、財務等、大学運営全体に関する基本姿勢や基本目標を示した「グランドデザイン」を策定し、さらに、「グランドデザイン」に基づき、2020～2024年度の5年間について、具体的な活動目標・計画を示す「中期目標・中期計画」を策定、公表した(根拠資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】)。

こうした、本学の理念・目的、グランドデザイン、またそれに基づく中期目標・中期計画を実現するためには、大学コミュニティの一員である全教職員が大学諸活動につき管理運営の方針を共有することが重要な課題である。この認識のもとに、本学では「1. 教育研究分野」「2. 事務分野」「3. 法人本部及び姉妹校との協調・連携」「4. 財務」の4項目で構成される「聖心女子大学の管理運営方針」を定めている(根拠資料 10-1-1)。

#### 【学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知】

2014年度に制定した「聖心女子大学 管理運営方針」について、2022年度に改訂を行ったことから、2022年度第7回教授会及びその後の事務局連絡会を通して、教職員へ周知を図った。また、同方針は、大学公式WEBサイトに掲載し、公開している(根拠資料 10-1-2【ウェブ】)。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

#### 【評価の視点】

○適切な大学運営のための組織の整備

・学長の選任方法と権限の明示

・役職者の選任方法と権限の明示

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

・教授会の役割の明確化

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

・学生、教職員からの意見への対応

## ○適切な危機管理対策の実施

### 【適切な大学運営のための組織の整備】

#### ・学長の選任方法と権限の明示

学長については、聖心女子大学 学則第 9 条2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている(根拠資料 1-2(1-1-1-2))。また、学長の選任に関しては、「聖心女子大学 学長選任規程」に基づいて、学長選任規程等改正検討委員会、学長候補者選考委員会、学長候補者選考投票管理委員会がそれぞれの内規等に従い、公正かつ透明性のある学長選挙を実施している(根拠資料 1-2(1-4-1)(1-4-2)(1-4-3))。なお、学長の選任に関連して、本学では、4年間の学長任期の中間、すなわち2年が経過した時点で、教授会及び理事会双方から推薦されたそれぞれ3名計6名の委員による学長選任規程等改正検討委員会を設置し、社会情勢の変化等に応じて、学長選任規程等を適時適切に見直すこととしている。これまでに、学長選挙候補者による所信表明の実施(2011年4月1日付改正)、学長選挙における不在者投票の整備・拡充(2014年4月1日付改正)、投票権者に教授会構成員のほか、課長相当職以上の専任職員を追加(2018年4月1日付改正)、投票権者を教授会構成員及び全専任職員に拡大(2022年4月1日付改正)等の改正を行った(根拠資料 10-1-3、10-1-4、10-1-5、10-1-6)。

#### ・役職者の選任方法と権限の明示

本学では、学長以外の役職者として、副学長、図書館長、学寮長、研究所長、副学長補佐、センター長、副所長、副センター長等の諸役職を置いている(根拠資料 1-2(1-5-12))。

このうち、副学長は、聖心女子大学 学則第9条3項に「副学長は、学長を助け、命を受けて公務をつかさどる」と定めており、副学長及び副学長補佐の職務内容及び選任方法については、「聖心女子大学 副学長等に関する規程」並びに「副学長及び副学長補佐の職務等の取扱いについて」に定めている(根拠資料 1-2(1-1-1)、(1-5-14)、(1-5-15))。

また、副学長及び副学長補佐以外の役職者については、各規程に基づき、いずれも学長の選任するところとなっており(任期2年)、各役職は、それぞれの業務を統轄・掌理している(根拠資料 1-2(6-1-1)(4-3-1)(6-2-1)(6-3-1)(6-4-1)(6-5-1)(6-5-2)(6-5-3)(6-5-4)(6-5-5)(6-5-6)(6-5-7)(6-5-8))。

#### ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

「聖心女子大学の管理運営方針」の冒頭にも述べている通り、本学の管理運営に関する基本は「学長を中心としたマネジメント」である。また、大学の意思決定のプロセスに学長のリーダーシップを十分発揮するための配慮が、会議体の運営の在り方にも反映されている。本学は、現代教養学部のみ単科大学であり、複数学部である際に前提とされる評議会、大学協議会等の機関は設置しておらず、学部教授会、大学院委員会はそれぞれ一つであり、学長が現代教養学部長、文学研究科長を兼ねている。

また、学長が円滑な大学運営を行うにあたり、本学では、大学の企画・運営、経営に関する基本方針等を審議するための機関として「経営会議」を置き、必要な事項を「聖心女子大学 経営会議規則」に定めている。具体的には、第3条に組織構成、第2条に審議事項を明示し、また、第1条には、経営会議が審議した基本方針等について、学長から教授会に諮問した後、学校法人聖心女子学院寄附行為に定める理事会に諮る旨を規定している。なお、第4条6項の通り、経営会

議は原則月に1回開催し、その他学長が必要と認めた場合に開くものと定めているが、現行、週に1回程度開催している(根拠資料 1-2(1-3-1))。

#### ・教授会の役割の明確化

#### ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学では、「聖心女子大学学則」第 10 条に教授会を置くことを定め、審議内容については、「聖心女子大学学則」第 10 条、「聖心女子大学教授会規程」第9条、平成 27 年4月1日付の学長裁定により定めている。また、「聖心女子大学学則」第 10 条において、教授会は、学長が決定を行うに当たり、あるいは学長の求めに応じて「意見を述べることができる」機関であることを明示している(根拠資料 1-2(1-1-1) (1-3-2) (学長裁定))。大学院についても同様であり、「聖心女子大学大学院学則」第5条に大学院委員会を組織することを定め、審議内容は、「聖心女子大学大学院学則」第 10 条、「聖心女子大学大学院委員会規程」第6条、平成 27 年4月1日付の学長裁定により定めている。また、「聖心女子大学大学院学則」第5条で、学長が決定を行うに当たり、あるいは学長の求めに応じて「意見を述べることができる」機関であることを明示している(根拠資料 1-2(1-1-2) (1-3-3) (学長裁定))。

#### ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

理事会は、「学校法人聖心女子学院寄附行為」第 16 条2項に「理事会は、学校法人の業務を決し」と定めており、会議手続きについては「学校法人聖心女子学院理事会会議規程」に、審議内容については「学校法人聖心女子学院理事会業務委任規則」第2条に定めている。また、評議委員会については「学校法人聖心女子学院寄附行為」第 19 条に本法人に評議委員会を置くことを定め、同第 21 条に諮問事項を規定している。学校法人聖心女子学院寄附行為」第6条及び第19条、並びに「評議員の選任方法に関する細則」の定めにより、現在大学からは学長と教員1名の計2名が理事として、また評議員として、学長、副学長1名、事務局長の計3名が参画している。大学経営・運営に関する重要事項については、最終的にはこの理事会で決定されることとなる。一方、大学は教学面を中心に予算、人事、管理運営に幅広い自律性を付与されており、法人組織との意思疎通は円滑である(根拠資料 10-1-7、根拠資料 10-1-8、根拠資料 10-1-9【ウェブ】、根拠資料 10-1-10)。

#### ・学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見・要望は、年に1度、学生自治組織である「聖心女子大学学生会役員会」によって取りまとめられ、大学(学生生活課)へ提出される。提出された要望書は学生委員会に報告されるほか、学長及び副学長、関係事務部署に共有され、その後、学長及び副学長、各部署で対応を検討の後、学生会役員会へ回答がなされ、また、学生会役員会のホームページを通じて、全学生へ公開される。近年では、クリエイティブ・ラーニングルーム(通称「レクリエーションルーム」)の改装や、電光掲示版の設置といった要望が出され、実際の改善に至っている(根拠資料 10-1-11【ウェブ】、10-1-12、10-1-13)。

#### 【適切な危機管理対策の実施】

本学では、危機管理体制として防火・防災上の管理の基本となる「聖心女子大学防災管理規程」を定め、火災や地震、大規模テロ、大雨・強風等各種災害等が発生した場合、または発生の恐れがある場合に備え、適切な対応を取ることが可能な体制となっている。具体的には、第6条に

防災管理委員会の設置、第7条に自衛消防隊について規定され、また、第4条に管理権原者(学長)、第5条に防災管理者(事務局長)の責務が明示されるとともに、同条の規定に基づき消防計画の作成及び年1回以上の避難訓練が実施されている(根拠資料 1-2(1-10-3)、根拠資料 8-24)。

また、長期留学、短期留学、学外研修等、学生及び教職員の海外派遣については、緊急事態発生時に迅速かつ適切に行動できるよう「学生・教職員の海外派遣(長期留学、短期留学、学外研修等)危機管理マニュアル」を策定し、これに従って安全確保に努めている(根拠資料 7-14)。

このほか、2019年度に発生した新型コロナウイルス感染症については、迅速かつ的確な情報収集及び情報提供、並びに対応策の検討を目的として、2020年2月に「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部」を設置した。同対策本部は、学長、副学長3名、事務局長、関係部署事務職員、計21名によって組織され、対策本部設置から現在に至るまで、原則週に1回定例会議を開催し、文部科学省・厚生労働省・渋谷区等関係機関との連絡調整、授業実施方針等の検討、入試対応の検討、学生の状況把握、新型コロナウイルス感染症対策に係る学生支援の検討、教職員の状況把握、医療機関との連絡・調整、教職員勤務形態の検討等、各種の対応にあたり、学内外への通知・公表を実施してきた(根拠資料 10-1-14)。

このように本学では、「聖心女子大学防災管理規程」や「学生・教職員の海外派遣(長期留学、短期留学、学外研修等)時の危機管理マニュアル」に基づき恒常的な危機管理体制を構築するとともに、緊急事案発生時には迅速に体制を整備し、対応にあたっている。

### ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 【評価の視点】

#### ○ 予算執行プロセスの明確性及び透明性

#### ・ 内部統制等

#### ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

大学の部門別予算編成作業にあたっては、経営会議が事前に予算編成方針を策定し、それに基づいて各部署より予算申請を提出、必要に応じ経営会議委員によるヒアリングを実施した上で予算配分額を決定するというプロセスを踏んでいる(根拠資料 10-1-15、10-1-16、10-1-17)。

このように決定した部門別予算配分額をもとに、最終的には理事会(学校法人)の承認決議を経て大学総体の予算編成が決定する(根拠資料 10-1-18)。この大学予算の承認決議を受けて予算執行を開始している。予算の執行内容については期中に数回、外部監査法人の点検を受け、最終決算においても外部監査法人及び本学院監事の監査を経ており、適正に執行されている。総額3百万円を超える投資案件については、理事会(学校法人)決議事案(根拠資料 10-1-19)であり、執行に伴う効果を複眼的に検証する仕組みとなっている。

また、支払後においても監査室の監査計画書に基づく会計監査が実施されており(根拠資料 10-1-20、10-1-21、10-1-22)、相互けん制の機会を多く設けることによって、不正、過失、無駄等の発見・防止に役立たせて、業務における正当性と会計記録における真実性の確保を図っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

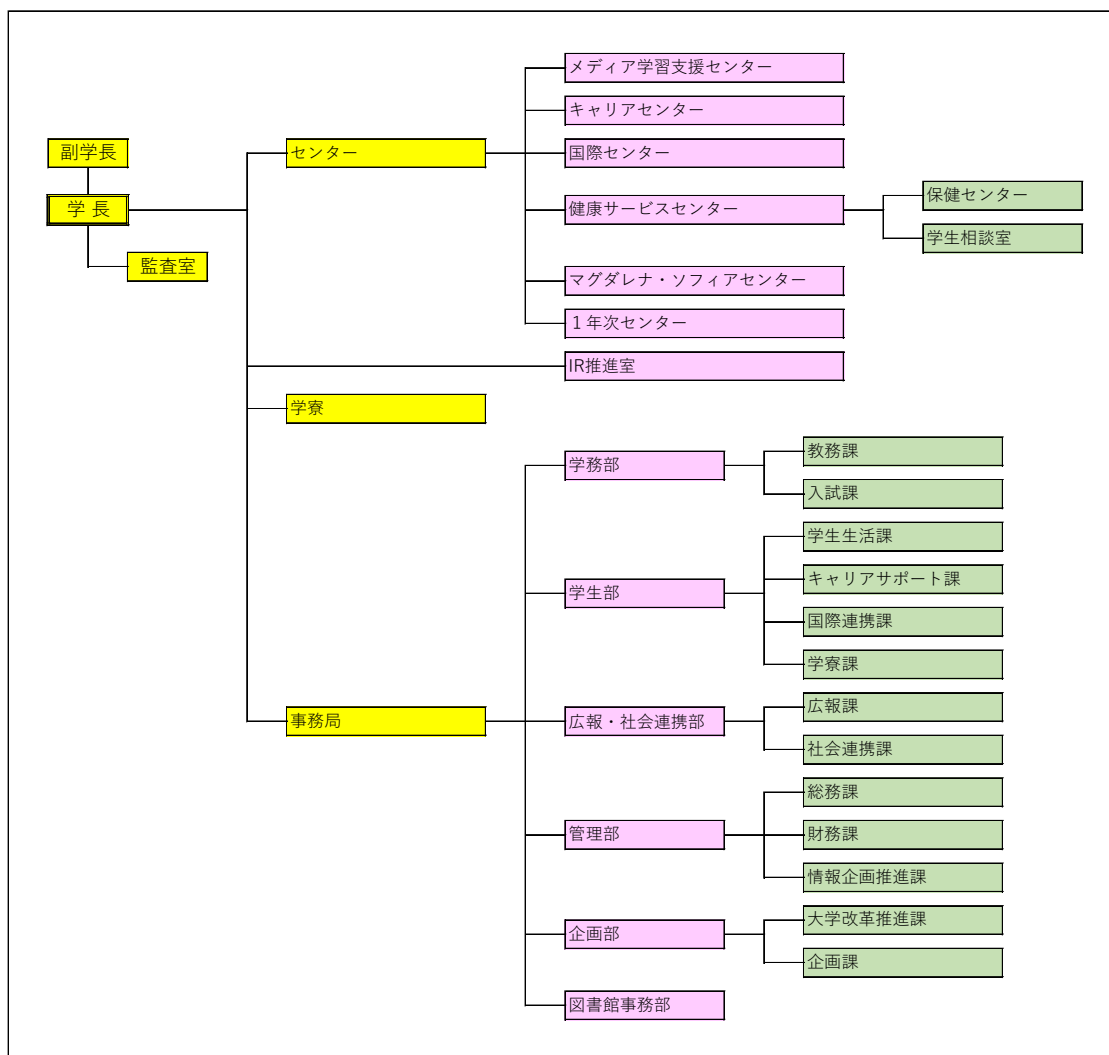
【評価の視点】

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は「事務組織及び事務分掌規程」に定められており、次の通りである。



事務組織の構成と人員配置の適切性については、必要な職員数の確保と配置に努めており、大学設置基準の主旨を踏まえた運用を図っている。一方で大学事務局における業務が多様化するなか、業務の質の向上と組織力の強化を目指し、事務職員からなる「事務組織再編検討ワーキンググループ」により事務組織の見直しが検討され、2018年7月に学内組織の改組を実施した(根拠資料 10-1-23)。

それぞれの事務組織の部次課長等役職者と事務局長による事務局連絡会が月に一回開催され、学内の決定事項に関する伝達や事務部署間の連絡調整を行っている。

現下の重要な課題である教育用情報機器整備等、全学的な情報化の推進については、全学の情報機器の計画的な導入等を調整し、企画実施する機動的な全学組織として 2016 年度に情報化推進会議を経営会議のもとに設置した。現状、組織整備の経過的措置として2年毎にその在り方の見直しを行ったうえで、会議体として継続している。

職員が本学の建学の精神に沿って、果たすべき使命を教員と共に推進していくためには、将来の幹部候補を含めた事務職員の育成が極めて重要との認識のもと、職員の育成、資質向上のための評価制度、新規採用方法などを包含した人事基本方針を 2009 年度に策定し、2015 年度に改正して本学人事運営の基本方針としている。この基本方針に沿って、公募方式による事務職員の採用、その後の育成のための各種研修、人事異動、評価制度など人事運営を行っている(根拠資料 10-1-24、10-1-25、10-1-26)。

前述の制定された「管理運営方針」においても、人事基本方針に基づく施策を重視している。2009 年度に開始した公募による職員採用は、現在に至るまで本学事務職員の主たる採用方法として定着し、定年等による退職者の補充に留まらず、職員の年齢構成の適正化や専門的知識によって即戦力となり得る中堅職員の採用が実現しており、事務組織全体の活性化に結びついている。人事基本方針は、適時適切に見直しのうえ修正を図ることとし、上記のとおり、現状、2015 年度改正版を適用している。

聖心女子大学教授会規程に基づく委員会規程に基づき設置される各種委員会のうちの教務委員会、学生委員会、入試委員会及び関連規程により設置されるハラスメント防止委員会、防災管理委員会等の委員会組織や教員が併任管理職として配置される各センター、IR 推進室等の事務組織において、教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係は良好で、円滑な教職協働を実現している。

現在、専任等事務職員 63 名のうち女性職員は 47 名で比率は 75%、管理職では 15 名中8名で 53%と高く、政府が掲げる「2020 年代の可能な限り早期に」指導的地位の女性割合を「30%程度」となるよう目指して取組を進める」という目標(令和2年 12 月 25 日第5次男女共同参画基本計画)を大きく上回っており、女性が働きやすい職場環境を実現している。このことは女子大学という本学の特色において女性のキャリア、ワークライフバランスの良い事例となっていると言える(根拠資料 6-5)。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### 【評価の視点】

##### ○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

人事基本方針の策定及び見直しを通じて改善を図っている諸制度のうち、人事評価制度に関しては、評価者と被評価者とのお互いの信頼関係及び共通理解が不可欠であることから、毎年前期及び後期に各1回、役職者と事務局長による事務局連絡会開催時に併せて評価連絡会議を開催し、役職者による評価制度に関する理解の定着と部下職員への趣旨と実施方法の周知徹底を確認し、制度運用の効果向上を図っている。

こうしたプロセスを経て実施される人事評価は、事務組織における業務計画等の PDCA サイクルの自己点検・評価とも適切に連動させ、個々の事務職員の SD、処遇改善にも結びつけていく。

2009年度より事務職員の公募採用を開始したことに伴い、特に若手の事務職員を本学に定着させるため、新規採用の職員に対するメンター制度を実施している。入職後半年間にわたって先輩職員が職務内容及びその他の関連事項に関する指導・相談役を果たすことにより、公募採用された職員については一定の定着率と早期戦力化が実現している。

職員研修については、これまで毎年夏季に開催される職員一斉の研修会を中心としてきたが、人材育成の観点から研修テーマの拡充や、開催方法の多様化に取り組んでおり、担当部署である総務課の事業計画にも反映させて、施策の企画・立案と、実施後のフォローアップに努めている。さらに、同様な観点で自己啓発制度の充実も図っている(根拠資料 10-1-27)。

基本となる事務組織力向上のための取り組みとしては、「聖心女子大学が求める職員像」ならびに「聖心女子大学職員行動指針」が公表されており、業務遂行のための指針として位置付ける(根拠資料 10-1-28)。また、日本私立大学連盟や大学基準協会の開催する講習会・研修会にも積極的に職員を派遣しており、このほか、業務に必要な能力の向上や関連する知識の習得を目的として、放送大学や通信教育を使った自己啓発助成制度を設け、1人当たり年間3万円を限度とし受講料の補助を行っている(根拠資料 10-1-29)。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**【評価の視点】**

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

○監査プロセスの適切性

○点検・評価結果に基づく改善・向上

**【適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価、改善・向上】**

大学運営に係る適切性の検証については、全学評価委員会の下で行われる自己点検・評価活動によって実施されている。具体的には、全学評価委員会の下に全学評価事務専門部会を置き、副学長(評価・広報担当)が委員長となっており、部会員として構成される事務局長及び部次課長らとの連絡調整を図り、自己点検・評価活動を実施している(資料 10-1-30)。

2022年度の自己点検・評価活動については、全学評価委員会の下部組織として設置された評価検討委員会にて、最重要課題の確認を行い、学長への提言をまとめ、各部署への提言内容の共有を図るとともに、連携して取り組むべき部署を示すことで、組織間の連携による改善サイクルをもたらすよう促している。

**【監査プロセスの適切性】**

監事による監査については、監事が私立学校法及び学校法人聖心女子学院寄附行為第14条に基づき、法人の業務もしくは財産の状況並びに理事の業務執行の状況につき毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している(根拠資料 10-1-31、10-1-32)。

学校法人聖心女子学院では、事業計画及び予算、並びに事業報告及び決算は、理事会・評議員会への付議に先立ち、監事に対して内容を説明し承認を得る運営としている。また、理事会において姉妹校各校の運営状況や課題等について詳細にわたる報告が毎年実施されている。こうした一連の運営の中で、監事は定期的な点検・評価を実施している(根拠資料 10-1-33、10-1-34、10-1-35、10-1-36、10-1-37、10-1-38)。

また、監事は、理事会・評議員会に出席し、議案等に対して意見を述べるだけでなく、各学校の改善等に向けた助言も適宜行っている。

監査法人による監査については、私立学校振興助成法に基づき実施されている。毎年、理事長、監事に提示している「監査計画概要書」に基づき、計算書類の虚偽表示リスクに着目し、その評価を中心に監査が行われている。姉妹校各キャンパスでの実地監査、本部においては、理事長及び財務担当常務理事等に対する情報交換を定例的に行う等、コミュニケーションを密に実施がなされている(根拠資料 10-1-39、10-1-40)。

内部監査については、「聖心女子大学内部監査規程」に基づき、本学の運営の自主性、自立性を踏まえ、本学の各組織等における財務及び会計処理を含めた業務が、適切な内部けん制体制に基づき、適正かつ合理的に行われているかについて、調査、評価及び検討を実施し、助言、勧告及び命令を行うことにより、業務全般の改善を図ることを目的として実施している。具体的には、業務監査、会計監査を中心に、被監査部署に対して事前に帳票及び諸資料の提出を求めて行う書面監査と被監査部署に出向いての現物確認や質疑等を行う実地監査を行い、規程に基づき、学長に報告している(根拠資料 10-1-41、10-1-42、10-1-43、10-1-44)。

### 10(1).2 長所・特色

事務組織の改善にあたって、当面の優先課題に掲げた、「職員間の信頼関係の樹立と良好な職場環境の醸成」に取り組むため、その基本的な方針として「事務系職員に係る人事基本方針」を策定、円滑に運用している。また、「聖心女子大学が求める職員像」ならびに「聖心女子大学職員の行動指針」は、人材確保、育成、評価等、事務組織運営の様々なプロセスで活用されている。

研修制度について、テーマ毎に参加者を募集する方法に加え、テーマの設定と参加希望を広く職員から募集するオープン参加型の研修も行い、幅広い研修参加機会の提供を図っている。

研修形態も、若手職員による自発的な業務研修のほか、渋谷4大学合同研修が定着している。今後も、職員の資質向上と職場環境の改善に向け、テーマに応じて様々な形式による研修や自己啓発制度を企画・立案していく(根拠資料 10-1-45)。

### 10(1).3 問題点

人事評価制度のもとで事務職員のいっそうの意欲喚起を図ることが課題となっている。また、職務の高度化、専門化への対応を図る必要がある。

事務職員の人事評価制度を活用し、処遇にどのように反映させるか具体的に決め、事務職員の意欲をいっそう喚起できる制度設計を検討する。大学事務に求められる知識や技術の高度化、専門化に対応して専門的知識や経験を備えた事務職員の採用・育成に注力する一方で、効果的なジョブローテーションにより事務職員の視野を広げ、経営マインドの涵養に努めることも必要であり、このバランスを考慮した人事運営が一層求められている。

### 10(1).4 全体のまとめ

管理運営方針は明確に定められ、大学公式 WEB サイトにも掲載し、内外の大学関係者への周知を図っている。

学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていることに加え、教学マネジメントについては、学長を中心とする運営体制が確立しており、その補佐体制として、学長のもとに大学の企画・運営、経営に関する基本方針等を審議する経営会



議を設置するほか、副学長等の職務を規程により定めている。また、教授会規程及び大学院委員会規程を定め、教授会と大学院委員会の審議事項を明確化し、学長の選考においても選任規程、学長候補者選考委員会内規等の関係諸規程を定め、選考は適切に行われている。

事務局長のもとに一元化された事務組織に、必要な職員数を確保するとともに、教学分野との協働が必要な領域も含めて、常に適正な配置を図っている。こうした事務組織は、「事務系職員に係る人事基本方針」に沿って、必要な人材の確保、育成、評価、処遇への反映等において透明性のある運用がなされており、また、社会情勢の変化等を踏まえて適時適切に見直すことを通じて、より良い職場環境の構築と事務組織力の向上に取り組んでいることから管理運営の基準を充足しているといえる。

## 第10章 大学運営・財務(2) 財務

### 10(2).1 現状説明

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

#### 【評価の視点】

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

信頼性と確実性の高い財務計画を策定するため「聖心女子大学の管理運営方針」(根拠資料 10-1-1)において、財務の基本方針を定めている。毎年の予算策定時においては、3年程度を見通した中期的な収支予測を策定し、予算編成方針に活かしている(根拠資料 10-2-1)。

本学において、18歳人口の減少やコロナ禍において志願者の動向が変化している状況でも入学定員未充足は過去一度もなく、学納金収入は安定している。一方で、2015年度から2019年度にかけて、重要文化財の旧久邇宮邸(パレス)耐震補強工事、4号館の取得、学寮の建替、マリアンホールの改修、南門エレベーターの設置等、総額約108億円の設備投資(根拠資料 10-2-2)を行った結果、減価償却費の大幅な増加に加え警備や清掃等の維持メンテナンス費用の上昇により、2016年度以降の経常収支差額は赤字が続いている(根拠資料 10-2-3)。さらには、4号館取得及び学寮建替時に借り入れた総額40億円(根拠資料 10-2-4)の年間返済資金(4億円)確保が最優先となっている現在の財務状況を踏まえ、中期の財政計画及び財務関係比率に関する目標の設定については、当該借入の一部返済が終了する2025年度を目途に策定することとし、2024年度までの計画は以下の通りとしている。

年度	(単位: 百万円)			
	2021年度実績	2022年度予算	2023年度計画	2024年度計画
経常収入	3,796	3,558	3,548	3,636
経常支出	3,903	3,801	3,835	3,933
経常収支差額	△107	△243	△288	△297
当年度収支差額	△360	△890	△883	△455
減価償却費	543	534	540	538
減価償却費控除後経常収支差額	436	291	252	241
減価償却費控除後当年度収支差額	183	△356	△343	83

本学の36億円前後の経常収入規模から考えれば、毎年5億円超の減価償却費を計上しながら経常収支差額を黒字化することは容易ではないが、非現金支出の減価償却費を除いた資金収支では借入金の返済負担が減少する2026年度以降は収入超過を維持できる見込みであり、全学一丸となって経費支出の縮減を進めているところである。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

#### 【評価の視点】

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

2014年度決算では99億円あった運用可能資産(現預金+有価証券+特定資産)が2020年度決算では28億円まで減少(根拠資料10-2-5)、2021年度に有価証券(上場株式)を売却し現金化(根拠資料10-2-6)することで運用可能資産は35億円まで回復した。当面の資金的な懸念を払拭し、中期目標中期計画実現のための施策へ重点的な予算配分を行うことで安定した教育研究活動の遂行に努めている。第10章(1)③で記述の通り、特に予算編成作業にあたっては、必要に応じ経営会議委員が予算申請部署へのヒアリングを実施し、重要な教育研究活動への予算配分額を決定するというプロセスを踏んでいる。

外部資金の受入では、2017年度に、4号館の取得、学寮の建替、マリアンホールの改修等の大規模設備投資に備えるべく、新しく目標金額10億円の「グローバル教育環境整備募金」を創設。2021年度までの5年間で約3億円の寄付金を受け入れた(根拠資料10-2-7、10-2-8)。

科学研究費補助金等の外部研究資金については、申請推進のため、教授会での告知やメール、USH-Cloud等を活用し、科研費をはじめとする各種助成公募情報の学内周知を徹底するとともに、研究者側の要望を踏まえて期限等についても柔軟な対応を行っている。また、採択率向上のため、企画課の研究支援担当職員による申請書類のきめ細かい点検や、申請書類作成に関する参考図書を購入・貸出といった取組みも継続的に実施しており、新規採択率は全国平均に比して高い水準を維持している。2022年度の科研費新規採択件数は7件(採択率43.8%)、研究分担者となる研究者も29名に上り、新規応募件数・採択件数ともに増加傾向となっている(根拠資料10-2-9)。

科学研究費補助金等の公的研究費の適正執行を確保するための取り組みは、事務執行マニュアルを受給研究者に配付して学内事務ルールの徹底を図るとともに、事務局による執行事務説明会を2009年度以降毎年実施し、注意喚起を行っている(欠席者対応の個別説明またはWEB会議システムやメール等による代替説明を含む)(根拠資料8-62)。また、説明会の場だけでなく、日々行う個々の連絡機会を通じて研究者と事務職員とが密にコミュニケーションをとり、公的研究費の制度趣旨と適正経理の周知・徹底に加えて、研究者側の要望等をくみ取り、適宜学内ルール作りに反映させるよう努めている。また、監査室が中心となり、公的研究費に係る内部監査を毎年実施している(根拠資料10-2-10)。

## 10(2).2 長所・特色

予算編成については、各申請部署が中期目標・中期計画に基づく重点項目の申請と経常的経費申請を区別して申請、経営会議委員によるヒアリング審査を経て、限りある財源をより重要性、至急性の高い教育研究活動に配分する仕組みとしている。

また科研費等の配付、執行においても、事務執行マニュアルの作成・配付及び執行事務説明会その他の取り組みの継続的な実施により、公的研究費の執行に係る重大な事務事故や不正使用等の事案は発生していない。従来からの取り組みを今後も継続することで、国のガイドラインや法令等の最新の改正にも対応し、適正執行を確保しつつ、同時に研究費の使い勝手のよさを高め、円滑な研究遂行を可能とする支援体制の維持に努めるとともに、ひいては外部研究資金の獲得件数・収入の増加に道を広げていく。

## 10(2).3 問題点

引き続き財務状況の改善、経常収支差額の黒字化に向けて、法人本部と連携して人件費の見直しを進めるとともに、教育研究経費、管理経費も含めた支出の適正な水準を検討・実施して

いく必要がある。構造的な赤字要因の精緻な分析、財務指標の数値目標設定、目標達成のための施策立案、課題解決への具体的アプローチ等の PDCA 実践が喫緊の課題である。

#### 10(2).4 全体のまとめ

経費の縮減を主軸に財務状況の改善と、経常収支差額の黒字化への回復に努めてきたものの、2016 年度以降赤字で推移してきた。このような状況の中、予算編成・執行を、一定のルールに従い適切に行うことで財務の規律性を維持している。また、予算執行に伴う効果の測定・分析や検証等の評価については、事業計画の評価(中間評価、年度末評価)と併せて実施している。また、監査法人による会計監査についても法令に則り適正に実施されており、事業報告書や監査報告書を始めとした各種報告書についても大学公式 WEB サイト等で適切に開示している(根拠資料 10-2-11)。

科学研究費補助金等の外部研究資金については、申請・受入・管理等の事務を企画課が担当しており、研究支援体制の強化を継続的に図ってきた結果として、採択件数が増加傾向にあるなど、いずれの項目も点検・評価基準を充たしていると言える。

## 終章

本学の大学運営と教育の質保証に関わる現在のシステムは、本報告書で説明してきたとおり、建学の精神と教育理念、聖心女子大学グランドデザインを踏まえた中期目標・中期計画(2020～2024年度)を基軸としている。点検・評価活動も、それに基づく改善改革も、これを基準に実施され、大学組織としての点検・評価は、年度の前期と後期の2回行われている。各年度の間評価ならびに年度末評価を中期目標・中期計画に照らして実施し、本学の現状と課題を把握して次年度の事業計画の策定へと展開させ、この事業計画がその年度の点検・評価を行う尺度となる、という仕組みが機能している。

本年度もこれに則り、2023年度の重点事業計画を案としてまとめ、学内の所定の会議体で審議検討を加えてきた。2024年度は各目標の達成を期す最終年度となるため、本体制が始動して4年目の2023年度はその実現に向けた重要な期間となる。

そこで、これまでの大学運営及び教育の質保証に関わる点検評価活動と改善改革の試みを総覧しながら、2023年度に特に取り組みが必要なテーマを7点に絞り、「最重点事業計画」として掲げることにした。以下、それらを示し、併せて今後の展望を述べたい。なお、各項目末尾の記号は「聖心女子大学 中期目標・中期計画(2020年度～2024年度)」の符号と連動しており、➡記号をもって、特に関連の深い本報告書の章を示した。

### 1) 全学評価委員会の位置付けや役割の見直しと各委員会との関わりの明確化

各評価単位及び各委員会の点検・評価活動を総括し、学長への提言を行う機関として全学評価委員会を位置づけ、その役割を強化する。併せて、教育・研究の実行組織としての教授会、大学院委員会および各委員会との関連性を明確化し、学長をトップとした大学ガバナンス体制を整える。(A(2)-1))。➡第2章 内部質保証、第3章 教育研究組織

### 2) 新カリキュラムに即した学修成果に係る指標の整備

3つのポリシーに基づく教学マネジメントの体制を整え、「学位プログラム」レベルの自己点検・評価の実施体制を整備する。そのため、新カリキュラムに即した学修成果に係る評価の整備を進める。アセスメント・テスト(GPS-Academic)や2023年度より実施予定の各種調査(卒業時アンケート、学生満足度調査(在学生アンケート)、卒業後3年目の卒業生対象アンケート、卒業生就職先企業アンケートなど)による多元的な指標を含んだアセスメント・プランを構築し、関連する様々な情報やデータを大学として収集・管理し、活用する仕組みを整え、IR活用の枠組みを整備する。(A(2)-2)) 連動 B(1)-4)。➡第4章 教育課程・学習成果

### 3) 次世代社会を見据えた学部・大学院教育の充実

各学科の専門的な知の探究とともに、「人文学・社会科学・人間科学を統合する総合的な知の探究」を本学の教育の両輪とし、次世代社会を見据えた教育の再構築を進める。そのため、2023年度からスタートする「聖心リベラル・アーツ」科目群を、本学の教育・研究活動の要の一つとして定着させる。また、大学院の教育・研究のあり方についても、学部教育との有機的な関連性を保たせながら、新たな時代に適合する価値を創造し、社会に広くアピールできるよう再検討を進める。(B-(1)-1))。➡第4章 教育課程・学習成果

### 4) アドミッション・ポリシーに合致した志願者の獲得に向けた具体的取り組み

入試制度、広報活動の両輪を有機的に連携・機能させる体制を整え、本学の教育理念及び、教育と学びの特徴を理解し、アドミッション・ポリシーに共感する学生の入学を促すための方策と具体的取り組みを推進する。(D(1)-2))。➡第5章 学生の受け入れ

### 5) グローバル共生研究所の体制の見直し

グローバル共生研究所は、本学の建学の精神に基づくグローバル共生教育と社会貢献活動の一大拠点であることを再確認し、同研究所の組織と体制に関するWGを改めて設置し、継続的かつ全学的な体制で運営できる仕組みを整える。(E(1)-2))。➡第9章 社会連携・社会貢献

### 6) 学生のニーズの多様化への支援体制の強化

社会状況及び、学生層の変化と多様化によりよく対応するため、学生に関する様々な IR 情報

を把握し、分析する。具体的には、学修、キャリア、課外活動、奨学金、健康等を含む学生の QOL を向上させるための支援体制を総合的に点検・評価し、その整備を進める。(F(1)-1))。➡ 第7章 学生支援

#### 7) 安定的な財務体質を確立するための収入増加、諸経費抑制・削減に向けた取り組み

2025 年度までの資金手当てについては、ほぼ見通しがついているものの、構造的な支出超過状態が継続しており、将来計画を進める上でも支障を抱えている。18 歳人口減少の影響や大学の社会的役割の変化に配慮しつつ、教育・研究活動や組織のあり方を見直しながら、安定的な財務体質を確立するための収入増加、諸経費の抑制・削減に向けた中長期的な財務計画を策定し、全学的な理解を得る。(G(1)-1))。➡ 第10章 大学運営・財務(2)財務

これら 2023 年度の重点事業計画と最重点事業計画と、大学全体ならびに各部署でのその実施、そしてそれらの点検・評価の結果が示す成果と課題は、今回の認証評価の結果とも相まって、実質上、次期中期目標・中期計画(2025～2029 年度)に課題や改善の方向性を提供する基本的資料となる点で、きわめて重要である。

また、大学運営と教育の質を保証するシステムが着実に稼働し、PDCA のサイクルが適切に回っていることを跡付ける意味でも、重要性を帯びている。

さらに、2023 年度に本学は創立 75 周年を祝うが、その記念事業は、25 年後の創立 100 周年の時に「こうでありたい本学の姿」からバック・キャストして構想されている。その基本的コンセプトは聖心スピリットを基底に置いた「宮代サステナブル・キャンパスの創出」で、「私たちの家である地球」(フランシスコ教皇)が抱える SDGs も意識しながら、次の4つの C を連携させる試みである。

教室で学ぶこと(curriculum)を学園生活(campus)で実践し、それを一部の人から大学共同体(communitiy)へと広げ大学自体の文化(culture)にする、の緊密な連携である。

この4つの C は同時に、広尾地区や渋谷区をはじめ、本学とつながりのある地域社会の一員、また「地球を共有する人類の一員」としての役割を果たしていくという、本学のミッションとも深く関わっている。

これを通して、本学の教育理念に基づき、「学術的探究を通じて知性を磨く」ことに加え、「地球を共有する人類の一員としての使命を自覚し」「社会の変動に対応できる実践力と自らの考えを自らの言葉として発信できる力を身につける」という、本学の人物育成の目標を実現しようとしているからである。

もちろん、これらを実際に推進する上では、18 歳人口の急減や Society 5.0 の進展、アフターコロナや気候変動をはじめとした地球環境問題などへの対応が求められる。そして、これらの対応を含めた本学の質保証に向けた改善努力は、スパイラル式に展開する5年ごとの中期目標・中期計画の策定と毎年 2 度の自己点検・評価や定期的な外部評価を得ながら、進められることになる。この度の認証評価も、その方向への大きな歩みとなることを願っている。